

第27回

通常総代会資料

※本書は総代会当日必ずお持ちください。



南彩農業協同組合

【経営理念】

J A南彩は地域農業振興を通じて「食」と「農」と「環境」を守り、地域社会の発展に貢献する事業活動を展開します。

【経営戦略】

○地域農業戦略の見直し・実践により農業所得の向上に努めます。

○組合員・地域住民のくらしを守るため、総合力を発揮して各種事業活動を通じて総合的な支援を行います。

○総合事業性を発揮するため、J A経営健全性の確立に努めます。

「J A綱領」－わたしたちJ Aのめざすもの－

わたしたちJ Aの組合員・役職員は、協同組合運動の基本的な定義・価値・原則(自主、自立、参加、民主的運営、公正、連帯等)に基づき行動します。そして、地球的視野に立って環境変化を見通し、組織・事業・経営の革新をはかります。さらに、地域・全国・世界の協同組合の仲間と連携し、より民主的で公正な社会の実現に努めます。

このため、わたしたちは次のことを通じ、農業と地域社会に根ざした組織としての社会的役割を誠実に果たします。

わたしたちは、

1. 地域の農業を振興し、わが国の食と緑と水を守ろう。
1. 環境・文化・福祉への貢献を通じて、安心して暮らせる豊かな地域社会を築こう。
1. J Aへの積極的な参加と連帯によって、協同の成果を実現しよう。
1. 自主・自立と民主的運営の基本に立ち、J Aを健全に経営し信頼を高めよう。
1. 協同の理念を学び実践を通じて、共に生きがいを追求しよう。

ご あ い さ つ

初夏の季節を迎え、本日ここに第27回通常総代会を開催いたしましたところ、皆様には時節柄大変ご多用のところ差繰りご出席を賜り厚く御礼申し上げます。

常日頃、ＪＡの組織・事業運営に対しまして、組合員をはじめ関係各位の格別なるご理解とご協力を賜り重ねて御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルスの発生から３年余の月日が経過し、これまで２類相当としていた分類が５類へ引き下げられました。今後は社会経済活動への期待が高まる一方で、ロシアによるウクライナ侵攻は、終息の兆しが見えず、国際情勢の変化に伴い、肥料・燃油等生産資材価格は高止まりしており、農業経営を取巻く環境はかつてない厳しい状況にあります。

また、ＪＡを巡る情勢は、低金利の長期化により、資金運用の好転が見込めず、厳しい経営環境が続いております。このような環境の変化に対し、店舗再編整備や経済事業の収支改善、内部統制の強化を進め、持続可能な経営基盤の強化に取り組んでおります。

このような状況の中、令和４年度事業では、昨年度に続き、農業生産資材等の価格高騰に対し、組合員へ助成金の支援を行いました。また、行動制限の解除に伴い、組合員の皆様とＪＡのふれあいイベントも徐々に再開しました。組織整備においては、組合員・地域利用者のご理解とご協力により６店舗を再編し、営農経済センターは、北部地区（久喜・菖蒲）を統合しました。その結果、本店ならびに９支店・４営農経済センター体制となりました。

主な事業実績については、一部事業を除き概ね前年以上の成果を挙げさせていただくことができました。改めて組合員皆様方のご支援・ご協力の賜物と心より感謝と御礼を申し上げます。

なお、詳細につきましては、別記のとおりでございます。

今後は、支店機能性の充実と組合員・利用者への支援強化に向けて、積極的な訪問活動と対話運動を通じ、継続して組合員・利用者との関係強化に努めてまいります。

さらに持続可能な農業と豊かで暮らしやすい地域共生社会の実現を目指し、食と農を基軸として地域に根ざした協同組合としての役割を発揮し、『農業者の所得増大』『農業生産の拡大』『地域の活性化』の３つの基本目標に取組み、「不断の自己改革によるさらなる進化」を目指し、役職員が一体となり取り組んでいく所存でございますので、組合員皆様には、より一層のご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに組合員皆様のご健勝・ご多幸をご祈念申し上げ、挨拶とさせていただきます。

令和５年６月13日

南 彩 農 業 協 同 組 合
代表理事組合長 菊池 義雄

第27回 通常総代会次第

日 時：令和 5 年 6 月13日(火) 午後 2 時

場 所：蓮田市総合文化会館 どきどきホール

1. 開 会

2. J A綱領唱和

3. 組合長挨拶

4. 来賓挨拶

5. 議長選任

--

6. 開票立会人の選任

7. 書記の任命

8. 議 事（第 1 号議案～第11号議案・附帯決議）

9. 監査報告（第 1 号議案上程後）

10. 閉 会

総代の出席状況

総代数	本人出席	代理人出席	議決権行使書面	合 計

第27回 通常総代会提出議案

【報告事項】 第27期（令和4年度）貸借対照表、損益計算書、注記表および附属明細書の報告について

【決議事項】

- 第1号議案** 第27期（令和4年度）事業報告、剰余金処分案の承認について
第27期（令和4年度）の「事業報告」および「剰余金処分案」を確定させるため、ご承認をお願いするものです。
第27期（令和4年度）の事業報告および剰余金処分案は本資料（12ページ～75ページ）に記載のとおりです。
- 第2号議案** 第28期（令和5年度）事業計画の設定について
第28期（令和5年度）の「事業計画」のご承認をお願いするものです。
事業計画書については、本資料（77ページ～107ページ）に記載のとおりです。
- 第3号議案** 定款の一部変更について
農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（法律第56号）により、正組合員たる地位継続の特例にかかる根拠規定が削除されたことに伴い、必要な規定整備を行うため、定款の一部変更をするものです。
上記定款の一部変更は、本資料（108ページ）に記載のとおりです。
- 第4号議案** 定款の一部変更について
理事会附議を要する不良債権の処理方針について、対象債権の範囲にかかる必要な規定整備を行うため、定款の一部変更をするものです。
上記定款の一部変更は、本資料（109ページ）に記載のとおりです。
- 第5号議案** 定款附属書総代選挙規程の一部変更について
農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（法律第56号）により、正組合員たる地位継続の特例にかかる根拠規定が削除されたことに伴い、必要な規定整備を行うため、定款附属書総代選挙規程の一部変更をするものです。
上記定款の一部変更は、本資料（110ページ）に記載のとおりです。

第6号議案 退任理事に対する役員退任慰労金の支給について

任期満了に伴い退任する理事に対し、在任中の労に報いるため「役員退任慰労金規程」に基づき、役員退任慰労金を支給することとします。

(1) 退任理事の氏名と略歴

氏名	略歴	氏名	略歴
たなか たかし 田中 隆	平成20年6月10日常務理事就任 令和2年6月11日理事就任 現在に至る。	ふじぬま ひでお 藤沼 秀夫	平成26年12月1日総代就任 令和2年6月11日理事就任 現在に至る。
はしもとま さみ 橋本眞砂美	令和2年6月11日理事就任 現在に至る。	とだ しゅん 戸田 俊	平成29年6月11日理事就任 現在に至る。
いしづか いくし 石塚 郁志	平成23年6月10日理事就任 現在に至る。	きし ひろし 岸 博	平成26年6月10日理事就任 現在に至る。
せおふじお 瀬尾富士夫	令和2年6月11日理事就任 現在に至る。	せきねさ とこ 関根さと子	平成29年6月11日理事就任 現在に至る。
おがわ としお 小川 利雄	平成23年6月10日理事就任 現在に至る。	やべ けいこ 矢部 啓子	平成29年6月11日理事就任 現在に至る。
よしおか まさひろ 吉岡 政広	平成26年6月10日理事就任 現在に至る。	はまの つとむ 濱野 力	平成28年6月21日青年部参与就任 平成29年4月21日埼玉県農協青年部 協議会委員長就任 令和2年6月11日理事就任 現在に至る。
いしい まさたか 石井 正孝	平成20年6月10日理事就任 現在に至る。	いのうえ かおる 井上 薫	平成29年6月11日常務理事就任 現在に至る。
こじま よしお 小島 義男	令和2年6月11日理事就任 現在に至る。	こばやし まちる 小林 守	平成29年6月11日常勤監事就任 令和2年6月11日常務理事就任 現在に至る。

(2) 支給の額について

「役員退任慰労金規程」に基づき、総額16,839,377円以内とします。

(3) 支給の方法等について

支給方法、時期については理事会に一任願いたいと存じます。

第7号議案 退任監事に対する役員退任慰労金の支給について

任期満了により退任する監事に対し、在任中の労に報いるため「役員退任慰労金規程」に基づき、役員退任慰労金を支給することとします。

(1) 退任監事の氏名と略歴

氏名	略歴	氏名	略歴
せきね ふみお 関根 文男	平成23年12月1日総代就任 令和2年6月11日監事就任 現在に至る。	かわなべ まさる 川鍋 優	令和2年6月11日監事就任 現在に至る。
たかさき こうえい 高崎 光英	平成26年6月10日理事就任 令和2年6月11日代表監事就任 現在に至る。	きむら みつゆき 木村 光之	平成26年6月10日常務理事就任 令和2年6月11日常勤監事就任 現在に至る。
すぎさき くにあき 杉崎 國昭	令和2年6月11日監事就任 現在に至る。		

(2) 支給の額について

「役員退任慰労金規程」に基づき、総額4,176,330円以内とします。

(3) 支給の方法等について

支給方法、時期については監事の協議に一任願いたいと存じます。

第8号議案 役員の選任について

理事 31人

監事 7人

役員推薦会議から候補者名簿が提出されたので選任案として提出します。

なお、監事の議案については、監事全員の同意を得ています。

理事及び監事の候補者は次のとおりです。

また、農協法第30条第12項の要件は満たしております。

区分	候補者名	生年月日	略歴	主な事業の利用 及び取引関係等
理事候補者 第1区 (川通)	すぎさき かずまさ 鈴木 一全	昭和30年 12月17日	平成20年3月南彩農業協同組合退職 平成26年12月総代就任 現在に至る。 農業 認定農業者	貯金、共済、購 買、販売事業の 利用
理事候補者 第2区 (柏崎)	すぎさき けんじ 杉崎 兼資	昭和27年 6月22日	平成29年6月11日理事就任 現在に至る。 農業 実践的能力者（組合の理事を1期以 上経験）	貯金、共済、購 買、販売事業の 利用
理事候補者 第3区 (和土)	たかはし ひろし 高橋 博	昭和27年 5月15日	平成26年6月10日理事就任 現在に至る。 農業 認定農業者・実践的能力者（組合の 理事を1期以上経験）	貯金、貸付、共 済、購買、販売 事業の利用

区分	候補者名	生年月日	略 歴	主な事業の利用 及び取引関係等
理事候補者 第5区 (慈恩寺)	あらい たかかつ 新井 孝勝	昭和31年 9月4日	令和元年3月日本化薬株式会社退職 農業	貯金、共済、購 買事業の利用
理事候補者 第6区 (河合)	せきね しょういち 関根 正一	昭和29年 1月2日	平成26年6月10日理事就任 現在に至る。 農業 実践的能力者（組合の理事を1期以 上経験）	貯金、共済、購 買、販売事業の 利用
理事候補者 第7区 (春日部)	せきねこうたろう 関根耕太郎	昭和33年 1月21日	令和2年6月11日理事就任 現在に至る。 農業 認定農業者・実践的能力者（組合の 理事を1期以上経験）	貯金、貸付、共 済、購買、販売 事業の利用
理事候補者 第8区 (豊春)	さいとう あきお 齋藤 昭雄	昭和44年 9月16日	農業	貯金、共済、購 買事業の利用
理事候補者 第9区 (武里)	くぼ やりょうじ 久保谷了二	昭和32年 3月23日	平成29年12月総代就任 現在に至る。 農業	貯金、貸付、共 済、購買、販売 事業の利用
理事候補者 第10区 (幸松)	いしかわ かつや 石川 勝也	昭和34年 11月27日	令和5年3月全農埼玉県本部 東部営農課、 営農販売課を経て退職 令和2年12月総代就任 現在に至る。 実践的能力者（JAグループで営農指導業 務に携わる）	貯金、共済、購 買事業の利用
理事候補者 第12区 (蓮田)	つねみ じゅん 常見 淳	昭和31年 10月18日	令和2年6月11日理事就任 現在に至る。 令和2年7月 蓮田市農業委員就任 農業 認定農業者・実践的能力者（組合の 理事を1期以上経験）	貯金、共済、購 買、販売事業の 利用
理事候補者 第13区 (黒浜)	やまもと としかず 山本 寿一	昭和34年 1月28日	令和2年7月 蓮田市農業委員就任 農業法人株式会社彩野グリーンファーム取 締役 農業 認定農業者（農業法人）	貯金、貸付、共 済、購買、販売 事業の利用
理事候補者 第14区 (平野)	つかもと せいいち 塚本 精一	昭和33年 7月14日	令和4年3月 伊奈町役場退職 令和4年4月 農事組合法人駒崎転作組合 理事就任 農業	貯金、共済、購 買事業の利用
理事候補者 第15区 (日勝)	えのもと たかし 榎本 孝	昭和30年 3月9日	平成26年6月10日理事就任 現在に至る。 株式会社榎本フルーツファーム代表取締役 農業 認定農業者・実践的能力者（組合の 理事を1期以上経験）	貯金、貸付、共 済、購買事業の 利用
理事候補者 第16区 (篠津)	あべ まさひろ 阿部 正弘	昭和37年 5月17日	平成24年12月南彩農業協同組合退職 令和2年12月総代就任 現在に至る。 株式会社茶屋不動産取締役	貯金、貸付、共 済、購買事業の 利用

区分	候補者名	生年月日	略 歴	主な事業の利用 及び取引関係等
理事候補者 第17区 (大山)	あら い はじめ 荒井 肇	昭和29年 1月3日	令和2年6月11日理事就任 現在に至る。 農業 認定農業者・実践的能力者（組合の理事を 1期以上経験）	貯金、共済、購 買、販売事業の 利用
理事候補者 第18区 (百間)	たかはし ひろし 高橋 博	昭和28年 1月19日	令和2年6月11日理事就任 現在に至る。 農業 認定農業者・実践的能力者（組合の 理事を1期以上経験）	貯金、共済、購 買、販売事業の 利用
理事候補者 第19区 (須賀)	や べ とよひこ 矢部 豊彦	昭和36年 6月20日	令和2年6月三菱マテリアル株式会社退社 農業	貯金、貸付、共 済、購買、販売 事業の利用
理事候補者 第20区 (太田)	せき 関 あきら 関 明	昭和30年 7月23日	平成21年2月南彩農業協同組合退職 令和2年12月総代就任 現在に至る。	貯金、貸付、共 済、購買事業の 利用
理事候補者 第22区 (清久)	わたなべ じん 渡邊 仁	昭和31年 1月2日	平成29年6月11日監事就任 令和2年6月11日理事就任 現在に至る。 農業 認定農業者・実践的能力者（組合の 監事を1期以上経験）	貯金、貸付、共 済、購買、販売 事業の利用
理事候補者 第23区 (江面)	すずき もりお 鈴木 守男	昭和41年 4月29日	株式会社興商 代表取締役 株式会社ライズ 代表取締役 平成20年6月10日理事就任 現在に至る。 実践的能力者（組合の理事を1期以上経験）	貯金、共済、購 買事業の利用
理事候補者 第24区 (菖蒲)	きむら ゆたか 木村 豊	昭和30年 5月14日	令和2年6月11日理事就任 現在に至る。 農業 認定農業者・実践的能力者（組合の 理事を1期以上経験）	貯金、共済、購 買事業の利用
理事候補者 第25区 (三箇)	きくち よしお 菊池 義雄	昭和34年 5月3日	平成26年6月10日常務理事就任 令和2年6月11日代表理事組合長就任 現在に至る。 実践的能力者（組合の理事を1期以上経験）	貯金、共済、購 買、販売事業等 の利用
理事候補者 第26区 (小林)	は せ が わ ひ で ゆ き 長谷川秀之	昭和30年 11月25日	平成20年6月10日常務理事就任 平成26年6月10日常勤監事就任 平成29年6月11日常勤監事退任 農業 認定農業者・実践的能力者（組合の 理事を1期以上経験）	貯金、貸付、共 済、購買、販売 事業の利用
理事候補者 第27区 (栢間)	かねこ よしお 金子 喜雄	昭和28年 7月5日	令和2年6月11日理事就任 現在に至る。 農業 実践的能力者（組合の理事を1期以 上経験）	貯金、共済、購 買、販売事業の 利用
理事候補者 (区域全体)	くわばら よしえ 桑原 由枝	昭和29年 8月17日	平成25年3月南彩農業協同組合退職 平成29年5月～令和3年 埼玉県女性組織 協議会副会長就任 平成27年5月31日女性部部長就任 現在に 至る。	

区分	候補者名	生年月日	略 歴	主な事業の利用 及び取引関係等
理事候補者 (区域全体)	のほら さちえ 野原 幸江	昭和33年 7月4日	平成26年12月白岡市民生委員・児童委員委 嘱 現在に至る。	
理事候補者 (区域全体)	きし ゆきこ 岸 幸子	昭和32年 6月10日	令和2年6月11日理事就任 現在に至る。 農業 実践的能力者（組合の理事を1期以 上経験）	
理事候補者 (区域全体)	おおさわ かずき 大澤 一樹	昭和51年 6月30日	平成30年6月青年部部長就任 令和2年6月青年部顧問就任 令和元年7月久喜市農業委員会委員就任 現在に至る。 農業 認定農業者	
理事候補者 (区域全体)	まつおか まさのり 松岡 昌典	昭和40年 9月26日	令和2年6月11日常務理事就任 現在に至 る。 実践的能力者（組合の理事を1期以上経験）	
理事候補者 (区域全体)	みすみ ひでお 三角 英夫	昭和39年 10月14日	平成29年4月1日企画管理部長就任 令和5年4月1日企画管理部付部長就任 現在に至る。 実践的能力者（組合で監査または上級管理 者を経験）	
理事候補者 (区域全体)	ほんだ さとる 本田 悟	昭和40年 10月17日	令和2年4月1日監査室長就任 令和5年4月1日金融共済部付部長就任 現在に至る。 実践的能力者（組合で監査または上級管理 者を経験）	
監事候補者 第4区 (新和)	いけだ まさじ 池田 昌司	昭和29年 6月4日	農業	貯金、共済、購 買、販売事業の 利用
監事候補者 第15区 (日勝)	おりはら ふみとし 折原 史年	昭和34年 9月15日	平成29年6月11日理事就任 令和2年6月11日監事就任 現在に至る。 農業	貯金、貸付、共 済、購買、販売 事業の利用
監事候補者 第19区 (須賀)	おかむら ゆきお 岡村 行雄	昭和34年 8月13日	令和2年3月宮代町役場退職 令和2年12月総代就任 現在に至る。 農業	貯金、貸付、共 済、購買、販売 事業の利用
監事候補者 第23区 (江面)	きしだ かずお 岸田 一男	昭和30年 3月18日	令和2年12月総代就任 久喜市農業委員会委員 現在に至る。 農業	貯金、共済、購 買、販売事業の 利用
監事候補者 第24区 (菖蒲)	しまむら よしゆき 嶋村 美行	昭和29年 12月3日	令和元年11月遠藤建設株式会社退社 令和2年12月総代就任 現在に至る。 農業	貯金、共済、購 買事業の利用

区分	候補者名	生年月日	略 歴	主な事業の利用 及び取引関係等
監事候補者 (区域全体)	いまい きよし 今井 清志	昭和39年 6月10日	令和4年4月1日久喜江面支店統括支店長 就任 令和5年4月1日監査室付室長就任 現在 に至る。 実践的能力者（組合で監査または上級管理 者を経験）	
監事候補者 (区域全体)	やはぎ としのぶ 矢作 俊信	昭和29年 8月15日	平成29年6月11日員外監事就任 現在に至 る。	

- (注) 1. 理事候補者と当組合との間における特別利害関係は次のとおりです。
- ・当組合との間に貸付の利用がある候補者は「主な事業の利用及び取引関係等」に記載のとおりです。また、記載にない理事候補者 松岡昌典氏、三角英夫氏は、当組合との間に貸付の利用があります。
 - ・理事候補者 阿部正弘氏は株式会社茶屋不動産取締役であり、各種取引の当事者です。
2. 監事候補者矢作俊信氏は、員外監事候補者であります。また、矢作俊信氏を員外監事候補者としたのは、同氏の長年にわたる中央会役職員としての経験や能力を当組合の業務・会計に係る監査に活かしていただくためです。
3. 当組合は、保険会社との間で、理事全員及び監事全員を被保険者とした役員賠償責任保険契約（農協法第35条の8に規定する保険契約）を締結する予定です。当契約は、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金や争訟費用の損害等を填補するものです。

第9号議案 第28期（令和5年度）における理事の報酬について

昨年度の支給実績、事業実績、経済環境、また、埼玉県JA役職員報酬給与等審議会の答申等を考慮し、第28期（令和5年度）の理事31人の報酬は総額60,700千円以内とし、各理事の報酬額、支給方法等は理事会に一任願いたいと存じます。

第10号議案 第28期（令和5年度）における監事の報酬について

昨年度の支給実績、事業実績、経済環境、また、埼玉県JA役職員報酬給与等審議会の答申等を考慮し、第28期（令和5年度）の監事7人（うち員外監事1人）の報酬は総額14,400千円以内とし、各監事の報酬額、支給方法等は監事の協議に一任願いたいと存じます。

第11号議案 定款の一部変更について（支店統合による事業機能強化に伴う変更）

変更の内容については、本資料（111ページ）に記載のとおりです。

附 帯 決 議

本日の決議事項について、権利義務に関せざる字句の修正および行政庁の指示による変更については、その処理を理事会に一任する。

【報告事項】 JAバンク基本方針の変更について

変更の内容については本資料（112ページ～136ページ）に記載のとおりです。

総代会に対する理事の提出書

第27期事業報告、貸借対照表、損益計算書、注記表、附属明細書および剰余金処分案を別紙のとおり通常総代会に提出します。

令和5年6月13日

南 彩 農 業 協 同 組 合

代表理事組合長	菊池 義雄	理 事	榎本 孝
常 務 理 事	井上 薫	理 事	小島 義男
常 務 理 事	小林 守	理 事	荒井 肇
常 務 理 事	松岡 昌典	理 事	高橋 博
理 事	杉崎 兼資	理 事	戸田 俊
理 事	高橋 博	理 事	藤沼 秀夫
理 事	田中 隆	理 事	渡邊 仁
理 事	橋本真砂美	理 事	鈴木 守男
理 事	関根 正一	理 事	木村 豊
理 事	関根耕太郎	理 事	岸 博
理 事	石塚 郁志	理 事	金子 喜雄
理 事	瀬尾富士夫	理 事	関根さと子
理 事	小川 利雄	理 事	矢部 啓子
理 事	常見 淳	理 事	岸 幸子
理 事	吉岡 政広	理 事	濱野 力
理 事	石井 正孝		

目 次

○ 事 業 報 告

1. 組合の事業活動の概況に関する事項

(1) 当該事業年度の末日における主要な事業活動の内容と成果……………	12
(2) 当該事業年度における事業の経過……………	13
(3) 当該事業年度における重要事項……………	18
(4) 財務・事業成績の推移……………	18
(5) 対処すべき重要な課題……………	21
(6) その他組合の事業活動の概況に関する重要な事項……………	22

2. 組合の運営組織の状況に関する事項

(1) 総代会の開催状況……………	24
(2) 組合員の状況……………	25
(3) 役員の状況……………	25
(4) 会計監査人の状況……………	27
(5) 職員の状況……………	27
(6) 組織の構成……………	28
(7) 施設の設置状況……………	30
(8) 子会社等の状況……………	32

○ 事業報告の附属明細書……………	33
-------------------	----

○ 貸 借 対 照 表……………	34
------------------	----

○ 損 益 計 算 書……………	36
------------------	----

○ 注 記 表……………	38
--------------	----

○ 貸借対照表等の附属明細書……………	51
---------------------	----

○ 剰余金処分案……………	60
---------------	----

○ 監 査 報 告 書……………	62
------------------	----

○ 部門別損益計算書……………	67
-----------------	----

○ 事業別の明細……………	68
---------------	----

○ 労働保険事務組合における労働保険料その他の徴収金の徴収、納付状況報告書……	75
---	----

第27期 事業報告

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

1. 組合の事業活動の概況に関する事項

（1）当該事業年度の末日における主要な事業活動の内容と成果

販売事業では、需要に見合った計画生産と飼料用米・米粉用米等、昨年以上の取組み強化はいたしましたが、古米の在庫も多く米価は緩やかな上昇となりました。青果物では梨等、降雪による被害も大きく販売に影響がありました。また、量販店での対面販売促進活動は自粛を余儀なくされましたが、当直売所では、動画配信サイト、対面販売を行ない管内農産物の消費拡大に取組み、全体の販売取扱実績は2,802百万円（計画対比94.6%）となりました。

信用事業の貯金では、「集める貯金」から「集まる貯金」へのシフトとして、付帯取引拡大を通じて当座性貯金増加による調達コストの削減をはかるため顧客メイン化（年金・給振・JAカード・IB等）の取組みを行い、貯金総額282,078百万円（計画対比99.9%）となりました。貸出金では、「貸出強化プラン」の実践として、住宅ローンおよび賃貸施設資金を中心とした事業資金の獲得に向け、ローンセンターによる営業強化、農業資金での利子補給と保証料助成を活用したJA農機ハウスローンの展開、またWeb広告の活用による効率的なPRでネットローンの取組み強化を行い、貸付留保金を含めた貸出金総額68,189百万円（計画対比99.9%）となりました。

共済事業では「既加入世帯全戸に対する3Q訪問活動・3Qコール活動」また「次世代層との接点強化」を実践し、組合員・利用者の保障拡大をはかりました。そして、「ひと・いえ・くるま・農業の総合保障」の実現に向けて、ライフプランに合わせた推進活動を展開し、未加入分野の商品の提案や加入分野の保障をより手厚く充実させるための商品提案および次世代層と新たなJAファンの拡大をはかりました。推進総合ポイント（※1）で1,464万ポイント（計画対比96.0%）、重点施策ポイント（※2）で960万ポイント（計画対比94.5%）となりました。

生産購買関連事業では、「農業者の所得増大」に向け、銘柄集約によるコスト低減、安定供給、肥料先行購入等に取り組みました。また農業生産資材等の高騰を受け、JAとして農薬・燃料購入者へ助成金の支援を行いました。一方、生活購買関連事業では、依然として続いている新型コロナウイルスの影響によりイベント等の自粛もありましたが、3年ぶりのふれあい感謝祭の開催、葬祭事業については、終活セミナー・アグリ倶楽部会員募集キャンペーン等の実施、また、直売所事業では、タイムセール・苺フェア等の開催による集客強化に取り組みました。購買事業全体で、各直売所の購買品も含め3,128百万円（計画対比98.8%）の取扱いになりました。

このように、農業、JAを取り巻く環境が年々厳しさを増すなか、本年度は事業利益258百万円当期剰余金も371百万円となり、剰余金処分による事業利用分量配当を提案できますことは、組合員ならびにご利用いただきました多くの皆様のご支援・ご協力の賜物と厚くお礼申し上げます。

今後もさらに地域の皆様から期待されるJAとして事業活動に取組んでまいりますので、より一層のご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

（※1）推進総合ポイントとは、重点施策ポイントと短期共済（自動車新規除く）ポイントの合計

（※2）重点施策ポイントとは、生命総合共済（一時払契約・転換含む）、建物更生共済、自動車共済新規ポイントの合計

(2) 当該事業年度における事業の経過

年 月 日	名 称	内 容 等
4 4 1	監事監査	令和3年度下半期現物棚卸監事監査
12. 15. 18~20	みのり監査法人決算監査	令和3年度決算監査
13	店舗統合に伴う太田地区総代説明会	場所：久喜江面支店
13	店舗統合に伴う菖蒲・寺田地区総代説明会	場所：菖蒲南支店
14. 21~22	監事監査	令和3年度下半期監事監査
15	農産物販売促進員(なんさい小町)委嘱式	場所：蓮田支店
15	T A C (営農涉外) 進発式	令和4年度事業活動に向けて決意表明 場所：蓮田支店
21	涉外担当者進発式	場所：宮代支店(蓮田、宮代地区)
25	涉外担当者進発式	場所：菖蒲南支店(白岡、久喜、菖蒲地区)
26	涉外担当者進発式	場所：本店(岩槻、春日部地区)
27	定例理事会	第26回通常総代会開催について、他
28	岩槻城南支店店舗建設委員会	基本計画について
5 10	稲作研修	新採用職員田植え研修 場所：岩槻
16	監事会	会計監査人監査の方法及び結果の相当性判断について、他
18	年金相談会	全管内開催
20	第11回女性部通常総会	場所：本店
26	定例理事会	4月末財務状況について、他
30~31	総代会支店別議案説明会	第26回通常総代会提出議案事前説明
6 1~2	総代会支店別議案説明会	第26回通常総代会提出議案事前説明
3	株式会社なんさいふぁー夢定時株主総会	場所：本店
6	J A 南彩農業災害対策本部	6/3の降雹による設置
10	第26回通常総代会	場所：蓮田市総合文化会館ハストピア どきどきホール
14	営農経済委員会	梨選果場の統合について
15	総務委員会	梨選果場の統合について
21	岩槻城南支店店舗建設委員会	基本計画の確認について
21	第10回青年部通常総会	場所：本店
24	代表理事等との定期的会合	監査の方針・監査計画の策定に関する事項について、他
24	監事会	監事報酬の配分、監事監査費用について、他
27	定例理事会	5月末財務状況について、他



稲作研修(田植え研修)



第26回通常総代会

年	月	日	名 称	内 容 等
4	7	1 (～11月末)	なんさいの日イベント	フォトコンテスト
		16～24	なんさいの日イベント	J A 南彩農産物直売所大抽選会
		22	県青協親睦ソフトボール大会	場所：さいたま市 東京健保組合大宮運動場
		22～23	J A 南彩夏の農機展示会	場所：蓮田市総合文化会館 総合市民体育館第二駐車場
		25～26	みのり監査法人計画監査	令和4年度財務諸表等監査における計画監査
		27	定例理事会	6月末財務状況について、他
		31	なんさいの日	収穫体験ドライブラリー 場所：加須市むさしの村
8	12		農業体験研修	入組2年目職員梨選果研修 場所：苅蒲梨選果場
		18	青パパイヤ研究会通常総会	書面議決による開催
		19	非常勤理事研修会(Web開催)	場所：本店
		26	営農経済委員会	令和4年産米概算金について、他
		26	監事会	みのり監査法人監査計画概要説明について、他
		26	定例理事会	7月末財務状況について、他
9	2		女性部本部役員研修会	J A スマホ教室、本部役員会議 場所：本店
		5	稲作研修	新採用職員稲刈り作業 場所：岩槻
		16	年金友の会	場所：山梨県甲州市勝沼町
		20	監事研修会	令和4年度上半期監事監査について、他
		20	監事会	令和4年度上半期監事監査の実施について、他
		27	定例理事会	8月末財務状況について、他
		30	監事監査	令和4年度上半期現物棚卸監事監査



農産物直売所大抽選会



女性部本部役員研修会

年 月 日	名 称	内 容 等
4 10 3	監事監査	令和4年度上半期現物棚卸監事監査
5	(仮称)慈恩寺・河合支店店舗建設委員会	工事進捗報告、現場視察
12	渉外担当者下期進発式	場所：本店（岩槻、春日部、蓮田地区）
13	渉外担当者下期進発式	場所：菖蒲南支店（宮代、白岡、久喜、菖蒲地区）
13～14	みのり監査法人期中監査	経営者とのディスカッション、他
17. 20～21	監事監査	令和4年度上半期監事監査
17	TAC（営農渉外）下期進発式	場所：菖蒲南支店
19	年金相談会	全管内開催
19	金融共済委員会	令和4年度上半期仮決算状況について、他
19	営農経済委員会	令和4年度上半期仮決算状況について、他
23	オータムフェスティバル親と子のつどい	場所：加須市むさしの村
24	総務委員会	令和4年度上半期仮決算状況について、他
27	定例理事会	9月末財務状況について、他
11 1	准組合員モニターミーティング	場所：菖蒲南支店、菖蒲グリーンセンター
2. 4. 7～8	みのり監査法人期中監査	経営者とのディスカッション、他
9	総務・金融共済合同委員会	合同開催 ATM再編計画について、他
15	店舗統合に伴う川通地区組合員説明会	場所：川通支店
17	店舗統合に伴う幸松・豊野地区組合員説明会	場所：春日部東支店
17	店舗統合に伴う菖蒲・寺田地区組合員説明会	場所：菖蒲南支店
18	営農経済センター統合に伴う久喜地区組合員説明会	場所：久喜市緑風館
21	営農経済センター統合に伴う菖蒲地区組合員説明会	場所：菖蒲南支店
24	代表理事等との定期的会合	令和4年度上半期監事監査の指摘事項に対する改善状況について、他
24	監事会	監事監査規程の一部変更について、他
28	定例理事会	10月末財務状況について、他
12 2	久喜江面支店店舗建設委員会	工事進捗報告、現場視察
10	ふれあい感謝祭	場所：蓮田市総合文化会館ハストピア
13	岩槻城南支店店舗建設委員会	設計経過報告について
14	店舗統合に伴う慈恩寺地区組合員説明会	場所：慈恩寺支店
14	店舗統合に伴う河合地区組合員説明会	場所：河合支店
15	店舗統合に伴う太田地区組合員説明会	場所：久喜江面支店
22	定例理事会	11月末財務状況について、他



准組合員モニターミーティング



ふれあい感謝祭

年 月 日	名 称	内 容 等
5 1 10	常例検査（現物検査）	農協法に基づく検査（埼玉県農林部）
10	自己改革の実践に向けた組合員との対話集会	岩槻地区 場所：岩槻城南支店
11	自己改革の実践に向けた組合員との対話集会	久喜地区 場所：久喜江面支店
16	自己改革の実践に向けた組合員との対話集会	春日部地区 場所：本店
17	自己改革の実践に向けた組合員との対話集会	蓮田地区 場所：蓮田支店
17	青年部役員との意見交換会	常勤役員との意見交換会 場所：久喜江面支店
18	自己改革の実践に向けた組合員との対話集会	白岡・宮代地区 場所：宮代支店、菖蒲地区 場所：菖蒲南支店
19	第3回JA南彩家の光購読者・女性の集い	場所：加須市むさしの村
21～22	ドライブラリー	野菜収穫体験といちご狩り 場所：菖蒲グリーンセンター隣、他
24	岩槻城北支店店舗建設委員会	岩槻城北支店引渡式
25	久喜江面支店店舗建設委員会	久喜江面支店引渡式
27	定例理事会	12月末財務状況について、他
28～29	農機大展示会	場所：加須市むさしの村
2 2～3	みのり監査法人期中監査	期中監査、他
7	女性部本部役員との意見交換会	常勤役員との意見交換会
13	開所式	北部営農経済センター統合オープン式典
14	岩槻城南支店店舗建設委員会	岩槻城南支店建設に伴う見積金額について、他
20	店舗統合オープンセレモニー	場所：岩槻城南支店、春日部支店
24	代表理事等との定期的会合	監査の方針、監査計画等の策定に関する事項について
24	監事会	令和4年度代表理事等との定期的会合の実施計画について、他
27	店舗統合オープンセレモニー	場所：菖蒲南支店
28	定例理事会	1月末財務状況について、他
3 17	監事研修会	令和4年度下半期監事監査について、他
17	監事会	令和4年度下半期監事監査の実施について、他
7～8	みのり監査法人期中監査	資産査定及び貸倒引当金等の確認、他
3	岩槻城北支店プレオープン	プレオープン開催
13	岩槻城北支店オープン	オープンセレモニー開催
17	久喜江面支店プレオープン	プレオープン開催
22	営農経済委員会	令和4年度決算見込並びに令和5年度の事業計画について、他
22	金融共済委員会	令和4年度決算見込並びに令和5年度の事業計画について、他
23	総務委員会	令和4年度決算見込並びに令和5年度の事業計画について、他
27	久喜江面支店オープン	オープンセレモニー開催
28	定例理事会	2月末財務状況について、他
31	監事監査	令和4年度下半期現物棚卸監査



自己改革の実践に向けた組合員との対話集会



ドライブラリー



岩槻城北支店オープン



久喜江面支店オープン



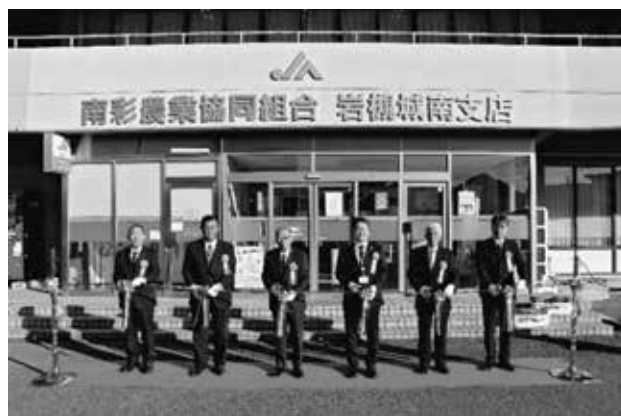
岩槻城北支店竣工式



久喜江面支店竣工式



営農経済センター統合式典（北部営農経済センター）



店舗統合式典（岩槻城南支店）



店舗統合式典（春日部支店）



店舗統合式典（葛蒲南支店）

(3) 当該事業年度における重要事項

- 1) 第24回および第26回通常総代会において承認いただきました J A 南彩組織整備全体構想に基づき令和 5 年 2 月 20 日、川通支店が岩槻城南支店に、春日部東支店が春日部支店に統合しました。また、2 月 27 日には菖蒲支店と寺田支店が菖蒲南支店に統合しました。
- 2) 令和 5 年 3 月 13 日、慈恩寺支店と河合支店が統合し、「岩槻城北支店」が新築オープンしました。
- 3) 令和 5 年 3 月 27 日、太田支店が久喜江面支店に統合し、新築オープンしました。
- 4) 令和 5 年 2 月 13 日、久喜営農経済センターと菖蒲営農経済センターが統合し新たに「北部営農経済センター」がオープンしました。
- 5) 令和 4 年 11 月 1 日に令和 4 年度第 1 回准組合員モニターミーティングを開催しました。農業や地域経済の発展を農業者と共に支えるパートナーとしてモニターの皆様から意見・要望を聞き J A の事業運営に反映していくものです。今後も継続的に開催してまいります

(4) 財務・事業成績の推移

(単位：千円、%)

区 分	項 目	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度 (当 期)
財 務	事業利益	229,428	209,351	188,672	258,049
	経常利益	405,340	385,301	362,943	442,608
	当期剰余金	308,273	549,228	161,660	371,150
	総資産	294,780,945	297,410,540	298,878,422	299,402,477
	純資産	15,061,136	15,438,890	15,253,954	14,911,349
	単体自己資本比率	13.24	13.64	13.70	13.90
信用事業	貯 金	277,107,911	279,684,498	281,419,498	282,078,687
	預 金	209,826,366	206,517,209	200,048,231	193,881,386
	貸出金	57,186,563	60,898,098	64,413,252	66,978,598
	有価証券	9,336,066	11,598,690	16,140,617	19,772,220
	国 債	4,530,070	6,731,845	10,030,607	14,115,245
	その他	4,805,996	4,866,844	6,110,010	5,656,975
共済事業	長期共済保有高	640,485,556	625,701,516	611,150,301	605,912,986
	短期共済新契約掛金	819,593	823,500	826,908	820,967
購買事業	購買品取扱高 (うち特別会計)	3,677,778 (759,911)	3,239,213 (725,152)	3,168,952 (596,791)	3,128,361 (573,713)
販売事業	受託販売品取扱高 (うち特別会計)	3,034,785 (587,840)	2,938,522 (594,472)	2,780,985 (602,839)	2,692,257 (567,008)
	買取販売品取扱高	44,433	96,232	106,726	110,061
保管事業	保管事業収益	8,890	9,975	12,696	11,336
指導事業	指導事業支出	33,481	24,176	23,987	21,369

※購買事業、販売事業の特別会計は、農産物直売所の取扱高です。

指導事業

過去4年間の主な事業経過と実績は次のとおりです。

[令和元年度]

- ① 経営所得安定対策制度を活用し、需要に応じた計画生産のために飼料用米・米粉用米等へ取組み米価の安定につとめました。
・水田活用の直接支払交付金（新規需要米を含む戦略作物等の助成）加入者数261名
- ② 食農教育の一環として埼玉県と連携し学校ファーム事業（取組校数90校）への支援活動を行いました。
- ③ J A運動参画に対する意見交換会を青年部・女性部と行いました。
- ④ 農業・農家後継者をはじめ組合員および組合員子弟の配偶者確保を目的として、婚活（3 J A合同ふれあいパーティー）を開催しました。（10月・12月・19名）
- ⑤ 農産物販売促進員（なんさい小町）による管内農産物のPRと消費拡大に向け、販売促進活動に取組みました。（販売促進活動 32か所、市場督励 10市場、農産物商談会等5回）
- ⑥ 産地としての維持をはかるため後継者および女性への技術習得支援として、第10期新規ナシ栽培塾を継続的に開催しました。（栽培塾参加者数26名）
- ⑦ 梨生産者の労働力確保のため梨栽培サポーター講座を開催し即戦力となる人材の育成に取組みました。（受講者11名）
- ⑧ 高齢者生活支援として、女性部各支部で認知症サポーター養成講座・ミニデイサービスを開催し介護予防・認知症対策に取組みました。
- ⑨ 関係機関との連携による営農相談、税務相談および栽培研修会を開催しました。

[令和2年度]

- ① 経営所得安定対策制度を活用し、需要に応じた計画生産のために飼料用米・米粉用米等へ取組み米価の安定につとめました。
・水田活用の直接支払交付金（加入者数165名）
- ② 食農教育の一環として埼玉県と連携し学校ファーム事業（取組校数91校）への支援活動を行いました。
- ③ 新型コロナウイルスにかかる農業者向け支援策として、県農林振興センターと連携し、合同相談窓口を開設し、組合員からの相談に対応しました。（4日間・相談者4名）
- ④ 新型コロナウイルス感染症を克服するため、国の助成金を活用し、組合員への支援に取組みました。（経営継続補助金・申請者199名、高収益次期作支援交付金・申請者22名）
- ⑤ 産地としての維持をはかるため後継者および女性への技術習得支援として、第11期新規ナシ栽培塾を継続的に開催しました。（栽培塾参加者数31名）
- ⑥ 梨生産者の労働力確保のため梨栽培サポーター講座を開催し即戦力となる人材の育成に取組みました。（受講者11名）
- ⑦ 無料職業紹介所を活用して、梨栽培サポーター制度を導入し、梨生産者への労働力支援に取組みました。（求人3農家 求職者7名）
- ⑧ J A運動参画に対する意見交換会を青年部・女性部と行いました。
- ⑨ 関係機関との連携による営農相談、税務相談および栽培研修会を開催しました。



青年部との意見交換会



販売促進員「なんさい小町」による特産物PR活動

[令和3年度]

- ① 経営所得安定対策制度を活用し、需要に応じた計画生産のために飼料用米・米粉用米等へ取組み米価の安定につとめました。(加入者254名・面積320ha)
- ② 食農教育の一環として埼玉県と連携し学校ファーム事業(取組校数94校)への支援活動を行いました。
- ③ 積極的な事業展開に伴う多様なニーズに応えるため、農業振興目的積立金を活用し、令和3年度は4つの支援事業を実施しました。(申請50件・支援金額7,339千円)
- ④ 新型コロナウイルス感染症を克服するため、国の助成金を活用し、組合員への支援に取り組みました。(経営継続補助金・交付決定者149名、高収益次期作支援交付金・交付決定者24名)
- ⑤ 産地としての維持をはかるため後継者および女性への技術習得支援として、第12期新規ナシ栽培塾を継続的に開催しました。(栽培塾参加者数34名)
- ⑥ 梨生産者の労働力確保のため梨栽培サポーター講座を開催し即戦力となる人材の育成に取り組みました。(受講者12名)
- ⑦ 無料職業紹介所を活用して、梨栽培サポーター制度を導入し、梨生産者への労働力支援に取り組みました。(求人8農家 求職者23名)
- ⑧ J A運動参画に対する意見交換会を青年部・女性部と行いました。
- ⑨ 関係機関との連携による営農相談、税務相談および栽培研修会を開催しました。

[令和4年度]

- ① 経営所得安定対策制度を活用し、需要に応じた計画生産のために飼料用米・米粉用米等へ取組み米価の安定につとめました。(加入者371名・面積405ha)
- ② 食農教育の一環として埼玉県と連携し学校ファーム事業(取組校数92校)への支援活動を行いました。
- ③ 積極的な事業展開に伴う多様なニーズに応えるため、農業振興目的積立金を活用し、令和4年度は4つの支援事業を実施しました。(申請42件・支援金額5,480千円)
- ④ 農業資材費(燃料費)の高騰に対して、県の助成金を活用し、組合員への支援に取り組みました。(省エネ型施設園芸産地育成緊急対策事業・交付決定者17名)
- ⑤ 産地としての維持をはかるため後継者および女性への技術習得支援として、第13期新規ナシ栽培塾を継続的に開催しました。(栽培塾参加者数50名)
- ⑥ 梨生産者の労働力確保のため梨栽培サポーター講座を開催し即戦力となる人材の育成に取り組みました。(受講者13名)
- ⑦ 無料職業紹介所を活用して、梨栽培サポーター制度を導入し、梨生産者への労働力支援に取り組みました。(求人12農家 求職者12名)
- ⑧ J A運動参画に対する意見交換会を青年部・女性部と行いました。
- ⑨ 関係機関との連携による営農相談、税務相談および栽培研修会を開催しました。



梨栽培サポーター事業



女性部意見交換会

(5) 対処すべき重要な課題

1) 不断の自己改革の実践に向けて

農業者の所得増大と農業生産の拡大に向けて、不断の自己改革をすすめ、SDGsの取り組みや食料自給率の向上、環境問題へ大きく貢献できる協同組合として環境負荷に配慮しつつ持続可能な食料・農業基盤の確立に取り組めます。

2) 経営基盤強化への取り組み

店舗や営農経済センターを統合することによって、経営基盤強化および相談機能強化をはかり組合員・利用者の負託に応えてまいります。

3) 営農・経済事業の収支改善への取り組み

引続き、営農・経済事業の成長・効率化に向けた「見える化プログラム」を通じ、合理化、効率化につとめ収支改善をはかります。

4) 経営の健全性の確保と透明性の向上

新BIS規制の対応や、金利リスク・信用リスク等の管理態勢の強化・向上をはかります。

あわせて、従来からのディスクロージャー誌による開示のほか、ホームページでの開示など組合員や事業利用者向けの情報開示を充実させ、JAの透明性を高めます。

5) コンプライアンス態勢の強化

総合事業を運営する協同組合としての社会的使命と協同組合の役割発揮に向け、コンプライアンス態勢を強化し、マネー・ローンダリングやテロ資金供与、振込詐欺、不祥事等の未然防止に引続き取り組んでまいります。

【用語説明】

見える化プログラムとは、JAが営農・経済事業の改革を主体的・自立的・継続的に取り組めるよう、信連・県中央会・全農県本部が協働してJAを支援し、JAの成長・効率化を通じた収益力向上および農業者の所得向上を目指すもの。

(6) その他組合の事業活動の概況に関する重要な事項

1) 「業務の適正を確保するための体制」の整備・運用状況について

当組合では、法令遵守の徹底や、より健全性の高い経営を確保し、組合員・利用者の皆さまに安心して組合をご利用いただくために、内部統制システム基本方針を策定し、組合の適切な内部統制の構築につとめています。

内部統制システム基本方針

1. 理事及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 組合の基本理念及び組合のコンプライアンスに関する基本方針を定め、役職員は職務上のあらゆる場面において法令・規則、契約、定款等を遵守する。
- ② 重大な法令違反、その他法令及び組合の諸規程の違反に関する重要な事実を発見した場合に、直ちに監事に報告するとともに、理事会等において協議・検討し、速やかに是正する。
- ③ 内部監査部署は、内部統制の適切性・有効性の検証・評価を行う。監査の結果、改善要請を受けた部署は、速やかに必要な対策を講じる。
- ④ 反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。
- ⑤ 組合の業務に関する倫理や法令に抵触する可能性のある事項について、役職員等が相談もしくは通報を行うことができる制度（ヘルプライン）を適切に運用し、法令違反等の未然防止に努める。
- ⑥ 監事監査、内部監査、会計監査人が密接に連絡し、適正な監査を行う。

〈運用状況について〉

組合の基本理念実践として、役職員の行動規範、倫理基準を定め、定期的な研修会の開催を通じて、コンプライアンス意識の向上に努めている。業務分掌等により、各理事の所管業務を明らかにし、各理事のもと内部統制の構築・運用を行うことを明確にしている。自主(自店)検査、内部監査の実施、ヘルプラインの設置・運営により、不法行為の早期発見に努めている。さらに、監事による監査が実施されている。

2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 文書・情報の取扱いに関する方針・規程に従い、職務執行に係る情報を適切に保存・管理する。
- ② 個人情報保護に関する規程を整備し、個人情報を適切かつ安全に保存、管理する。

〈運用状況について〉

情報セキュリティに係る基本方針および個人情報保護方針に基づき、重要情報を一元的に管理し、重要性に応じてリスクへの対応をはかっている。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 認識すべきリスクの種類を特定するとともに管理体制の仕組みを構築し、リスク管理の基本的な態勢を整備する。
- ② 理事は組合のリスクを把握・評価し、必要に応じ、定性・定量それぞれの面から事前ないし事後に適切な対応を行い、組合経営をとりまくリスク管理を行う。

〈運用状況について〉

リスク管理基本方針を策定し、組合をとりまくリスクの把握に努めるとともに理事会で定期的に協議・検討を行っている。

4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 職制、機構、業務分掌、指示命令系統を明文化し、役職員の職務執行を効率的に遂行する。
- ② 中期経営計画及び同計画に基づく部門別事業計画を策定し、適切な目標管理により、戦略的かつ効率的な事業管理を行う。

〈運用状況について〉

中期経営計画及び事業計画を策定し、その進捗状況を月次で把握している。人材育成指針を策定し、中長期的な視点から人材育成に取り組んでいる。

5. 監事監査の実効性を確保するための体制

- ① 監事が円滑に職務を執行し、監事監査の実効性を確保するための体制を整備する。
- ② 監事が効率的・効果的監査を遂行できるよう支援する。
- ③ 理事や内部監査部署等は監事と定期的な協議、十分な意思疎通をはかることにより、効率的・効果的監査を支援する。

〈運用状況について〉

理事と監事は、業務の運営や課題等について、定期的に協議を行っている。内部監査部署には監事との十分な連携を指示し、監事監査の実効性確保を支援している。

6. 組合及びその子会社等における業務の適正を確保するための体制

- ① 各業務における規程やマニュアル、業務フロー等の管理態勢を整備し、適正かつ効率的に業務を執行する。
- ② 「子会社管理規程」に基づき、関連事業に係る重要な方針、事項を監督し適切な指導・助言を行い、相互の健全な発展を推進する。
- ③ 「子会社管理規程」に基づき、子会社等の統括管掌を定め、事業計画の達成、法令及びその他事項の遵守、その他運用事項を監督する。

〈運用状況について〉

自主（自店）検査等により各部署の内部統制の構築・運用をはかるとともに、子会社管理規程を制定し、子会社における内部統制構築・運用の支援やリスクの把握に努めている。

7. 財務情報その他組合情報を適切かつ適時に開示するための体制

- ① 会計基準その他法令を遵守し、経理規程等の各種規程等を整備し、適切な会計処理を行う。
- ② 適時・適切に財務報告を作成できるよう、決算担当部署に適切な人員を配置し、会計・財務等に関する専門性を維持・向上させる人材育成に努める。
- ③ 法令の定めに基づき、ディスクロージャー等を通じて、財務情報の適時・適切な開示に努める。
- ④ 計算書類（財務諸表）の適正性、計算書類（財務諸表）作成にかかる内部監査の有効性を確認し、その旨をディスクロージャーに記載する。

〈運用状況について〉

経理規程・要領を整備し、適切な会計処理の選択、会計上の見積りを行うことに努めている。

2. 組合の運営組織の状況に関する事項

(1) 総代会の開催状況

通常総代会

令和4年6月10日 14時00分開催

総代会日現在総代数		519 名
出席総代数	実際に出席した総代	42 名
	代 理 人	0 名
	書 面	462 名
	計	504 名
出席した総代でない正組合員数		4 名
出席准組合員数		0 名

重要な議事及び決議事項

〔報告事項〕 第26期（令和3年度）貸借対照表、損益計算書、注記表及び附属明細書の報告について

第1号議案 第26期（令和3年度）事業報告、剰余金処分案の承認について

第2号議案 施設保守修繕等積立金の変更について

第3号議案 中期3か年計画の設定について

第4号議案 第27期（令和4年度）事業計画の設定について

第5号議案 定款の一部変更について

第6号議案 第27期（令和4年度）における理事の報酬について

第7号議案 第27期（令和4年度）における監事の報酬について

第8号議案 J A南彩組織整備全体構想の一部変更について

第9号議案 定款の一部変更について（支店統合による事業機能強化に伴う変更）

第10号議案 定款の一部変更について（支店統合による事業機能強化に伴う変更）

第11号議案 定款の一部変更について（支店統合による事業機能強化に伴う変更）

第12号議案 定款の一部変更について（支店統合による事業機能強化に伴う変更）

第13号議案 定款の一部変更について（支店統合による事業機能強化に伴う変更）

〔附帯決議〕 本日の決議事項について、権利義務に関せざる字句の修正及び行政庁の指示による変更については、その処理を理事会に一任する。

〔報告事項〕 J Aバンク基本方針の変更について

(2) 組合員の状況

1) 組合員数

(単位：人)

資格区分		前期末	当期加入	当期脱退	当期末	増 減
正組合員	個 人	9,354	173	335	9,192	△ 162
	(うち女性)	(1,959)	(71)	(81)	(1,949)	(△ 10)
	うち組合員たる 資格を失わない者	—	—	—	—	—
	法 人					
	農事組合法人	11	—	—	11	—
	その他の法人	11	2	—	13	—
	計	9,376	175	335	9,216	△ 160
准組合員	個 人	19,205	469	564	19,110	△ 95
	(うち女性)	(6,937)	(177)	(194)	(6,920)	(△ 17)
	農業協同組合	—	—	—	—	—
	農事組合法人	12	—	1	11	△ 1
	その他の団体	44	4	3	45	1
	計	19,261	473	568	19,166	△ 95
合 計		28,637	648	903	28,382	△ 255
備 考		当期末正組合員戸数	8,939 戸			
		当期末准組合員戸数	18,320 戸			

2) 出資口数

(単位：口)

資格区分	前期末現在	当期末現在	増 減
正 組 合 員	21,511,056	21,224,584	△ 286,472
准 組 合 員	7,096,706	7,499,314	402,608
処分未済持分	193,004	225,580	32,576
合 計	28,800,766	28,949,478	148,712
摘 要 (1) 出資 1 口金額		100 円	
(2) 当期末払込済出資総額		2,894,947,800 円	

(3) 役員の状況

1) 役員数

(単位：人)

区 分	前期末	当期就任	当期退任	当期末	定款に定める役員の定数
理 事 (うち常勤)	31 (4)	— (—)	— (—)	31 (4)	26 人以上 31 人以内 (うち常勤 3 人以上 6 人以内)
監 事 (うち常勤)	7 (1)	— (—)	— (—)	7 (1)	5 人以上 7 人以内 (うち常勤 1 人以上)
合 計 (うち常勤)	38 (5)	— (—)	— (—)	38 (5)	

2) 当期末現在の役員の氏名及び役職

区 分			氏 名	就任年月日	任期満了 年月	摘 要
役職名	常勤・非常勤の別	代表権の有無				
組合長	常勤	有	菊池 義雄	令和2年6月11日	令和5年6月	統括 * 4
常務	常勤	無	井上 薫	令和2年6月11日	"	実務精通理事（管理担当） 株式会社なんさいふぁー夢代表取締役社長 * 4
常務	常勤	無	小林 守	令和2年6月11日	"	実務精通理事（金融共済担当） * 4
常務	常勤	無	松岡 昌典	令和2年6月11日	"	実務精通理事（営農経済担当） 株式会社なんさいふぁー夢取締役 * 4
理事	非常勤	無	杉崎 兼資	令和2年6月11日	"	金融共済担当 * 4
理事	非常勤	無	高橋 博	令和2年6月11日	"	営農経済担当 * 1、* 3、* 4
理事	非常勤	無	田中 隆	令和2年6月11日	"	総務担当 * 4
理事	非常勤	無	橋本眞砂美	令和2年6月11日	"	金融共済担当
理事	非常勤	無	関根 正一	令和2年6月11日	"	総務担当 * 4
理事	非常勤	無	関根耕太郎	令和2年6月11日	"	営農経済担当 * 3
理事	非常勤	無	石塚 郁志	令和2年6月11日	"	総務担当 * 4
理事	非常勤	無	瀬尾富士夫	令和2年6月11日	"	金融共済担当
理事	非常勤	無	小川 利雄	令和2年6月11日	"	総務担当 * 3、* 4
理事	非常勤	無	常見 淳	令和2年6月11日	"	金融共済担当 * 3
理事	非常勤	無	吉岡 政広	令和2年6月11日	"	営農経済担当 * 3、* 4
理事	非常勤	無	石井 正孝	令和2年6月11日	"	総務担当 * 3、* 4
理事	非常勤	無	榎本 孝	令和2年6月11日	"	総務担当 * 3、* 4
理事	非常勤	無	小島 義男	令和2年6月11日	"	金融共済担当
理事	非常勤	無	荒井 肇	令和2年6月11日	"	営農経済担当 * 3
理事	非常勤	無	高橋 博	令和2年6月11日	"	営農経済担当 * 2、* 3
理事	非常勤	無	戸田 俊	令和2年6月11日	"	総務担当 * 4
理事	非常勤	無	藤沼 秀夫	令和2年6月11日	"	金融共済担当
理事	非常勤	無	渡邊 仁	令和2年6月11日	"	営農経済担当 * 3、* 4
理事	非常勤	無	鈴木 守男	令和2年6月11日	"	総務担当 * 3、* 4
理事	非常勤	無	木村 豊	令和2年6月11日	"	総務担当 * 3
理事	非常勤	無	岸 博	令和2年6月11日	"	金融共済担当 * 3、* 4
理事	非常勤	無	金子 喜雄	令和2年6月11日	"	営農経済担当 * 4
理事	非常勤	無	関根さと子	令和2年6月11日	"	金融共済担当、女性理事 * 4
理事	非常勤	無	矢部 啓子	令和2年6月11日	"	金融共済担当、女性理事 * 4
理事	非常勤	無	岸 幸子	令和2年6月11日	"	営農経済担当、女性理事
理事	非常勤	無	濱野 力	令和2年6月11日	"	営農経済担当、青年部理事 * 3
代表監事	非常勤	—	高崎 光英	令和2年6月11日	"	
常勤監事	常勤	—	木村 光之	令和2年6月11日	"	実務精通監事、株式会社なんさいふぁー夢監査役
監事	非常勤	—	関根 文男	令和2年6月11日	"	
監事	非常勤	—	杉崎 國昭	令和2年6月11日	"	
監事	非常勤	—	折原 史年	令和2年6月11日	"	
監事	非常勤	—	川鍋 優	令和2年6月11日	"	
員外監事	非常勤	—	矢作 俊信	令和2年6月11日	"	員外

* 1 * 1の理事は、3区の和土地区から選出された理事です。

* 2 * 2の理事は、18区の百間地区から選出された理事です。

* 3 市・町より認定農業者として認められた者。

* 4 当組合において、農畜産物の販売その他組合が行う事業又は法人の経営に関し実践的な能力を有する者。

(注) 当組合は当組合の理事及び監事の全員を被保険者とする農協法第35条の8第1項に規定する役員賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約は、被保険者が組合の役員の地位に基づき行った行為（不作為を含みます）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用の損害等を填補するものです。なお、当該保険契約における被保険者の保険料負担割合は、10%となります。

(4) 会計監査人の状況

当組合の会計監査人はみのり監査法人であり、業務執行社員は公認会計士 大野秀則氏および公認会計士 福島英樹氏であります。

(5) 職員の状況

(単位：人)

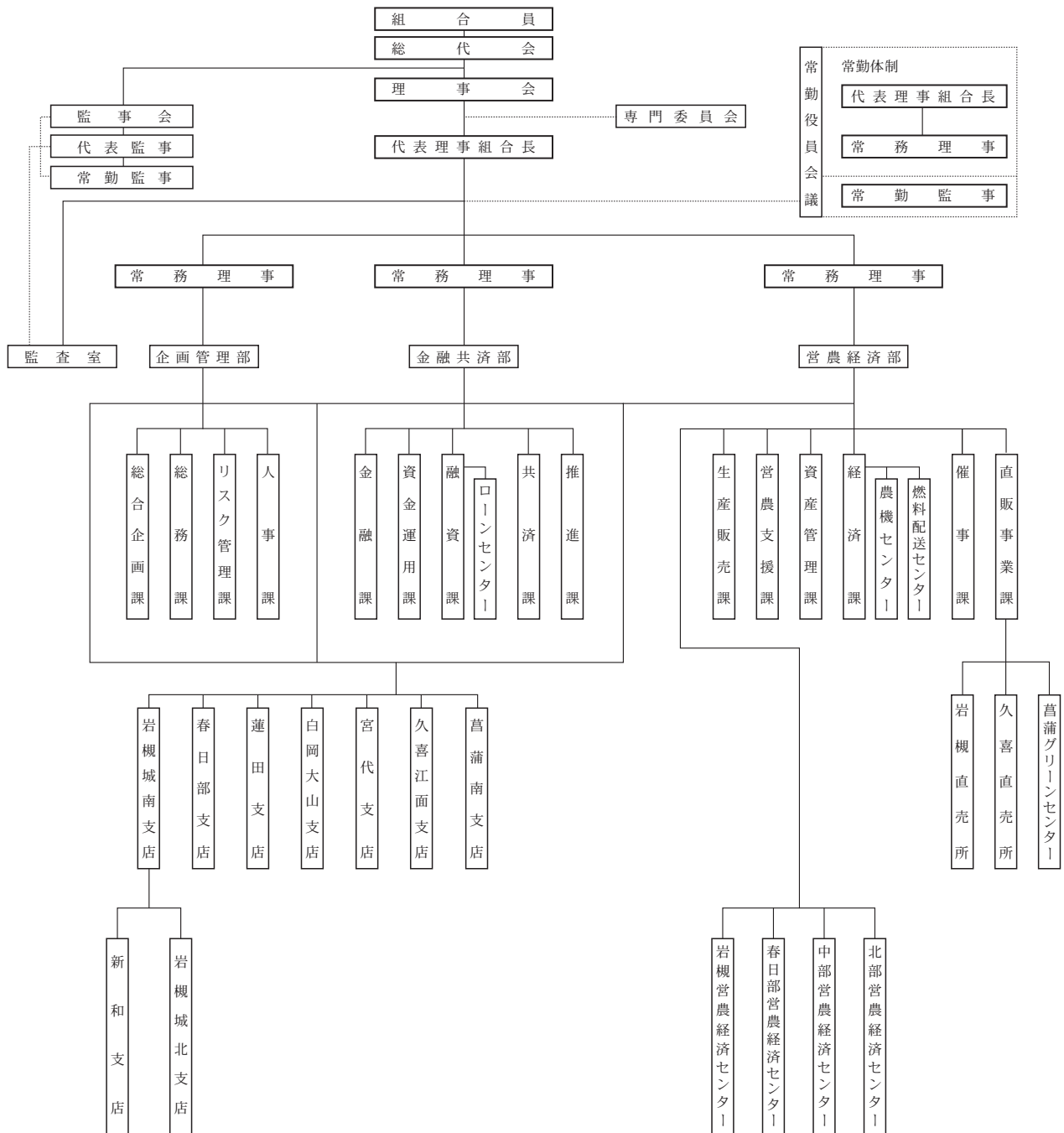
区 分		前期末	当期増	当期減	当期末		
					男	女	計
職 員 数	一 般 職 員	290 (2)	12	20	184 (2)	98	282 (2)
	営農指導員	18 (2)	1	—	18 (2)	1	19 (2)
	生活指導員	—	—	—	—	—	—
合 計		308 (4)	13	20	202 (4)	99	301 (4)
嘱 託 職 員		11 (1)	2	2	9 (1)	2	11 (1)

(注)

1. 職員数は、パート、アルバイトおよび被出向の職員を除き、出向者、休職者および常勤嘱託を含めた人数を記載しています。なお、() 内は内数で出向者の人数です。また、当期末職員数には期末退職者を含みません。
2. 営農指導員は、主として生産出荷の技術指導、農家の経営指導等の業務に従事する職員の人数を、生活指導員は、主として農家の衣食住の改善、家政等の指導業務に従事する職員の人数を記載しています。
3. 当期末計の合計のうち、営農指導員資格認証取得者数は 30 人です。

(6) 組織の構成

1) 組織の機構



2) 組合員組織

管内名	組織名	組織数	構成員数
岩 槻	農家組合	71	1,392
	いわつき農業団体連合会	1	115
春日部	農家組合	93	1,494
	春日部園芸部	1	31
蓮 田	農家組合	54	1,020
	果実連合会	1	33
	植木花き生産組合	1	13
	酪農組合	1	4
	黒浜野菜共販連絡協議会	1	16
宮 代	農家組合	39	756
	稲作研究会	1	14
白 岡	農家組合	63	1,123
	蔬菜部会	1	7
	白岡市梨出荷連合会	1	48
	青色申告会	1	27
久 喜	農家組合	65	1,086
	梨組合	1	24
	胡瓜組合	1	2
	ライスセンター利用組合	21	175
	営農集団連絡協議会	8	76
菖 蒲	農家組合	78	1,333
	苺組合	6	27
	梨出荷組合	16	48
	胡瓜出荷組合	5	21
	茄子出荷組合	2	4

全管内	組織名	組織数	構成員数
J A 南彩農産物直売所連絡会議・協議会		3	481
青年部		1	87
女性部		7	438
特別栽培米生産者の会		1	39
苺共販部会		1	27
青パパイヤ研究会		1	120
担い手育成 支援組織	駒崎転作組合	1	61
	太田新井営農組合	1	3
	久喜地区営農組合	1	43
J A 友の会組織	年金友の会	1	16,555
	共済友の会	7	1,533
	組合員ふれあいゴルフ会	7	662
	資産管理友の会	5	201

当組合の組合員組織を記載しています。

(7) 施設の設置状況

1) 組合の施設の状況

種 別	名 称	構 造	面 積	所在地	職員数	摘 要
本店	本店	鉄筋コンクリート	1,451㎡	春日部市南二丁目4番30号	87	
支店	岩槻城南支店	〃	682㎡	さいたま市岩槻区城南四丁目1番39号	20	
〃	新和支店	〃	329㎡	さいたま市岩槻区大字尾ヶ崎1081番地の1	5	
〃	岩槻城北支店	鉄骨造	478㎡	さいたま市岩槻区大字表慈恩寺1522番地	13	
〃	春日部支店	〃	590㎡	春日部市南二丁目5番37号	27	
〃	蓮田支店	〃	510㎡	蓮田市東二丁目4番20号	17	
〃	宮代支店	〃	511㎡	南埼玉郡宮代町宮代三丁目790番地の1	12	
〃	白岡大山支店	〃	578㎡	白岡市白岡1176番地の1	16	
〃	久喜江面支店	〃	702㎡	久喜市北青柳73番地	21	
〃	菖蒲南支店	〃	733㎡	久喜市菖蒲町小林238番地	25	
営農経済センター	岩槻営農経済センター	鉄筋コンクリート	335㎡	さいたま市岩槻区大字柏崎802番地の1	7	
〃	春日部営農経済センター	鉄骨造	1,131㎡	春日部市南二丁目4番30号	4	
〃	中部営農経済センター	〃	272㎡	蓮田市大字黒浜3108番地の1	9	
〃	北部営農経済センター	〃	385㎡	久喜市菖蒲町三箇1342-1	14	
直売所	岩槻直売所	〃	145㎡	さいたま市岩槻区城南四丁目1番40号	1	
〃	久喜直売所	〃	242㎡	久喜市本町三丁目16番40号		
〃	菖蒲グリーンセンター	〃	640㎡	久喜市菖蒲町小林227番地	4	補助事業
〃	菖蒲グリーンセンター資材店	〃	510㎡	久喜市菖蒲町下栢間948-1		
ローンセンター	ローンセンター	〃	203㎡	春日部市上蛭田441番地の1	5	
農機センター	農機センター	〃	324㎡	蓮田市大字関戸2938番地の1	5	補助事業
燃料配送センター	燃料配送センター			久喜市樋ノ口15番地の1 (全農東部総合センター内)	2	賃借

種 別	名 称	構 造	面 積	所在地	職員数	摘 要
倉庫	久喜営農経済センター テント倉庫	鉄骨造成樹脂	370㎡	久喜市下清久60番地の1	—	
集出荷所	岩槻農産物共販センター	鉄骨造	1,921㎡	さいたま市岩槻区大字黒谷427番地の1	—	補助事業
選果施設	久喜梨選果場	〃	750㎡	久喜市除堀352番地の1	—	〃
〃	菖蒲梨選果場	〃	1,415㎡	久喜市菖蒲町下栢間948番地	—	〃
R C	白岡ライスセンター	〃	875㎡	白岡市岡泉1521番地の1	—	〃
〃	久喜ライスセンター	〃	1,005㎡	久喜市下清久61番地	—	〃
C E	菖蒲カントリーエレベーター	〃	2,054㎡	久喜市菖蒲町下栢間941番地の1	—	〃
農産物加工所	菖蒲漬物加工所	〃	78㎡	久喜市菖蒲町小林2260番地の2	—	〃
温室ハウス	苺養液栽培ハウス	ビニールハウス	2,042㎡	久喜市菖蒲町小林395番地	—	〃
子会社	なんさい ふぁー夢	鉄骨造	211㎡	久喜市菖蒲町小林2302番地	2	
合 計				31箇所	296人	

(注) 職員数は、正職員（当期末退職者含む）の人数を記載しています。

2) 信用事業および共済事業の委託施設の状況

当組合の信用事業にかかる特定信用事業代理業者はありません。共済事業にかかる委託施設の状況は次のとおりです。

ア. 代理業者数の推移

項 目	前期末	当期増加	当期減少	当期末
共済代理店数	88	—	—	88

(8) 子会社等の状況

会 社 名	株式会社なんさいふぁー夢
代表取締役社長	井上 薫
設 立 年 月 日	平成 30 年 9 月 10 日
所 在 地	埼玉県久喜市菖蒲町小林 2302 番地
事 業 内 容	1. 農作物の生産及び販売 2. 農作業の受委託事業 3. 苗の生産・販売 4. 新規就農者の研修・育成事業 5. 農産物の加工・加工品の販売
資本金総額（発行済株式）	30,000 千円（600 株）
うち組合出資額（組合保有株数）	30,000 千円（600 株）
議決権保有割合	100%
売 上 高	27,402 千円
営 業 利 益	△ 28,283 千円
営 業 外 収 益	31,637 千円
営 業 外 費 用	7 千円
経 常 利 益	3,345 千円
当 期 純 利 益	3,165 千円
役 員 数	4 名
うち組合役員との兼職者数	3 名
うち組合職員との兼職者数 （出向者を含む）	1 名
社 員 数	8 名
うち組合からの出向職員 （兼職者を含む）	2 名

(注) J A 南彩から事務所・倉庫等の賃借料および出向職員の人件費として19,106千円の経済的利益を受けております。

第27期 事業報告の附属明細書

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

○役員に対する報酬等の明細

(単位：千円)

区 分	当期中の報酬等支払額	総代会で定められた 報酬等限度額
理 事	60,243	60,700
監 事	14,275	14,400
合 計	74,518	75,100

○役員等の兼職等の明細

区 分			氏 名	兼職先名 又は兼業事業名	兼職等先での 役職名
役職名	常勤 非常勤の別	代表権の 有無			
代 表 理 事 組 合 長	常 勤	有	菊池 義雄	埼 玉 県 米 麦 改 良 協 会	理 事
				埼 玉 県 農 協 総 合 審 議 会	委 員
				さいたま市都市農業審議会	委 員
常務理事	常 勤	無	井上 薫	(株) なんさいふぁー夢	代表取締役社長
				埼 玉 県 農 協 総 合 審 議 会	幹 事
常務理事	常 勤	無	松岡 昌典	(株) なんさいふぁー夢	取締役
常勤監事	常 勤	無	木村 光之	(株) なんさいふぁー夢	監査役

○役員との間の取引の明細

(単位：千円)

役職等	取引内容及び金額		
	取引の種類	取引金額	
理事（3名）	金銭の貸付	当期首残高	255,803
		当期末残高	542,438
		当期増減額	286,635

第27期 貸 借 対 照 表

(令和5年3月31日現在)

資		産	
科	目	金	額
(資産の部)			
1	信用事業資産	281,706,662	
	(1) 現金	1,075,893	
	(2) 預金	193,881,386	
		系統預金	193,880,828
		系統外預金	558
	(3) 有価証券	19,772,220	
		国債	14,115,244
		地方債	3,100,220
		政府保証債	300,035
		社債	1,863,150
		受益証券	393,570
	(4) 貸出金	66,978,598	
	(5) その他の信用事業資産	184,566	
		未収収益	150,476
		その他の資産	34,089
	(6) 貸倒引当金	△ 186,004	
2	共済事業資産	18,528	
	(1) その他の共済事業資産	18,528	
3	経済事業資産	764,335	
	(1) 経済事業未収金	474,468	
	(2) 経済受託債権	131,019	
	(3) 棚卸資産	155,651	
		購買品	153,212
		その他の棚卸資産	2,439
	(4) その他の経済事業資産	4,725	
	(5) 貸倒引当金	△ 1,530	
4	雑資産	299,929	
	(1) 雑資産	300,109	
	(2) 貸倒引当金	△ 179	
5	固定資産	3,641,947	
	(1) 有形固定資産	3,624,714	
		建物	4,467,097
		機械装置	821,182
		土地	1,613,995
		建設仮勘定	24,057
		その他の有形固定資産	1,539,297
		減価償却累計額	△ 4,840,914
	(2) 無形固定資産	17,232	
6	外部出資	12,793,783	
	(1) 外部出資	12,793,783	
		系統出資	12,273,902
		系統外出資	489,881
		子会社等出資	30,000
7	繰延税金資産	177,290	
資 産 の 部 合 計		299,402,477	

南彩農業協同組合
(単位：千円)

負 債 及 び 純 資 産				
科 目		金 額		
(負債の部)				
1	信用事業負債		282,128,911	
	(1)	貯金	282,078,687	
	(2)	借入金	1,616	
	(3)	その他の信用事業負債	48,608	
		未払費用	12,948	
		その他の負債	35,659	
2	共済事業負債		739,446	
	(1)	共済資金	313,951	
	(2)	未経過共済付加収入	420,012	
	(3)	共済未払費用	2,863	
	(4)	その他の共済事業負債	2,618	
3	経済事業負債		546,627	
	(1)	経済事業未払金	298,359	
	(2)	経済受託債務	248,262	
	(3)	その他の経済事業負債	5	
4	雑負債		482,701	
	(1)	未払法人税等	137,485	
	(2)	資産除去債務	31,837	
	(3)	その他の負債	313,379	
5	諸引当金		593,439	
	(1)	賞与引当金	95,768	
	(2)	退職給付引当金	458,307	
	(3)	役員退職慰労引当金	39,364	
負 債 の 部 合 計		284,491,127		
(純資産の部)				
1	組合員資本		15,915,089	
	(1)	出資金	2,894,947	
	(2)	利益剰余金	13,042,699	
		利益準備金	4,497,490	
		その他利益剰余金	8,545,208	
		肥料共同購入積立金	3,955	
		経営基盤強化目的積立金	58,872	
		組織整備等積立金	1,000,000	
		収穫調整用施設修繕等目的積立金	85,490	
		施設保守修繕等積立金	200,000	
		農業生産支援積立金	74,000	
		財務基盤強化目的積立金	1,110,000	
		くらしの活動推進目的積立金	100,000	
		直売所施設整備等目的積立金	700,000	
		農業振興目的積立金	70,000	
		組織基盤強化目的積立金	20,000	
		税効果会計積立金	185,264	
		特別積立金	3,531,339	
		当期末処分剰余金	1,406,287	
		(うち当期剰余金)	(371,150)	
	(3)	処分未済持分	△ 22,558	
2	評価・換算差額等		△ 1,003,739	
	(1)	その他有価証券評価差額金	△ 1,003,739	
純 資 産 の 部 合 計		14,911,349		
負債及び純資産の部合計		299,402,477		

第27期 (令和4年4月1日から
令和5年3月31日まで) 損 益 計 算 書

南彩農業協同組合
(単位：千円)

科 目		金 額	
1	事業総利益	2,977,486	
	事業収益	5,140,241	
	事業費用	2,162,754	
(1)	信用事業収益	1,897,332	
	資金運用収益	1,775,815	
	(うち預金利息)	(1,024,981)	
	(うち有価証券利息)	(116,793)	
	(うち貸出金利息)	(546,465)	
	(うちその他受入利息)	(67,574)	
	役務取引等収益	69,325	
	その他経常収益	72,192	
(2)	信用事業費用	211,790	
	資金調達費用	5,737	
	(うち貯金利息)	(5,571)	
	(うち給付補てん備金繰入)	(144)	
	(うち借入金利息)	(1)	
	(うちその他支払利息)	(19)	
	役務取引等費用	14,119	
	その他事業直接費用	30,045	
	その他経常費用	161,888	
	(うち貸倒引当金戻入益)	(△17,103)	
信用事業総利益		1,685,541	
(3)	共済事業収益	1,014,647	
	共済付加収入	940,815	
	その他の収益	73,832	
(4)	共済事業費用	74,010	
	共済推進費	48,966	
	共済保全費	11,187	
	その他の費用	13,856	
共済事業総利益		940,637	
(5)	購買事業収益	2,207,118	
	購買品供給高	2,074,768	
	購買手数料	102,467	
	その他の収益	29,881	
(6)	購買事業費用	1,913,485	
	購買品供給原価	1,698,011	
	購買品供給費	75,860	
	その他の費用	139,613	
	(うち貸倒引当金繰入額)	(54)	
購買事業総利益		293,632	
(7)	販売事業収益	255,313	
	販売品販売高	110,061	
	販売手数料	141,514	
	その他の収益	3,737	
(8)	販売事業費用	205,702	
	販売品販売原価	103,570	
	その他の費用	102,132	
販売事業総利益		49,611	

科 目			金 額	
	(9)	保管事業収益	11,336	
	(10)	保管事業費用	713	
保管事業総利益				10,623
	(11)	利用事業収益	75,981	
	(12)	利用事業費用	83,685	
利用事業総損失				7,703
	(13)	宅地等供給事業収益	25,153	
	(14)	宅地等供給事業費用	1,352	
宅地等供給事業総利益				23,800
	(15)	指導事業収入	2,712	
	(16)	指導事業支出	21,369	
指導事業収支差額				△ 18,657
2 事業管理費				2,719,437
	(1)	人件費	2,031,847	
	(2)	業務費	287,437	
	(3)	諸税負担金	96,638	
	(4)	施設費	295,666	
	(5)	その他事業管理費	7,847	
事業利益				258,049
3 事業外収益				199,926
	(1)	受取雑利息	272	
	(2)	受取出資配当金	138,446	
	(3)	賃貸料	43,194	
	(4)	雑収入	18,012	
4 事業外費用				15,367
	(1)	支払雑利息	604	
	(2)	寄付金	124	
	(3)	貸倒引当金繰入額	6	
	(4)	雑損失	14,632	
経常利益				442,608
5 特別利益				176,050
	(1)	固定資産処分益	174,975	
	(2)	その他の特別利益	1,075	
6 特別損失				72,194
	(1)	固定資産処分損	3,090	
	(2)	減損損失	69,103	
税引前当期利益				546,465
法人税、住民税及び事業税			166,295	
法人税等調整額			9,019	
法人税等合計				175,314
当期剰余金				371,150
当期首繰越剰余金				390,655
施設保守修繕等積立金取崩額				500,000
農業生産支援積立金取崩額				7,000
農業振興目的積立金取崩額				5,000
税効果会計積立金取崩額				132,481
当期末処分剰余金				1,406,287

第27期 注記表

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

1. 重要な会計方針にかかる事項に関する注記

(1) 次に掲げる資産の評価基準および評価方法

- ① 有価証券（株式形態の外部出資を含む）
 - ア. 満期保有目的の債券：償却原価法（定額法）
 - イ. 子会社株式：移動平均法による原価法
 - ウ. その他有価証券
 - a. 時価のあるもの：時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しています。）
 - b. 市場価格のない株式等：移動平均法による原価法
- ② 棚卸資産
 - ア. 購買品
 - 主として移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
 - イ. その他の棚卸資産
 - 最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）ならびに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については、定額法を採用しています。
- ② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっています。

(3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定められている経理規程、資産査定要領および資産の償却・引当基準により、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）にかかる債権およびそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）にかかる債権については、債権額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者にかかる債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間または3年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等の必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。
- ② 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当期負担分を計上しています。

③ 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当事業年度末に発生していると認められる額を計上しています。

ア. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。

イ. 数理計算上の差異および過去勤務費用の処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしています。

過去勤務費用は、その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により費用処理しています。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退任慰労金の支給に備えるため、役員退任慰労金規程に定めるところにより期末要支給額を計上しています。

（４）収益および費用の計上基準

① 収益認識関連

当組合は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日改正）および「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日改正）を適用しており、約束した財またはサービスの支配が利用者等に移転した時点もしくは、移転するにつれて当該財またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しています。

主要な事業における主な履行義務の内容および収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

ア 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

イ 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

ウ 利用事業

カントリーエレベーター、ライスセンター、共同選果場、農産物等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

（５）消費税および地方消費税の会計処理の方法

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

ただし、固定資産にかかる控除対象外消費税等は雑資産に計上し、５年間で均等償却を行っています。

（６）計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「０」で表示しています。

(7) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

① 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は、事業別の収益および費用について、事業間取引の相殺表示を行っていません。よって事業別の収益および費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

② 米共同計算

当組合は生産者が生産した農産物を無条件委託販売により販売を行い、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に支払いをする共同計算を行っています。

そのうち、米については販売をJAが行いプール計算を行う「JA共同計算」を行っています。

共同計算の会計処理については、貸借対照表の経済受託債権に、受託販売について生じた委託者に対する立替金および販売品の販売委託者に支払った概算金、仮精算金を計上しています。

また、経済受託債務に受託販売品の販売代金（前受金を含む）を計上しています。

共同計算にかかる収入（販売代金等）と支出（概算金、販売手数料、倉庫保管料、運搬費等）の計算を行い、当組合が受け取る販売手数料を控除した残額を精算金として生産者に支払った時点において、経済受託債権および経済受託債務の相殺後の経済受託債務残高を減少する会計処理を行っています。

③ 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。

2. 会計方針の変更に関する注記

(1) 会計基準等の改正に伴う変更について

① 時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる当事業年度の計算書類への影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 固定資産の減損

① 当該事業年度の計算書類に計上した金額

減損損失 69,103千円

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。

固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては、令和5年3月に作成した中期経営計画を基礎として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 貸倒引当金に関する会計上の見積もり

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

貸倒引当金 187,756千円

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

ア. 算定方法

「1 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(3) 引当の計上基準」の「貸倒引当金」に記載しています。

イ. 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しています。

ウ. 翌事業年度に係る計算書類に与える影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 資産にかかる圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から直接控除した圧縮記帳額は、次のとおりです。

建 物	269,990千円
機械装置	53,813千円
車両運搬具	1,458千円
土 地	402,000千円
器具備品	28,062千円
計	755,323千円

(2) リース契約により使用する重要な固定資産

貸借対照表に計上した固定資産のほか、車両183台については、リース契約により使用しています。

(3) 担保に供している資産

以下の資産は、次のとおり担保に供しています。

種 類	金 額	目 的
系統預金	4,000,000千円	為替決済に関する保証金

(4) 子会社等に対する金銭債権および金銭債務

子会社等に対する金銭債権の総額	14,197千円
子会社等に対する金銭債務の総額	22,600千円

(5) 役員との間の取引による役員に対する金銭債権および金銭債務

理事および監事に対する金銭債権の総額	542,438千円
理事および監事に対する金銭債務の総額	一千円

(6) 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額およびその合計額

債権のうち、破産更生債権およびこれらに準ずる債権額は2,979千円、危険債権額は206,748千円です。

なお、破産更生債権およびこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債

権およびこれらに準ずる債権を除く。)です。

債権のうち、三月以上延滞債権額はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破綻先債権および延滞債権に該当しないものです。

債権のうち、貸出条件緩和債権額はありません。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援をはかることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権およびこれらに準ずる債権、危険債権および三月以上延滞債権です。

破産更生債権およびこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権および貸出条件緩和債権額の合計額は209,728千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

5. 損益計算書に関する注記

(1) 子会社等との取引高の総額

① 子会社等との取引による収益総額	27,154千円
うち事業取引高	24,601千円
うち事業取引以外の取引高	2,553千円
② 子会社等との取引による費用総額	1,502千円
うち事業取引高	1,432千円
うち事業取引以外の取引高	70千円

(2) 減損損失に関する注記

① 共用資産として位置づけた資産および資産をグループ化した方法の概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位として固定資産のグルーピングを実施した結果、営業店舗については支店ごとに、また、業務外固定資産（遊休資産と賃貸固定資産）については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

J A全体の共用資産は、本店、農機センター、燃料配送センターとし、各地域の共用資産は、営農経済センター、R C、C E、選果施設、集出荷所としています。

② 当該資産又は資産グループの概要ならびに減損損失の金額およびその内訳 当期に減損を計上した固定資産は、次のとおりです。

場 所	用 途	種 類・金 額	その他
新和支店	営業店舗	建物 4,343千円 土地 1,252千円	令和6年3月廃止予定
旧川通支店	廃止店舗	土地 14,443千円	令和5年2月廃止
旧慈恩寺支店	廃止店舗	建物 15,609千円 土地 3,697千円 その他 144千円	令和5年3月廃止
旧河合支店	廃止店舗	建物 1,796千円 土地 4,574千円 その他 18千円	令和5年3月廃止
旧春日部東支店	廃止店舗	土地 10,622千円	令和5年2月廃止
旧寺田支店	廃止店舗	建物 187千円 その他3,813千円	令和5年2月廃止
旧蓮田平野 梨選果場	廃止施設	建物 4,931千円 その他 347千円 無形固定資産 3,320千円	令和4年10月廃止

③ 減損損失を認識するに至った経緯

旧川通支店、旧慈恩寺支店、旧河合支店、旧春日部東支店、旧寺田支店、旧蓮田平野梨選果場については、店舗または施設が廃止されたことに伴い帳簿価額を回収可能額まで減額し減損損失として計

上しています。

新和支店については店舗廃止の意思決定に伴い帳簿価額を回収可能額まで減額し減損損失として計上しています。

④ 回収可能価額の算定方法

旧寺田支店、旧蓮田平野梨選果場については、回収可能価額はないと判断し、帳簿価額を減損損失としています。

旧川通支店、旧慈恩寺支店、旧河合支店、旧春日部東支店の回収可能価額は正味売却可能価額を採用しており、新和支店の回収可能価額は使用価値を採用しており、適用した割引率は3.4%です。

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当組合は組合員や地域から預かった貯金を原資に、組合員、地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を埼玉県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券、投資信託等の有価証券による運用を行っています。

② 金融商品の内容およびそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組保管内の組合員等に対する貸出金および有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は主に債券であり、満期保有目的および純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスクおよび市場価格の変動リスクに晒されています。

③ 金融商品にかかるリスク管理体制

ア. 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件または大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に企画管理部リスク管理課を設置し各支店との連携をはかりながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上をはかるため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実施し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産および財務の健全化につとめています。

イ. 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化および財務の安定化をはかっています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築につとめています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析および当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換および意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針およびALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクにかかる定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合にお

いて、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券・受益証券、貸出金、貯金です。

当組合では、これらの金融資産および金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.01%上昇したものと想定した場合には、経済価値が22,855千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

ウ. 資金調達にかかる流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（2）金融商品の時価等に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
預金	193,881,386	193,864,712	△ 16,673
有価証券			
満期保有目的の債券	3,164,990	2,795,990	△ 369,000
その他有価証券	16,607,230	16,607,230	—
貸出金 (*1, 2)	68,246,072		
貸倒引当金 (*3)	△ 186,004		
貸倒引当金控除後	68,060,068	67,264,166	△ 795,902
経済事業未収金	474,468		
貸倒引当金 (*4)	△ 1,530		
貸倒引当金控除後	472,938	472,938	—
資産計	282,186,612	281,005,036	△ 1,181,575
貯金	282,078,687	282,047,753	△ 30,934
負債計	282,078,687	282,047,753	△ 30,934

(*1) 貸出金には、貸借対照表上雑資産に計上している職員厚生貸付金56,662千円を含めています。

(*2) 貸出金には、貸付留保金を控除していません。

(*3) 貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金です。

(*4) 経済事業未収金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金です。

② 金融商品の時価の算定方法

【資産】

ア. 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap 以下OISという）レートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

イ. 有価証券

債券は取引金融機関等から提示された価格により算定しています。

投資信託は、公表されている基準価格、または、取引金融機関等から提示された価格によっており、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日）第26項に従い、経過措置を適用しています。

ウ. 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類および期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をOISで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をOISで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合に乘じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

エ. 経済事業未収金

経済事業未収金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

また、延滞の生じている債権について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

ア. 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをOISで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています

③ 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資 (*)	12,793,783

(*) 外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

④ 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	193,881,386	—	—	—	—	—
有価証券						
満期保有目的の債券	—	—	—	—	—	3,164,990
その他有価証券のうち 満期があるもの	100,270	202,680	—	97,600	534,490	15,672,190
貸出金(*1,2)	4,444,397	3,719,638	3,589,787	3,409,936	3,223,115	49,802,502
経済事業未収金	474,468					
合計	198,900,521	3,922,318	3,589,787	3,507,536	3,757,605	68,639,682

(*1) 貸出金のうち、当座貸越（融資型を除く）202,208千円については「1年以内」に含めています。

(*2) 貸出金のうち、3か月以上延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等32千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

⑤ 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(*1)	276,026,304	3,126,862	2,038,524	453,702	433,293	—
合計	276,026,304	3,126,862	2,038,524	453,702	433,293	—

(*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

7. 有価証券に関する注記

(1) 有価証券の時価および評価差額に関する事項

① 満期保有目的の債券で時価のあるもの

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

		貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計 上額を超えるもの	国債	—	—	—
	政府保証債	—	—	—
	小計	—	—	—
時価が貸借対照表計 上額を超えないもの	国債	2,965,224	2,604,230	△ 360,994
	政府保証債	199,765	191,760	△ 8,005
	小計	3,164,990	2,795,990	△ 369,000
合 計		3,164,990	2,795,990	△ 369,000

② その他有価証券で時価のあるもの

その他有価証券において、種類ごとの取得原価または償却原価、貸借対照表計上額およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

		貸借対照表 計上額	取得原価または 償却原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価または償却 原価を超えるもの	債券 国債	3,647,570	3,468,985	178,584
	地方債	2,008,720	1,949,017	59,702
	政府保証債	100,270	100,000	270
	社債	—	—	—
	小計	5,756,560	5,518,002	238,556
貸借対照表計上額が 取得原価または償却 原価を超えないもの	債券 国債	7,502,450	8,327,309	△ 824,859
	地方債	1,091,500	1,204,672	△ 113,172
	公社債	175,360	200,000	△ 24,640
	社債	1,687,790	1,910,985	△ 223,195
	受益証券	393,570	450,000	△ 56,430
	小計	10,850,670	12,092,966	△ 1,242,296
合 計		16,607,230	17,610,968	△ 1,003,739

(2) 当年度中に売却したその他有価証券

(単位：千円)

	売却額	売却益	売却損
国債	—	—	—
受益証券	119,955	—	30,045
合 計	—	—	—

8. 退職給付に関する注記

(1) 退職給付に関する注記

① 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため確定給付型年金制度（DB）および特定退職金共済制度を採用しています。

② 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	2,321,651千円
勤務費用	118,342千円
利息費用	1,837千円
数理計算上の差異の発生額	△134,236千円
退職給付の支払額	△60,214千円
期末における退職給付債務	2,247,379千円

③ 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	1,904,636千円
期待運用収益	17,113千円
数理計算上の差異の発生額	△11,317千円
確定給付型年金制度（DB）への拠出金	57,172千円
特定退職金共済制度への拠出金	60,883千円
退職給付の支払額	△50,796千円
期末における年金資産	1,977,691千円

④ 退職給付債務および年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	2,247,379千円
確定給付型年金制度（ＤＢ）	△1,163,476千円
特定退職金共済制度	△814,215千円
未積立退職給付債務	269,688千円
未認識数理計算上の差異	188,618千円
貸借対照表計上額純額	458,307千円
退職給付引当金	458,307千円

⑤ 退職給付費用およびその内訳項目の金額

勤務費用	118,342千円
利息費用	1,837千円
期待運用収益	△17,113千円
数理計算上の差異の費用処理額	△21,379千円
合計	81,687千円

⑥ 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです（または、年金資産の主な分類ごとの金額は、次のとおりです）。

・確定給付型年金制度（ＤＢ）

一般勘定	100%
------	------

・特定退職金共済制度

債券	63%
年金保険投資	28%
現金および預金	5%
その他	4%
合計	100%

※ 一般勘定とは、全国共済農業協同組合連合会において、企業年金制度の資産等を１つの勘定で運用していることをいいます。

⑦ 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在および予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在および将来期待される長期の収益率を考慮しています。

⑧ 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

割引率	0.60%
長期期待運用収益率	
確定給付型年金制度	1.07%
特定退職金共済制度	0.65%

（２）特例業務負担金の将来見込み額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度および農林漁業団体職員共済組合制度の統合をはかるための農林漁業団体共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）がおこなう特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金26,588千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和５年３月現在における令和14年３月までの特例業務負担金の将来見込額は、233,903千円となっています。

9. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産および繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産

退職給付引当金超過額	126,492千円
その他有価証券評価差額金	277,032千円
減損損失	106,069千円
賞与引当金超過額	26,431千円
子会社寄付金等調整額	23,813千円
減価償却超過額	14,221千円
役員退職慰労引当金	10,864千円
借地権	8,573千円
未払費用否認額	4,453千円
未払事業税	9,870千円
資産除去債務	8,787千円
有価証券の有税評価損	965千円
棚卸資産の有税評価損	843千円
その他	676千円
繰延税金資産小計	619,096千円
評価性引当額	△433,831千円
繰延税金資産合計 (A)	185,264千円

繰延税金負債

全農外部出資評価益	△7,967千円
有形固定資産 (除去費用)	△5千円
繰延税金負債合計 (B)	△7,973千円
繰延税金資産の純額 (A) + (B)	177,290千円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.6%
(調整)	
交際費等の損金不算入額	0.8%
受取配当等の益金不算入額	△3.5%
事業利用分量配当	△0.8%
住民税均等割額	1.3%
評価性引当額の増減	7.0%
その他	△0.3%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	32.1%

10. 収益認識に関する注記

「重要な会計方針にかかる事項に関する注記 (4) 収益および費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

11. 資産除去債務に関する注記

(1) 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

① 当該資産除去債務の概要

当組合の一部の建物に使用されている有害物質を除去する義務に関して、資産除去債務を計上しています。また、建物の一部は、設置の際に土地所有者との事業用定期借地権契約を締結しており、賃借期間終了による原状回復義務に関し資産除去債務を計上しています。

② 当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、支出までの見込期間は0年～2年、割引率は0.0%～2.2%を採用しています。

③ 当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	8,048千円
貸借期間終了による原状回復義務に伴う増加額	23,764千円
時の経過による調整額	<u>23千円</u>
期末残高	31,837千円

(2) 貸借対照表に計上している以外の資産除去債務

当組合は、事業所等に関して、不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復にかかる義務を有していますが、当該事業所等は当組合が事業を継続する上で必須の施設であり、現時点で除去は想定していません。また、移転が行われる予定もないことから、資産除去債務の履行時期を合理的に見積ることができません。そのため、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。

12. その他の注記

(1) リース会計基準に基づく注記

① オペレーティング・リース

ファイナンス・リース取引以外の、所有権が当組合に移転しないオペレーティング・リース取引については、通常の賃貸借取引にかかる方法に準じた会計処理によっています。なお、未経過リース料は下記のとおりです。

未経過リース料残高相当額

1年以内	4,666千円
1年超	<u>10,190千円</u>
合計	14,857千円

上記未経過リース料は、解約不能なオペレーティング・リース取引の未経過リース料と解約可能なオペレーティング・リース取引の解約金の合計額です。

第27期 貸借対照表等の附属明細書

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

1. 貸借対照表等の附属明細書

(1) 組合員資本の明細

(単位：千円)

種 類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
出資金	2,880,076	48,746	33,874	2,894,947
利益剰余金	12,717,027	1,368,577	1,042,906	13,042,699
利益準備金	4,457,490	40,000	—	4,497,490
その他利益剰余金	8,259,537	1,328,577	1,042,906	8,545,208
肥料共同購入積立金	3,955	—	—	3,955
経営基盤強化目的積立金	58,872	—	—	58,872
組織整備等積立金	1,000,000	—	—	1,000,000
収穫調整用施設修繕等目的積立金	65,490	20,000	—	85,490
施設保守修繕等積立金	500,000	200,000	500,000	200,000
農業生産支援積立金	81,000	—	7,000	74,000
財務基盤強化目的積立金	1,110,000	—	—	1,110,000
くらしの活動推進目的積立金	100,000	—	—	100,000
直売所施設整備等目的積立金	700,000	—	—	700,000
農業振興目的積立金	75,000	—	5,000	70,000
組織基盤強化目的積立金	20,000	—	—	20,000
税効果会計積立金	224,799	92,946	132,481	185,264
特別積立金	3,531,339	—	—	3,531,339
当期末処分剰余金	789,080	1,015,631	398,425	1,406,287
処分未済持分	△ 19,300	△ 22,558	△ 19,300	△ 22,558
合 計	15,577,804	1,394,765	1,057,480	15,915,089

< 目的積立金一覧表 >

	肥料共同購入積立金	経営基盤強化目的積立金	組織整備等積立金
積立目的	肥料価格の期中変動があった場合は、農家負担の軽減をはかり、農家の経営安定に資することを目的とする。	埼玉県農業協同組合中央会が平成2年度から実施する「埼玉県農協経営化対策事業」に参画するとともに、この組合の財務健全性を確保することを目的とする。	組織整備等の実践による施設整備のために多額の資金を要するため、この組合の財務健全性を確保することを目的とする。
総代会	合併時持ち込み	合併時持ち込み	第7回通常総代会
設定	平成8年4月	平成8年4月	平成15年6月10日
取崩基準	肥料価格が期中上昇し、農家に相当の負担が発生する場合、積立額を限度額として、価格上昇相当額を取崩す。	埼玉県農協経営化対策事業の目的を達成しこの組合へ基金が返還される事業年度にその金額を取崩す。	積立目的が完了した年度に取崩す。
積立目標額	3,955,650 円	58,872,000 円	1,000,000,000 円
累計積立額	3,955,650 円	58,872,000 円	1,000,000,000 円

	収穫調整用施設修繕等目的積立金	施設保守修繕等積立金	農業生産支援積立金
積立目的	ライスセンター・コントリーエレベーターの施設修繕等整備に多額の資金を要するため、この組合の財務健全性を確保することを目的とする。	この組合の店舗施設等の保守修繕並びに建替えに要する資金準備を目的とする。	農産物の販売価格が天候不順等の影響により、大きく変動し下落が生じた場合や、急激な生産コストの上昇時、ならびに農業経営に支障をきたす様な不測の事態に備え、組合員の安定した農業経営をはかることを目的とする。
総代会	第9回通常総代会	第14回通常総代会	第15回通常総代会
設定	平成17年6月10日	平成22年6月10日	平成23年6月10日
取崩基準	修繕等が必要となった年度において、当該費用等の額以内で一部を含め取崩す。	店舗施設等の保守修繕並びに建替え及び車両・備品の更新が行われた年度に、当該費用の金額以内で取崩す。	急激な農産物の販売価格の下落や生産資材等のコスト上昇により、農業経営に支障を及ぼすような事態が発生した場合、当組合が農家組合員の支援に要した費用相当額を取崩す。
積立目標額	230,000,000 円	500,000,000 円	100,000,000 円
累計積立額	85,490,000 円	200,000,000 円	74,000,000 円

	財務基盤強化目的積立金	くらしの活動推進 目的積立金	直売所施設整備等 目的積立金
積立目的	自己資本比率算出の新基準の導入において、懸念される比率値の低下や自己資本を毀損する諸要因等を考慮し、ＪＡ事業の安定とさらなる健全性の向上を目指して、計画的に自己資本の充実をはかることを目的とする。	「未来へつなぐＪＡ経営基盤の確立」の実践のため、「価値ある投資の予算化」をはかり、目的積立金を設定し、その運用益相当額を財源として予算化し、多様な組織基盤の強化に向けた地域・社会貢献活動費の一部に充当することを目的とする。	直売所施設の取得及び修繕等に伴い、発生する支出に備えることを目的とする。
総 代 会	第 17 回通常総代会	第 17 回通常総代会	第 20 回通常総代会
設 定	平成 25 年 6 月 11 日	平成 25 年 6 月 11 日	平成 28 年 6 月 14 日
取崩基準	財務基盤及び経営に重大な影響のある事象が発生した場合に理事会の議決により、その影響額の範囲内で必要となる額を取崩すことができるものとする。	原則として取崩しは行わない。ただし、地域貢献活動に関して緊急性を要する場合に理事会の議決により、必要と認めた額を取崩すことができるものとする。	直売所の施設整備の状況に応じ、取得及び修繕等の支出に見合う額を取崩す。
積立目標額	2,500,000,000 円	100,000,000 円	700,000,000 円
累計積立額	1,110,000,000 円	100,000,000 円	700,000,000 円

	農業振興目的積立金	組織基盤強化目的積立金	税効果会計積立金
積立目的	担い手の規模拡大や新規就農者支援、直接販売等の営農・経済事業への積極的な事業展開に伴う、多様なニーズに応じた地域農業振興・助成等を目的とする。	「アクティブ・メンバーシップ」の確立に向けた、組織基盤強化への取組みに伴い、発生する支出に備えることを目的とする。	税効果会計における繰延税金資産の将来の減少に備えることを目的とする。
総 代 会	第 21 回通常総代会	第 21 回通常総代会	第 14 回通常総代会
設 定	平成 29 年 6 月 11 日	平成 29 年 6 月 11 日	平成 22 年 6 月 10 日
取崩基準	営農・経済事業への積極的な事業展開に伴う、地域農業振興・助成等に要した費用相当額を取崩す。	組織基盤強化の取組みに要した費用相当額を取崩す。	税効果会計積立金が繰延税金資産の額を超えた年度において、その超過額を取崩す。
積立目標額	100,000,000 円	20,000,000 円	各年度における繰延税金資産の額（繰延税金負債控除前）
累計積立額	70,000,000 円	20,000,000 円	185,264,332 円

(2) 有形固定資産及び無形固定資産の明細

(単位：千円、%)

種 類		当期首 残 高	当 期 増加額	当 期 減少額	当期末 残 高	当 期 償却額	減価償却 累 計 額	償 却 累計率
有形 固定 資産	建 物	3,886,882	607,084	26,869 (26,869)	4,467,097	72,338	2,684,342	60.1
	構 築 物	721,423	1,330	7,885 (1,418)	714,867	14,083	628,247	87.9
	機 械 装 置	843,497	1,470	23,785	821,182	10,403	796,926	97.0
	車 両 運 搬 具	9,480	—	—	9,480	276	9,204	97.1
	器 具 備 品	789,630	45,741	20,423 (2,904)	814,948	25,427	722,195	88.6
	土 地	1,631,351	20,860	38,215 (34,590)	1,613,995			
	建 設 仮 勘 定	33,527	555,750	565,220	24,057			
	計	7,915,793	1,232,236	682,400 (65,783)	8,465,629	122,528	4,840,914	
無形 固定 資産	借 地 権	10,573	—	3,320 (3,320)	7,253			
	電 話 加 入 権	4,138	—	—	4,138			
	回線利用権他	6,058	1,099	1,317	5,840	1,317		
	計	20,770	1,099	4,638 (3,320)	17,232	1,317		
合 計		7,936,564	1,233,336	687,038 (69,103)	8,482,862	123,846	4,840,914	

(注)

1. 当期減少額の（ ）内は内書きで減損損失の計上額です。
2. 当期償却額は、農産物直売所および利用施設の償却額も含まれています。
3. 当期増加額の主な内容

建 物 本店事務所雨漏り修繕工事 2,670 千円
 菖蒲カントリーエレベーター修繕工事（屋根破風・鼻隠板金） 19,750 千円
 農機センター格納倉庫新築工事 7,946 千円
 岩槻城北支店事務所 231,037 千円
 久喜江面支店事務所 334,183 千円

器具・備品 硬貨包装機（本店他 5 台） 4,370 千円
 久喜ライスセンターキュービクル・高圧ケーブル交換工事 4,040 千円
 セキュリティ耐火キャビネット（岩槻城北支店他 1 台） 4,300 千円

当期減少額の主な内容

構 築 物	旧河合支店A T M無人化	6,467 千円
機 械 装 置	クボタ自動精米機	3,840 千円
	蕎麦製粉設備一式	17,500 千円
器具・備品	旧慈恩寺支店A T M無人化空調設備一式	2,030 千円
	旧河合支店A T M無人化空調設備一式	2,030 千円
	旧東岩槻支店A T M無人化空調設備一式	2,030 千円
	旧川通支店A T M (FACT-Vm20)	2,856 千円
	旧慈恩寺支店A T M (FACT-Vm20)	2,856 千円
	旧東岩槻支店A T M ((FACT-Vm20)	2,856 千円
	旧豊野支店A T M (FACT-Vm20)	2,856 千円
土 地	久喜市菖蒲町新堀 473 外 6 筆	3,625 千円

(3) 外部出資の明細

(単位：千円)

出 資 先			当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
系 統 出 資	埼玉県信用農業協同組合連合会		10,372,410	—	—	10,372,410
	農林中央金庫		840	—	—	840
	全国農業協同組合連合会		222,000	—	—	222,000
	全国共済農業協同組合連合会		1,575,800	—	—	1,575,800
	埼玉県農業協同組合中央会		102,352	—	—	102,352
	(埼玉県農協教育基金)		(43,480)	—	—	(43,480)
	(埼玉県農協経営安定化基金)		(58,872)	—	—	(58,872)
	全国新聞情報農業協同組合連合会		500	—	—	500
	計		12,273,902	—	—	12,273,902
系 統 外 出 資	株 式	(株) 埼玉県農協総合情報センター	5,880	—	—	5,880
		(株) 農協観光	0	—	—	0
		(株) 日本農業新聞	50	—	—	50
		(株) むさしの村	30,591	—	—	30,591
		(株) 新しい村	1,000	—	—	1,000
		(株) J Aエネルギー埼玉	15,600	—	—	15,600
	そ の 他	埼玉県農業信用基金協会	428,050	—	—	428,050
		(公社) 埼玉県農林公社 (青年農業者育成基金)	7,810	—	—	7,810
		(有) しらおか味彩センター	750	—	—	750
		農事組合法人 駒崎転作組合	150	—	—	150
	計		489,881	—	30	489,881
子 会 社 等 出 資	株式	(株) なんさいふぁー夢	30,000	—	—	30,000
	計		30,000	—	—	30,000
合 計			12,793,783	—	30	12,793,783

※全国新聞情報農業協同組合連合会は、組織変更を行い、令和5年4月1日からは「株式会社J A 新聞連」となりました。

(4) 引当金等の明細

(単位：千円)

種 類	当期首残高	当期増加額	当期減少額		当期末残高
			目的使用	その他	
貸倒引当金	204,756	187,713	—	204,756	187,713
一般貸倒引当金	187,478	171,664	—	187,478	171,664
うち信用事業	185,920	170,232	—	185,920	170,232
うち購買事業	1,385	1,251	—	1,385	1,251
うちその他事業	172	179	—	172	179
個別貸倒引当金	17,277	16,049	—	17,277	16,049
うち信用事業	17,187	15,771	—	17,187	15,771
うち購買事業	90	278	—	90	278
賞与引当金	97,219	95,768	97,219	—	95,768
退職給付引当金	504,095	81,686	127,474	—	458,307
役員退職慰労引当金	31,291	8,072	—	—	39,364
合 計	837,363	373,240	224,693	204,756	781,153

(注) 当期減少額（その他）欄に記載の減少額はそれぞれ次の理由によるものです。

一般貸倒引当金 洗替による減少額

個別貸倒引当金 洗替による減少額

(5) 子会社等との間の取引ならびに子会社に対する金銭債権および金銭債務

① 子会社等との取引

(単位：千円)

会社名	取引内容	収益総額	費用総額	摘要
(株) なんさい ふぁー夢	信用事業	7	0	信用手数料貸出・貸付 金利息、貯金利息
	購買事業	17,705	327	購買品供給高 購買品供給原価
	利用事業	6,888	1,105	利用収益・検査手数料 J A手数料・利用費用
	その他	2,553	70	賃貸料、管理費
合 計		27,154	1,502	

② 子会社等に対する金銭債権および金銭債務

(単位：千円)

会社名	取引内容	金 銭 債 権			金 銭 債 務		
		当期首 残 高	当期末 残 高	当期増減 (△) 額	当期首 残 高	当期末 残 高	当期増減 (△) 額
(株) なんさい ふぁー夢	購買未収金	8,609	10,851	2,242	—	—	—
	貸 出 金	3,795	2,230	△ 1,565	—	—	—
	未 収 金	1,236	1,118	△ 118	—	—	—
	貯 金	—	—	—	22,781	22,109	△ 672
	未 払 金	—	—	—	2,009	491	△ 1,518
合 計		13,640	14,199	559	24,790	22,600	△ 2,190

(6) 事業管理費の明細

(単位：千円)

損益計算書科目	内 訳 科 目	金 額
人 件 費	役 員 報 酬	74,518
	給 料 手 当	1,531,657
	(うち賞与引当金繰入額)	(95,768)
	福 利 厚 生 費	335,912
	退 職 給 付 費 用	81,686
	役員退職慰労引当金繰入額	8,072
	計	2,031,847
業 務 費	会 議 費	8,085
	宣 伝 広 告 費	1,117
	通 信 費	34,333
	印刷・消耗備品費	30,205
	図 書・研 修 費	4,997
	業 務 委 託 費	207,944
	旅 費	753
	計	287,437
諸 税 負 担 金	租 税 公 課	73,124
	支 払 賦 課 金	14,606
	分 担 金	8,907
	計	96,638
施 設 費	減 価 償 却 費	93,895
	保 守 修 繕 費	31,668
	保 険 料	13,042
	水 道 光 熱 費	33,220
	賃 借 料	70,457
	消 耗 備 品 費	14,958
	車 両 費	9,800
	施 設 管 理 費	28,598
	そ の 他 施 設 費	23
	計	295,666
その他事業管理費		7,847
合 計		2,719,437

剰 余 金 処 分 案

(第27期)

(単位：円)

科 目	金 額
1. 当 期 未 処 分 剰 余 金	1, 406, 287, 153
2. 剰 余 金 処 分 額	864, 954, 840
(1) 利 益 準 備 金	80, 000, 000
(2) 任 意 積 立 金	740, 000, 000
収獲調整用施設修繕等目的積立金	20, 000, 000
施設保守修繕等積立金	400, 000, 000
農業生産支援積立金	10, 000, 000
財務基盤強化目的積立金	300, 000, 000
農業振興目的積立金	10, 000, 000
(3) 出 資 配 当 金	28, 433, 410
(4) 事業利用分量配当金	16, 521, 430
3. 次 期 繰 越 剰 余 金	541, 332, 313

(注) 1. 出資配当金は年1%の割合です。

ただし、年度内の増資及び新規加入については日割計算をします。

2. 事業の利用分量に対する配当の基準は次のとおりです。

○ 定期貯金、定期積金（平均残高） 100, 000円に対して 10円

○ 長期共済（保障額） 1, 000, 000円に対して 30円

※ 事業利用分量配当金は、出資者本人の事業利用を対象に配当します。

3. 任意積立金のうち目的積立金の種類及び積立目的、取崩基準、積立目標額等は別表のとおりです。

4. 次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善事業の費用に充てるための繰越額19, 000千円が含まれています。

(別表)

	収穫調整用施設修繕等 目的積立金	施設保守修繕等積立金	農業生産支援積立金
積立目的	ライスセンター・カントリーエレベーターの施設修繕等整備に多額の資金を要するため、この組合の財務健全性を確保することを目的とする。	この組合の店舗施設等の保守修繕並びに建替えに要する資金準備を目的とする。	農産物の販売価格が天候不順等の影響により、大きく変動し下落が生じた場合や、急激な生産コストの上昇時、ならびに農業経営に支障をきたす様な不測の事態に備え、組合員の安定した農業経営をはかることを目的とする。
総代会	第9回通常総代会	第14回通常総代会	第15回通常総代会
設定	平成17年6月10日	平成22年6月10日	平成23年6月10日
取崩基準	修繕等が必要となった年度において、当該費用等の額以内で一部を含め取崩す。	店舗施設等の保守修繕並びに建替え及び車両・備品の更新が行われた年度に、当該費用の金額以内で取崩す。	急激な農産物の販売価格の下落や生産資材等のコスト上昇により、農業経営に支障を及ぼすような事態が発生した場合、当組合が農家組合員の支援に要した費用相当額を取崩す。
積立目標額	230,000,000 円	1,000,000,000 円	1,000,000,000 円
累計積立額	85,490,000 円	200,000,000 円	74,000,000 円
当期積立額	20,000,000 円	400,000,000 円	10,000,000 円

	財務基盤強化目的積立金	農業振興目的積立金
積立目的	自己資本比率算出の新基準の導入において、懸念される比率値の低下や自己資本を毀損する諸要因等を考慮し、JA事業の安定とさらなる健全性の向上を目指して、計画的に自己資本の充実をはかることを目的とする。	担い手の規模拡大や新規就農者支援、直接販売等の営農・経済事業への積極的な事業展開に伴う、多様なニーズに応じた地域農業振興・助成等を目的とする。
総代会	第17回通常総代会	第21回通常総代会
設定	平成25年6月11日	平成29年6月11日
取崩基準	財務基盤及び経営に重大な影響のある事象が発生した場合に理事会の議決により、その影響額の範囲内で必要となる額を取崩すことができるものとする。	営農・経済事業への積極的な事業展開に伴う、地域農業振興・助成等に要した費用相当額を取崩す。
積立目標額	2,500,000,000 円	100,000,000 円
累計積立額	1,110,000,000 円	70,000,000 円
当期積立額	300,000,000 円	10,000,000 円

独立監査人の監査報告書

令和5年5月11日

南彩農業協同組合
理事会 御中

みのり監査法人
東京都港区
指定社員 公認会計士 大野 秀 則
業務執行社員
指定社員 公認会計士 福 島 英 樹
業務執行社員

<計算書類等監査>

監査意見

当監査法人は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、南彩農業協同組合の令和4年4月1日から令和5年3月31日までの第27期事業年度の剰余金処分案を除く計算書類等、すなわち貸借対照表、損益計算書及び注記表並びにその附属明細書（以下、これらの監査の対象書類を「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、農業協同組合法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、組合から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書、部門別損益計算書並びに事業別の明細である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等の監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の

過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監事の責任

経営者の責任は、農業協同組合法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続組合の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、農業協同組合法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に基づいて継続組合に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続組合を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続組合の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続組合の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、組合は継続組合として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、農業協同組合法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

＜剰余金処分案に対する意見＞

剰余金処分案に対する監査意見

当監査法人は、農業協同組合法第 37 条の 2 第 3 項の規定に基づき、南彩農業協同組合の令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの第 27 期事業年度の剰余金処分案（剰余金処分案に対する注記を含む。以下同じ。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の剰余金処分案が法令又は定款に適合しているものと認める。

剰余金処分案に対する経営者及び監事の責任

経営者の責任は、法令又は定款に適合した剰余金処分案を作成することにある。

監事の責任は、剰余金処分案作成における理事の職務の執行を監視することにある。

剰余金処分案に対する監査における監査人の責任

監査人の責任は、剰余金処分案が法令又は定款に適合して作成されているかについて意見を表明することにある。

利害関係

組合と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

私たち監事は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの第27事業年度の理事の職務の執行を監査しました。その結果につき以下のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

各監事は、当組合の監事監査規程に準拠し、他の監事と意思疎通及び情報の交換を図るほか、監査の方針、監査計画等に従い、理事、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 理事会その他重要な会議に出席し、理事及び使用人（又は内部監査部門）等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本支店及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社等については、子会社等の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社等から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制の整備に関する理事会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、理事及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の執行が適正に行われることを確保するための体制」（農協法施行規則第151条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、注記表及び剰余金処分案）及びその附属明細書について検討いたしました。

2 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、組合の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する理事会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び理事の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

みのり監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和5年5月15日

南 彩 農 業 協 同 組 合

代表監事 高崎 元 夫



常勤監事 木村 光 之



監 事 関根 文 男



監 事 杉崎 國 昭



監 事 所原 史 年



監 事 川鍋 優



監 事 矢作 俊 信



(注) 監事 矢作俊信は農協法第30条第14項に定める員外監事です。

監事 木村光之は農協法第30条第15項に定める常勤監事です。

以 上

監査の実施状況（令和４年４月１日から令和５年４月30日まで）

監 査 期 日	監 査 対 象	監 査 従 事 延 人 員		
		監事	補助員	計
令和４年４月１日	令和３年度下半期現物棚卸監事監査 (本店・支店・子会社)	7	3	10
令和４年４月14日	令和３年度下半期監事監査 (支店・営農経済センター・子会社)	7	3	10
令和４年４月21日	令和３年度下半期監事監査（本店）	7	—	7
令和４年４月22日	令和３年度下半期監事監査（本店・監査講評）	7	—	7
令和４年９月30日	令和４年度上半期現物棚卸監事監査 (営農経済センター・事業所)	7	3	10
令和４年10月３日	令和４年度上半期現物棚卸監事監査 (本店・支店・事業所・子会社)	7	3	10
令和４年10月17日	令和４年度上半期監事監査 (支店・営農経済センター・事業所・子会社)	7	3	10
令和４年10月20日	令和４年度上半期監事監査（本店）	7	—	7
令和４年10月21日	令和４年度上半期監事監査（本店・監査講評）	7	—	7
令和５年３月31日	令和４年度下半期現物棚卸監事監査 (営農経済センター・事業所)	7	3	10
令和５年４月３日	令和４年度下半期現物棚卸監事監査 (本店・支店・子会社)	7	3	10
令和５年４月13日	令和４年度下半期監事監査 (支店・営農経済センター・事業所・子会社)	7	3	10
令和５年４月25日	令和４年度下半期監事監査（本店）	7	—	7
令和５年４月26日	令和４年度下半期監事監査（本店・監査講評）	7	—	7

部 門 別 損 益 計 算 書

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(単位：千円)

区 分	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営 農指導事業	共通管理費等
事業収益 ①	5,489,597	1,897,332	1,014,647	2,381,217	193,686	2,712	
事業費用 ②	2,512,110	211,790	74,010	2,051,128	154,153	21,027	
事業総利益 (①－②) ③	2,977,486	1,685,541	940,637	330,088	39,533	△18,315	
事業管理費 ④	2,719,437	1,184,640	820,535	500,535	128,862	84,862	
(うち減価償却費 ⑤)	(93,895)	(46,219)	(28,810)	(14,253)	(3,052)	(1,558)	
(うち人件費 ⑥)	(2,031,847)	(846,175)	(609,554)	(396,160)	(106,508)	(73,449)	
※うち共通管理費 ⑦		131,141	80,479	39,052	8,971	4,221	△263,866
(うち減価償却費 ⑧)		(2,697)	(1,655)	(803)	(184)	(86)	(△5,428)
(うち人件費 ⑨)		(111,385)	(68,355)	(33,169)	(7,619)	(3,585)	(△224,114)
事業利益 (③－④) ⑩	258,049	500,900	120,102	△170,447	△89,328	△103,178	
事業外収益 ⑪	199,926	82,613	58,976	36,079	14,523	7,733	
※うち共通分 ⑫		11,636	7,141	3,465	796	374	△23,413
事業外費用 ⑬	15,367	6,350	4,533	2,773	1,116	594	
※うち共通分 ⑭		894	548	266	61	28	△1,799
経常利益 (⑩＋⑪－⑬) ⑮	442,608	577,164	174,545	△137,141	△75,921	△96,039	
特別利益 ⑯	176,050	72,747	51,993	31,770	12,789	6,810	
※うち共通分 ⑰		10,247	6,288	3,051	701	329	△20,617
特別損失 ⑱	72,194	29,832	21,296	13,028	5,244	2,792	
※うち共通分 ⑲		4,202	2,578	1,251	287	135	△8,454
税引前当期利益 (⑮＋⑯－⑱) ⑳	546,465	620,080	205,181	△118,398	△68,376	△92,021	
営農指導事業分配賦額 ㉑		37,452	25,950	16,563	12,146	△92,021	
営農指導事業分配賦後税引前当期利益 (㉑－㉒) ㉒	546,465	582,627	179,231	△134,962	△80,523		

※ ⑦、⑫、⑭、⑰、⑲は、各事業に直課できない部分

※ 部門別損益計算書の事業収益、事業費用の「計」欄は、各事業の収益、費用の単純合算値を記載しています。一方、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益（事業収益349,355千円、事業費用349,355千円）を除去した額を記載しています。よって、両者は一致していません。

(注)

1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

(1) 共通管理費等

○共通管理費

事業総利益割（50％）＋人員配置割（30％）＋人件費を除く事業管理費割（20％）

○事業外収益、事業外費用、特別利益、特別損失

共通管理費と同様の基準

(2) 営農指導事業

○均等割と事業総利益割の平均

2. 配賦割合（1の配賦基準で算出した配賦の割合）

(単位：％)

区 分	信 用 事 業	共 済 事 業	農業関連事業	生活その他事業	営 農指導事業	計
共 通 管 理 費 等	49.7	30.5	14.8	3.4	1.6	100
営 農 指 導 事 業	40.6	28.2	18.0	13.2		100

第27期 事業別の明細

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

1. 信用事業

(1) 貯 金

(単位：千円)

種 類	当期末残高
当座性貯金	178,227,121
定期貯金	102,449,456
定期積金	1,402,109
合 計	282,078,687

(2) 貸出金

(単位：千円)

種 類	当期末残高
証書貸付金	66,776,390
当座貸越	202,208
合 計	66,978,598

(注) 証書貸付金については、貸付留保金を控除した数値としています。

(3) 預 金

(単位：千円)

種 類	当期末残高
系統預金	193,880,828
系統外預金	558
合 計	193,881,386

(注) 「系統預金」とは、埼玉県信用農業協同組合連合会への預金です。

(4) 有価証券

(単位：千円)

種 類	当期末残高
国 債	14,115,244
地方債	3,100,220
政府保証債	300,035
社 債	1,687,790
特別法人債	175,360
受益証券	393,570
合 計	19,772,220

2. 共済事業

(1) 長期共済保有高

(単位：千円)

種 類		当期末保有高
生 命 総 合 共 済	終身共済	132,781,011
	定期生命共済	1,455,000
	養老生命共済	40,727,516
	うちこども共済	12,492,839
	医療共済	1,450,500
	がん共済	420,500
	定期医療共済	825,900
	介護共済	12,718,012
	認知症共済	
	生活障害共済	
	特定重度疾病共済	
	年金共済	369,000
	建物更生共済	415,165,545
合 計		605,912,986

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、「金額」欄は当該共済種類ごとに保障金額(生命系共済は死亡保障の金額「付加された定期特約金額等を含む、死亡保障を伴わない共済を記載するときの金額欄は斜線。」)を記載しています。

(2) 医療系共済の共済金額保有高

(単位：千円)

種 類		当期末保有高
医療共済	入院共済金	28,427
	治療共済金	342,896
がん共済		11,829
定期医療共済		4,340
合 計		387,492

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、「金額」欄は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。

(3) 介護共済・認知症共済・生活障害共済・特定重度疾病共済の共済金額保有高

(単位：千円)

種 類	当期末保有高
介護共済	14,460,741
認知症共済	178,000
生活障害共済 (一時金型)	3,302,700
生活障害共済 (定期年金型)	258,800
特定重度疾病共済	952,500

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、「金額」欄は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。

(4) 年金共済の年金保有高

(単位：千円)

種 類	当期末保有高
年金開始前	4,565,111
年金開始後	1,421,255
合 計	5,986,367

(注) 金額は年金年額（利率変動型年金は最低保証年金額）です。

(5) 短期共済新契約高

(単位：千円)

種 類	金 額	掛 金
火災共済	41,553,450	39,530
自動車共済		622,051
傷害共済	31,066,500	1,540
団体定期生命共済	—	—
定額定期生命共済	22,000	145
賠償責任共済		1,079
自賠責共済		156,619
合 計		820,967

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、「金額」欄は当該共済種類ごとに保障金額（死亡保障又は火災保障を伴わない共済の金額欄は斜線。）を記載しています。

(6) 共済契約者数・被共済者数

(単位：人)

種 類	共済契約者数		被共済者数	
	新規契約者数	保有契約者数	新規被共済者数	保有被共済者数
終身共済	60	12,006	107	12,486
定期生命共済	3	95	6	105
養老生命共済	19	3,495	18	3,658
こども共済	31	2,207	113	2,912
医療共済	40	6,165	50	7,260
がん共済	3	1,600	5	1,687
定期医療共済		791		870
医療系 計	43	7,308	55	8,580
介護共済	12	2,529	22	2,607
認知症共済	1	50	6	51
生活障害共済	6	456	7	493
特定重度疾病共済	12	334	13	371
生命総合共済 小計 (年金共済を除く)	187	18,478	347	21,324
年金共済	90	5,775	91	5,815
生命総合共済 合計	277	20,915	438	23,801
建物更生共済	192	13,377		
自動車共済	343	10,825		
総 合 計	812	33,996		

(注) 共済契約者が複数の共済を契約した場合、契約者数(被共済者)の合計等が一致しないことがあります。

(7) 満期・終身共済金額

(単位：千円)

種 類	当期首保有高	当期増加高		満期等減少高	当期末保有高
			新契約高		
終身共済	79,894,469	21,885,382	2,911,034	22,337,270	79,442,581
養老生命共済	23,736,932	6,597,803	591,560	7,718,962	22,615,773
(こども共済)	6,151,300	1,889,645	354,300	1,803,815	6,237,130
建物更生共済	39,676,489	11,343,322	3,095,670	12,361,049	38,658,762
合 計	143,307,891	39,826,508	6,598,264	42,417,282	140,717,117

(注) 養老生命共済及び建物更生共済については満期金額を、終身共済については終身共済金額を表示しています。

3. 購買事業

(単位：千円)

種 類		購買品供給高	購買手数料	購買品取扱高
生産資材	肥 料	429,453	290	2,792
	農 薬	261,804	2,653	24,755
	飼 料	8,718	34	1,611
	農業機械	276,066	1,165	6,255
	園芸資材	252,312	6,404	91,436
	自動車	—	—	—
	燃 料	175,742	287	6,979
	計	1,404,099	10,836	133,831
生活物資	食 品	米	—	—
		一般食品	501	2,819
		食 材	1,323	43,990
	耐久資材・日用雑貨		10,199	106,565
	L P G		7,927	66,578
	葬 祭		64,061	647,683
	その他		7,617	52,125
	計		91,631	919,762
合 計		2,074,768	102,467	1,053,593

(注) 購買品取扱高は、購買手数料と購買手数料に係る購買品受入高を足し合わせたものです。
また、生活物資のその他は農産物直売所の購買手数料および購買品取扱高です。

4. 販売事業

(1) 受託販売品

(単位：千円)

種 類	販売手数料	販売品取扱高
米	31,418	481,215
麦・豆・雑穀	1,820	24,104
野 菜	17,313	906,542
果 実	7,379	591,654
花き・花木	119	10,621
畜産物	2	4,065
その他	83,461	674,054
合 計	141,514	2,692,257

(注) 販売品取扱高は、販売手数料と販売手数料に係る販売品受入高を足し合わせたものです。
また、その他には農産物直売所の取扱高が含まれています。

(2) 買取販売品

(単位：千円)

種 類	販売手数料	販売品取扱高
米	6,490	110,061

(注) 販売品取扱高は、販売手数料と販売手数料に係る販売品受入高を足し合わせたものです。

5. 保管事業

(単位：千円)

種 類		取扱高（取扱実績）
収 益	保管料	3,697
	荷役料	3,013
	その他の収益	411
	検査手数料	4,214
	計	11,336
費 用	保管資材費	713
	計	713
差 引		10,623

6. 利用事業

(単位：千円)

種 類	取扱高（取扱実績）
ライスセンター・カントリーエレベーター	60,177
共販センター真空予冷設備	5,788
その他	10,015
合 計	75,981

(注) その他には、梨選果場をはじめ農作業受委託・そば・農機等の利用料が含まれています。

7. 宅地等供給事業

(1) 宅地等供給事業

(単位：千円)

区 分	取扱高（取扱実績）
土 地	95,000
建 物	425,169
賃貸借等	139,428
合 計	659,597

(2) 施主代行方式による建物等の取扱

(単位：千円)

区 分	取扱高（取扱実績）
建 物	425,169

(注) 施主代行方式とは、全農が施主（ＪＡまたは組合員）の立場に立って、施設導入の相談から建設、施工管理、アフターサービスに至るまで総合的にマネジメントを行う施設建設方式です。

【参考資料】

農産物直売所事業実績

(単位：千円)

種 類		取 扱 高		
		受 託	買 取	供給額
岩槻農産物直売所	販売	99,407	—	99,407
	購買	456	41,578	42,035
	小計	99,864	41,578	141,443
久喜農産物直売所	販売	74,984	—	74,984
	購買	3,406	88,453	91,860
	小計	78,390	88,453	166,844
菖蒲グリーンセンター	販売	392,616	—	392,616
	購買	48,261	391,556	439,817
	小計	440,877	391,556	832,434
合 計	販売	567,008	—	567,008
	購買	52,125	521,588	573,713
	合計	619,133	521,588	1,140,721

労働保険事務組合における労働保険料その他の徴収金の徴収、納付状況報告書

労働保険料特別会計報告書

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(単位：千円)

	特定農作業従事者	指定農業機械作業従事者	中小事業主等
納付済保険料①	546	1,104	—
過払保険料②	—	—	—
不足保険料③	—	—	—
滞納保険料④	—	—	—
本年度概算・確定保険料 (①－②＋③＋④)	546	1,104	—
還付金	—	—	—
納付追徴金	—	—	—
納付延滞金	—	—	—

労働保険事務組合会計報告書

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

収入の部

(単位：千円)

項 目	金 額	備 考
事務組合手数料	39	200 円× 197 人
報奨金	—	
雑収入	—	
合 計	39	

支出の部

項 目	金 額	備 考
事務費	—	
合 計	—	

令和5年度

第28期 事業計画書（案）

（持続可能な農業・地域共生の未来づくり）

～不断の自己改革によるさらなる進化～

令和5年4月1日から
令和6年3月31日まで

目 次

I. 基 本 方 針	79
II. 経 営 理 念	79
III. 経営ビジョン	79
IV. 事業方針及び事業実施計画	
1. 指 導 事 業	80
2. 信 用 事 業	82
3. 共 済 事 業	85
4. 購 買 事 業	89
5. 販 売 事 業	91
6. 宅地等供給事業	92
7. 保 管 事 業	93
8. 利 用 事 業	94
9. 農産物直売所事業	95
10. 福 祉 事 業	96
V. 経営管理方針	
1. 経営管理計画	97
2. 総合財務計画	99
3. 総合損益計画	100
4. 事業管理費計画	101
VI. 自己改革工程表	102

I. 基本方針

わが国の経済は、新型コロナウイルス以後倒産件数は例年より低い水準で推移していますが、供給制約や資源価格の高騰による景気の下振れリスクは残っており、新型コロナウイルスからの回復が遅れている事業者も見られます。こうした中で、金融市場の変動が金融システム・金融機関に与える影響を把握・分析しつつ、物価の上昇等が経済活動や国民生活に与える影響を注視していく必要があります。

農業を取り巻く情勢は、食料自給率が先進国の中で最低水準の38%まで落ち込み長期に渡り低迷するなか、正組合員の減少、農業従事者の高齢化や担い手不足による生産基盤の縮小、組合員・利用者ニーズの多様化、超低金利の長期化による貸出金利の低下など、数多くの問題が山積しています。さらにはウクライナ侵攻を始め、国際情勢の大きな変化により、農業生産に伴う資材の価格が高騰し、また米を始めとする農産物価格の低迷が続いており農業現場においては、大変厳しい状況であります。

このような環境のなかで、「持続可能な農業・地域共生の未来づくり」～不断の自己改革によるさらなる進化～をメインテーマとした新たな中期3か年計画を基に、3つの基本目標『農業者の所得増大』『農業生産の拡大』『地域の活性化』の実現のため、中長期を見通して重点的に取り組む5つの柱『持続可能な食料・農業基盤の確立』『持続可能な地域・組織・事業基盤の確立』『不断の自己改革の実践を支える経営基盤の強化』『協同組合としての役割発揮を支える人づくり』『「食」「農」「地域」「JA」にかかる県民理解の醸成』を定め、実践して参ります。

II. 経営理念

JA南彩は地域農業振興を通じて「食」と「農」と「環境」を守り、地域社会の発展に貢献する事業活動を展開します。

III. 経営ビジョン

- ・安全で安心な国産農産物を安定的に供給できる持続可能な地域農業を確立し、農業者の所得増大をめざします。
- ・総合事業を通じて、組合員のくらしの向上につとめ、組合員や地域社会から必要とされるJAをめざします。
- ・組合員や地域社会と共に「食と農を基軸として地域に根ざした協同組合」として、経営の健全性を確保し、協同組合としての役割を発揮し続けることをめざします。

IV. 事業方針及び事業実施計画

1. 指導事業

(1) 事業方針

今次3か年計画の中間年度としてJA自己改革の3つの基本目標「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」「地域の活性化」へさらなる挑戦をおこない担い手への対応力強化、農産物の販売拡大、豊かで暮らしやすい地域社会実現のために、これまでの取組みをさらに深化させます。

(2) 事業実施方策

1) 担い手・新規就農者支援

- ① 担い手経営体のニーズに応えるため、TACを1名増員し、埼玉県担い手サポートセンターと連携した出向く体制の強化に取組みます。

また、JA南彩独自の助成支援事業およびJAグループさいたま県域の助成事業を活用し、組合員の所得増大と生産拡大に取組みます。

- ② 多様な農業者の育成に向けて行政等関係機関と連携し「新規就農者支援パッケージ(募集・研修・就農・定着)」を策定のうえ実践に取組みます。

2) 生産拡大に向けた労働力確保対策

- ① 無料職業紹介所「JA南彩あぐりサポート」・JAグループさいたま求人広告サービス「農業ジョブ」・農協観光「援農ボランティア」を活用し労働力確保に取組みます。
- ② 梨栽培生産者の労働力確保を目的に、JA南彩独自の「梨栽培サポーター制度」を広く周知し、梨生産者への労働力の紹介を行います。
- ③ 農業用ドローンによる作業受託により、生産者の作業軽減をはかり生産拡大支援に取組みます。

3) 米価安定に向けて水田フル活用への取組み

主食用米の需給安定をはかるため、経営所得安定対策等の周知徹底を行い飼料用米・米粉用米・大豆・麦類等への作付け転換の促進をさらに強化し取組みます。

4) 農業経営支援の取組み

農業者の経営支援を強化していくため、記帳代行の研究・検討に取組みます。

5) 産地維持の取組み

特産農産物の維持、普及のため、苺栽培塾を設立し、後継者育成に取組みます。

(3) 収支計画

1) 収入の部

(単位：千円)

項 目	本年度計画	前年度実績	摘 要
指 導 補 助 金	0	977	事務手数料
実 費 収 入	1,500	1,665	農業新聞手数料等
合 計	1,500	2,642	

2) 支出の部

(単位：千円)

項 目	本年度計画	前年度実績	摘 要
営農改善費	8,200	7,083	農業振興支援事業、職業紹介事業、新規作物試作経費等
生活改善費	700	341	女性部育成費等
組織活動費	7,500	5,808	農家組合、生産組合育成費、青年部育成費等
相談活動費	600	501	税務相談・結婚相談費用等
教育情報費	7,500	7,634	J Aだより、広報経費等
合 計	24,500	21,369	

(4) 教育資材普及計画

項 目	本年度計画	前年度実績	重点推進月
家の光ほか	1,250 冊	1,147 冊	1 月～2 月
日本農業新聞	月平均 610 部	月平均 570 部	6 月

- 1) 食と農の活動を通じた地域住民の J A への理解促進をはかるために、教育資材「家の光」を普及し教育文化活動を積極的に展開します。
- 2) 家の光の記事を活用し、組合員（購読者）や女性部等のグループ活動の活性化につとめます。
- 3) 「第 4 回家の光購読者の集い」を開催します。
- 4) 「日本農業新聞」を活用し組合員へ日々の的確な情報を伝えるために、普及拡大運動を展開します。また、地元記事の送稿を積極的行います。

2. 信用事業

(1) 事業方針

J Aバンク埼玉中期戦略（2022～2024年度）で掲げた「10年後のJ Aグループの目指す姿の実現」に向け、組合員・利用者から必要とされ、農業・地域に一層貢献する存在として存続していくため、中期戦略の2年目として、実践事項の着実な実践・定着に向けて取組んでいくものです。

(2) 事業実施方策

1) 金融仲介機能の発揮

① 農業領域の取組み

- ア. 農業融資体制の構築・強化として、ローンセンターの機能充実をはかり、貸出強化プランの継続実践、農業近代化資金の対応力強化ならびに大規模農業者・農業法人等へのアプローチを実践します。また、農業経営に関する提案・アドバイスが実践できる人材育成のための推奨資格の取得、信連トレーニー制度等を活用して取組みます。
- イ. 農業者等との関係構築による取引拡大をはかり、農業者のニーズに応じた資金供給をJ Aバンク利子補給事業および保証料助成事業の活用により取組んでまいります。
- ウ. 営農経済事業各部門と連携したソリューションの強化および埼玉県信連との連携を行い、相談機能の充実をはかります。また、新規就農者育成への取組み、関係機関等と連携した農業者支援も注力していきます。
- エ. 営農経済部門等と連携した食農教育活動を、教材本贈呈事業を用いて継続的に取組みます。
- オ. 生産部会等で農業者向け資産形成・運用セミナーを営農経済部門と連携しながら開催し、農業者の資産運用に寄与することを目指します。

② くらし領域の取組み

- ア. 生活資金ニーズへの対応として、住宅ローン提携先との連携強化で住宅ローンの伸長、Web広告の活用によるJ Aネットローンの取組み強化を実施します。また、貸出業務を担う人材の育成を信連トレーニー制度の活用・推奨資格の積極的な取得により併せて取組みます。
- イ. 資産形成・運用ニーズへの対応として、渉外担当者を活用した提案活動の実施、併せて推奨資格の積極的な取得を促し、人材の育成にも取組みます。また、組合員・利用者に対する金融知識の提供として資産形成・運用セミナー等の開催も検討します。
- ウ. 資産相談機能の提供を、遺言信託代理店機能の強化を通じて取組みます。また、関連業務を担う人材育成を信連トレーニー制度の活用・推奨資格の積極的な取得により促し、併せて専門家等を活用した相続相談会・相続セミナーの開催も取組んでまいります。
- エ. ライフイベントに応じた利用者接点の強化として、渉外担当者による提案活動の定着、窓口担当者によるライフイベントセールスの向上をはかります。
また、信用・共済データ統合ツールを活用した情報連携の実施、信連・共済連が連携した研修会の実施等、共済事業との連携強化を行なってまいります。
- オ. 効率的なJ Aカードの提案活動（口座開設・ローン申込時セットセールス、Web申込活用、直売所等でのイベント開催）を行い、キャッシュレス決済の提案・利用促進に取組みます。

③ 地域領域の取組み

- ア. 他部門と連携した地域活性化への取組み継続実践・発展を行います。
- イ. 他部門と連携したJ Aスマホ教室の開催検討・実施を行います。

2) 業務効率化

① 媒体移管計画の実施

ア. 口座振替委託者等の媒体移管計画に基づく媒体移管（法人 I B 等）の実施を行います。

② 非対面チャネルの強化

ア. 非対面チャネル（A T M・J Aバンクアプリ・個人 I B・メールオーダーサービス）の利用促進を行います。

③ 管理・照会業務の効率化

ア. 未利用口座管理手数料の導入による本人再確認事務の負担軽減をはかります。

④ 店舗事務効率化運動の展開

ア. 個別効率化施策（媒体移管・集金業務見直し等）の実践徹底を行ないます。

イ. 個別事務の実態把握や更なる効率化施策（実践計画）の策定・実践をはかります。

⑤ 営業店システム・貸出システムの導入

ア. 営業店システムおよび貸出システムの円滑な導入準備を進めてまいります。

⑥ システム再編によるコスト抑制

ア. 全国版電子帳表システム利用に向けた準備・本番開始を行なってまいります。

イ. 県内信用システムの段階的な再編に伴う代替機能への運用移行を実施します。

3) 不断の取組み

① 健全性・内部管理態勢の確保

ア. 適切な収支シミュレーションの実践、シミュレーション結果を踏まえた経営計画の立案・実践を行い、J A版早期警戒制度への対応をはかります。

イ. 全役職員によるコンプライアンス研修の受講を実施し、コンプライアンス意識を向上させ、不祥事未然防止に取組みます。

ウ. A L M委員会の充実等によるリスク管理体制の強化を行い、適切なリスク量の計測・管理を実施します。また貸出管理態勢の整備についても、金融機関に求められる適切な審査・債権管理の構築をはかります。

マネロン・テロ資金供与対策ガイドライン等に基づく態勢整備としては、リスクに応じた継続的な顧客管理措置の徹底、リスクベース・アプローチに基づくリスク評価書・リスク総括表の適正な策定ならびに評価書等に基づく顧客管理の実践をします。

エ. 個人普通貯金口座に対する不要な口座開設の抑制・目的外利用への厳格な対応を行います。

② 持続的な収益構造の維持

ア. 環境変化・収支見直し・営業店システム導入等を見据えたA T M再編計画の見直し・実践に取組みます。

イ. 利用者ニーズと地域実態に即した店舗運営・営業時間等の検討・実践を行い、ローコストな拠点運営策の導入を検討します。

③ 人材育成

ア. 施策を担う専門人材の育成を、信連提供研修・通信教育・eラーニング等自主学習ツールを活用し積極的に取組みます。

④ サステナブル関連への取組み

ア. 他部門と連携したS D G sにかかる取組み検討・実践を行います。

(3) 事業計画

(単位：千円、%)

種 類		本 年 度 計 画					前 年 度 実 績					前年対比 (A) / (B) × 100
		期末残高 (A)	平均残高	構成 %	利 息	利率 %	期末残高 (B)	平均残高	構成 %	利 息	利率 %	
貯 金	当 座 性	182,817,000	182,963,000	65.0	1,820	0.001	178,227,121	175,392,273	62.0	1,657	0.001	102.58
	定 期 性	99,863,000	98,518,000	35.0	4,465	0.005	103,851,565	107,427,552	37.9	4,078	0.004	96.16
	計 (a)	282,680,000	281,481,000	100.0	6,286	0.002	282,078,687	282,819,825	100.0	5,735	0.002	100.21
借 入 金	証 書	—	800	100.0	0	0.000	1,616	2,734	92.3	0	0.000	0.00
	当座借越	—	—	0.0	0	—	—	225	7.6	1	0.691	—
	計 (b)	—	800	100.0	0	0.000	1,616	2,959	100.0	1	0.053	0.00
合計 (c) = (a+b)		282,680,000	281,481,800		6,286	0.002	282,080,303	282,822,784		5,737	0.002	100.21
預 金	系 統 外	300,000	300,000	0.1	3	0.001	360,828	341,295	0.1	3	0.001	83.14
	定期性	187,429,000	190,252,000	99.8	1,073,944	0.565	193,520,000	198,430,959	99.8	1,092,552	0.551	96.85
	計	187,729,000	190,552,000	100.0	1,073,947	0.564	193,880,828	198,772,254	100.0	1,092,556	0.550	96.83
	系 統 外	1,000	5,000		0	0.001	558	17,457		0	0.001	179.20
	計 (d)	187,730,000	190,557,000		1,073,947	0.564	193,881,386	198,789,711		1,092,556	0.550	96.83
有価証券 (e)		24,764,000	22,196,000		142,343	0.641	19,772,220	18,198,608		116,793	0.642	125.25
貸 出 金	証 書	70,637,000	69,146,000	99.7	551,320	0.797	67,987,201	66,482,708	99.6	541,727	0.815	103.90
	当座貸越	200,000	200,000	0.2	4,000	2.000	202,208	211,676	0.3	4,737	2.238	98.91
	計 (f)	70,837,000	69,346,000	100.0	555,320	0.801	68,189,410	66,694,384	100.0	546,465	0.819	103.88
合計 (g) = (d) + (e) + (f)		283,331,000	282,099,000		1,771,610	0.628	281,843,017	283,682,703		1,755,815	0.619	100.53
差引額 (c) - (g)		▲651,000	▲617,200		▲1,765,324	▲0.626	237,285	▲859,919		▲1,750,077	▲0.617	—

(注) 貸出金には貸付留保金を含んでいます。

3. 共 済 事 業

(1) 事業方針

令和5年度は、今次3か年計画の中間年度にあたることから、同計画の着実な遂行に向けて「ひと・いえ・くるま・農業」の万全な保障提供につとめ、農業・地域への貢献活動を通じた新たなJAファンづくりを進めます。

また、デジタル活用による組合員・利用者の利便性の向上と契約者対応力の強化につとめ、長期安定的な事業運営による健全性・信頼性の向上をはかります。

(2) 事業実施方策

1) 「対面」と「非対面」が融合した全契約者・組合員への活動の実践

契約者1人ひとりに寄り添うため、「対面」および「非対面」による全契約者への3Q活動の実践を通じ、契約者との接点強化と長期的な関係づくりにつとめます。従来の「対面」である3Q訪問のみならず、環境の変化によるニーズの急激な高まりをふまえた「非対面」である3Qコールやデジタル技術を活用したWeb3Qを組み合わせることで、組合員・利用者へのアプローチと保障点検の総量を増やし、利用者満足度の更なる向上につとめます。

2) 未加入者への「はじまる活動」の実践

3Q活動を基軸として「世帯内未加入者」への世帯内深耕をはかるとともに、信共連携施策を通じた「他事業利用者」や未加入者へのJAらしい総合力を活かしたアプローチの実践を通じ、事業基盤拡大をはかります。

3) 生命保障を中心とした「ひと・いえ・くるま・農業」の万全な保障提供

生命保障を中心とした「ひと・いえ・くるま・農業」の総合保障の実現に向け、未保障分野への商品提案や次世代層へのアプローチを通じて、世帯および個人の保障充足率の向上と万全な保障提供をはかります。

4) システムを活用した事務手続きの適正化と利便性の向上

Lablet'sを活用したペーパーレスおよびキャッシュレスによる手続きのさらなる徹底をはかり、事務の効率化・適正化につとめるとともに、Webマイページの登録促進による契約者の利便性向上をはかります。

5) 職員育成による利用者対応力の強化

従来までの研修体制に加え、オンライン環境を活用した研修や自己学習によりLAやスマイルサポーターのスキルアップをはかり、部門職員育成体制の強化と利用者対応力の強化につとめます。

6) 建物損害査定業務の適正・迅速化と自動車共済契約者対応力の強化

Lablet'sや新たなシステムを活用し、適正で迅速な損害調査や支払査定業務につとめるとともに、国内各地で多発する大規模自然災害や今後発生が懸念される南海トラフ地震等に対応できる支払査定体制の構築と人材育成をはかります。また、自動車事故発生連絡時の契約者対応力強化をはかり、利用者満足度の維持・向上につとめます。

7) 共栄火災商品の取扱い

組合員とご家族の日常生活に潜む損害賠償等のリスクに備えるため、共栄火災商品の「JA安心倶楽部」や「JA自転車倶楽部」等をJA共済の補完的商品として取扱います。

8) コンプライアンス態勢の徹底

研修会の開催やeラーニングの受講を通じ、1人ひとりのコンプライアンス意識の徹底をはかるとともに、丁寧で親切、適切な対応による利用者との信頼強化や満足度の向上につとめます。

(3) 事業計画

1) 長期共済保有高

(単位：件、千円、%)

種 類		当期首保有高		当期増加高		新契約高		満期等減少高		当期末保有高		期首対比 (B) / (A) × 100
		件数	金額 (A)	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額 (B)	
生命総合共済	終身共済	19,132	132,781,011	6,008	40,350,697	1,078	6,038,117	6,368	44,069,170	18,772	129,062,538	97.2
	定期生命共済	109	1,455,000	105	1,155,238	80	800,000	33	445,357	181	2,164,881	148.8
	養老生命共済	8,080	40,727,516	2,101	10,013,118	166	618,656	2,984	15,643,429	7,197	35,097,205	86.2
	こども共済	3,541	12,492,839	1,098	3,706,362	124	300,000	1,029	4,301,469	3,610	11,897,732	95.2
	医療共済	7,497	1,450,500	2,871	510,037	725	132,400	3,201	607,981	7,167	1,352,556	93.2
	がん共済	1,790	420,500	447	97,295	31	—	485	115,676	1,752	402,119	95.6
	定期医療共済	880	825,900	200	187,582	—	—	283	265,890	797	747,592	90.5
	介護共済	3,908	12,718,012	1,537	3,927,889	166	600,000	2,042	3,676,112	3,403	12,969,789	102.0
	認知症共済	54		45		30		25		74		—
	生活障害共済	516		259		89		280		495		—
	特定重度疾病共済	382		214		120		157		439		—
	年金共済	7,507	369,000	2,095	92,288	322	—	2,369	93,470	7,233	367,818	99.7
建物更生共済		24,193	415,165,545	7,712	135,647,304	2,113	38,448,858	8,437	140,888,341	23,468	409,924,508	98.7
計		74,048	605,912,986	23,594	191,981,448	4,920	46,638,031	26,664	205,805,426	70,978	592,089,006	97.7

2) 医療系共済の共済金額保有高

(単位：件、千円、%)

種 類		当期首保有高		当期増加高		新契約高		満期等減少高		当期末保有高		期首対比 (B) / (A) × 100
		件数	金額 (A)	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額 (B)	
医療 共済	入 院 共済金	4,150	28,427	2	78	2	54	459	9,841	3,693	27,418	96.4
	治 療 共済金	3,347	342,896	2,869	235,442	723	178,641	2,742	73,222	3,474	384,521	112.1
が ん 共 済		1,790	11,829	447	2,927	31	176	485	3,210	1,752	11,546	97.6
定期医療共済		880	4,340	200	986	—	—	283	1,396	797	3,930	90.6
計		10,167	387,492	3,518	239,433	756	178,871	3,969	87,669	9,716	427,415	110.3

3) 介護共済・認知症共済・生活障害共済・特定重度疾病共済の共済金額保有高 (単位：件、千円、%)

種 類	当期首保有高		当期増加高		新契約高		満期等減少高		当期末保有高		期首対比 (B) / (A) × 100
	件数	金額 (A)	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額 (B)	
介 護 共 済	3, 908	14, 460, 741	1, 537	5, 757, 917	166	675, 000	2, 042	7, 560, 493	3, 403	12, 658, 165	87. 5
認知症共済	54	178, 000	45	148, 501	30	99, 004	25	82, 503	74	243, 998	137. 1
生活障害共済 (一時金型)	319	3, 302, 700	160	1, 411, 303	55	617, 375	178	1, 429, 680	301	3, 284, 323	99. 4
生活障害共済 (定期年金型)	197	258, 800	99	148, 897	34	381, 650	102	170, 775	194	236, 922	91. 5
特定重度疾病 共 済	382	952, 500	214	490, 452	120	25, 000	157	387, 200	439	1, 055, 752	110. 8

4) 年金共済の年金保有高

(単位：件、千円、%)

種 類	当期首保有高		当期増加高		新契約高		満期等減少高		当期末保有高		期首対比 (B) / (A) × 100
	件数	金額 (A)	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額 (B)	
年 金 共 済	7,507	5,986,367	2,095	1,806,296	322	361,076	2,369	1,987,066	7,233	5,805,597	97.0

5) 短期共済新契約高

(単位：件、千円、%)

種 類	本年度計画			前年度実績			前年対比 (A) / (B) × 100
	件数	金額	掛金 (A)	件数	金額	掛金 (B)	
火 災 共 済	2,788	40,353,425	38,500	2,930	41,553,450	39,530	97.3
自 動 車 共 済	15,792		663,333	15,697		622,051	106.6
新規契約	1,150		70,000	984		59,302	118.0
傷 害 共 済	9,483	37,862,783	1,812	7,947	31,066,500	1,540	117.7
定 額 定 期 生 命 共 済	4	14,000	105	6	22,000	145	72.4
賠 償 責 任 共 済	419		859	475		1,079	79.6
自 賠 責 共 済	10,769		201,220	8,382		156,619	128.5
計	39,255		905,829	35,437		820,964	110.3

(注) 金額は保障金額です。自動車共済・賠償責任共済・自賠責共済は掛金のみを表示となります。

6) 質的向上指標

(単位：%)

指 標	目標値	前年度実績値
自動車共済自動継続特約付帯率	90 以上	90.3
満期継続率	55 以上	60.3
ペーパーレス割合 (長期新契約)	90 以上	86.4
ペーパーレス割合 (自動車新契約)	90 以上	95.6
ペーパーレス割合 (長期異動)	80 以上	50.3
ペーパーレス割合 (自動車異動)	80 以上	64.2
キャッシュレス割合 (長期新契約)	92 以上	95.6
キャッシュレス割合 (自動車新契約)	92 以上	93.0
キャッシュレス割合 (長期異動)	50 以上	—
キャッシュレス割合 (自動車異動)	50 以上	9.0
長期共済口座番号設定率	98 以上	97.8
契約者直送割合	99 以上	99.5
連合会直接払割合	99 以上	99.2
解約失効率 (生命)	1.61 以下	3.65
解約失効率 (建更)	1.66 以下	4.01

(注)

1) 長期共済保有高

- ・金額は保障金額「がん共済はがん死亡共済金額、医療共済・定期医療共済は死亡給付金額（付加された定期特約金額等を含む）、介護共済は一時払契約の死亡給付金額、年金共済は付加された定期特約金額」で表示しています。
- ・こども共済は養老生命共済の内書きとしています。
- ・平成5年度以前に契約された養老生命、こども、終身、年金の各共済契約については、生命総合共済に合算して計上しています。

2) 医療系共済の共済金額保有高：医療共済の金額は上段に入院共済金額、下段に治療共済金額、がん共済および定期医療共済の金額は入院共済金額で表示しています。

3) 介護共済・認知症共済・生活障害共済・特定重度疾病共済の共済金額保有高：介護共済の金額は介護共済金額、認知症共済の金額は認知症共済金額、生活障害共済の金額は生活障害共済金額または生活障害共済金額または生活障害年金年額、特定重度疾病共済の金額は特定重度疾病共済金額で表示しています。

4) 年金共済の年金保有高：金額は年金年額(利率変動型年金にあっては最低保証年金額)で表示しています。

5) 短期共済新契約高：金額は保障金額で表示しています。

【用語説明】

- ・Lablet'sとは、携帯用共済端末機のこと。
- ・ペーパーレスとは、紙の申込書を使わず、携帯用共済端末機(Lablet's)を使用した契約のこと。
- ・キャッシュレス契約とは、第1回目共済掛金を「口座振替(自動振替)」「クレジットカード払」「ペイジー払」「コンビニ払」「デビット払(*異動追徴金含む)」のいずれかにより収納する手続きのこと。
- ・スマイルサポーターとは、窓口において主としてJA共済にかかる事務保全業務および組合員・利用者等への情報提供、提案を行う共済担当者をいう。
- ・eラーニングとは、Lablet's端末機や個人端末を利用し、共済仕組み・事務手続きに関する知識を自己学習により習得すること。
- ・安心チェックとは、ご加入内容の説明や情報提供を行い、合わせて万が一の備えに不足がないかチェックを行うこと。
- ・Webマイページとは、スマホなどの機能を活用し、共済契約内容照会、異動（住所・電話番号・振替口座変更）、Web約款の閲覧、払込証明書データ発行、自動車共済継続手続き、当JA貯金口座からの振替における未収共済掛金の即時口座振替サービスによる払込み等のさまざまな手続きがWeb上で完結する共済契約者向けのインターネットサービスのこと。
- ・3Q活動とは、3Q訪問(オンライン面談含むによる近況確認・あんしんチェック等)、3Qコール(電話による近況確認)を契約者単位(令和3年度までは世帯単位)で行うこと。

4. 購 買 事 業

(1) 事業方針

令和5年度は中期3か年計画の2年目として、「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」「地域の活性化」の基本目標を継続します。生産資材関連事業においては、肥料価格高騰対策として、銘柄集約肥料取扱拡大による低価格の実現に向けた取組みや出向く活動強化による量的取扱いの拡大、また生活関連事業においては、米の業者向け販売の拡大、また葬祭事業は新たな利用式場増加による取扱件数の増加につとめるなど、自己改革基本目標達成に向けた事業展開に取り組めます。

(2) 事業実施方策

1) 生産資材事業

①肥料価格高騰対策とした低価格販売対応

銘柄集約肥料やP B肥料等の低価格化につとめ、取扱量の拡大を行うことで農家の経費削減（所得増大）を後押しします。

②利用拡大への対応

T A C 及びセンター職員等による出向く体制強化の実践により組合員ニーズを把握、またJ A 購入のメリット（配送無料やにじいろポイントの付与等）を活かした新規利用者の更なる獲得強化により生産資材および生活資材等の量的取扱拡大に向けた対応をはかります。

③燃料の取扱拡大

配送アプリの導入による効率化と、組合員の必要とする軽油、灯油、重油販売の取扱量の拡大をはかります。

2) 生活関連事業

①米の販売強化

業者向け取扱量の拡大および新規取扱業者の獲得により販売強化に取り組めます。

②葬祭事業の対応強化

催事担当者の営業力強化に伴う事前相談案件の増強や白岡地区に新たな利用式場が追加されたことのP R、また終活セミナー、お盆フェア、人形供養祭等のイベント開催による広告宣伝等の強化によりJ A 葬祭取扱件数の増強および利用者の満足度向上をはかります。

3) 購買品のインターネット注文方式の取扱い

購買品のインターネット注文方式を令和5年度での実現を目指し、令和4年度に全農とJ A 間の受発注システムを導入し実施に向けた取組みを行ってきましたが、課題も非常に多いことから、令和6年度の実現を目指します。

(3) 供給計画 (買取購買品)

(単位：千円、%)

種 類			本年度計画	前年度実績	前年対比 (A) / (B) × 100
			供給高 (A)	供給高 (B)	
生 産 資 材	肥 料		422, 000	429, 453	98. 2
	農 薬		247, 000	261, 804	94. 3
	飼 料		7, 000	8, 718	80. 2
	農 業 機 械		291, 000	276, 066	105. 4
	園 芸 資 材		245, 000	252, 312	97. 1
	燃 料		174, 000	175, 742	99. 0
	小 計		1, 386, 000	1, 404, 099	98. 7
生 活 物 資	食 品	米	55, 000	41, 003	134. 1
		一般食品	80, 000	84, 452	94. 7
	耐久資材・日用雑貨		40, 000	23, 624	169. 3
	そ の 他		516, 100	521, 588	98. 9
	小 計		691, 100	670, 669	103. 0
合 計			2, 077, 100	2, 074, 768	100. 1

(注) 生活物資のその他は、農産物直売所の供給高です。

<代理取引の取扱高>

種 類	本年度計画		前年度実績		前年対比 (A) / (B) × 100
	取扱高 (A)	手数料	取扱高 (B)	手数料	
葬祭他	1,054,000	106,800	1,001,468	94,849	105.2
その他	53,900	7,838	52,125	7,617	103.4
計	1,107,900	114,638	1,053,593	102,467	105.1

(注) その他は直売所の購買品供給高です。

5. 販 売 事 業

(1) 事業方針

全農さいたま・パートナー市場と連携し、安定的販売先の確保と価格や数量を事前に決めた契約取引を拡大し生産者手取りの安定化をはかります。また、県内量販店との連携によりインショップ取扱い拡大に取組みます。

(2) 事業実施方策

- 1) 実需者ニーズに応じた業務用米の契約販売の拡大取組みと J A 独自販売により水稻生産者の手取り向上につとめます。
また、主食用米の需給安定をはかるため、水田活用米穀の継続的な取組みを行います。
- 2) T A C と関係機関等で連携し、未利用生産者・農業生産法人への定期訪問によるニーズの把握および集荷・販売提案の実施により、共販出荷拡大につとめます。
- 3) 遊休農地を活用した農産物の提案、実需者ニーズに応じた新規作物野菜の普及に取組み県内量販店と連携した販売先確保と特産化に取組みます。
- 4) 農産物販売促進員（なんさい小町）によるスーパー量販店等および直売所での PR 販売を行うとともに、動画配信サイトを活用した新たな販売促進活動に取組みます。
- 5) 安全・安心な農産物を提供するため、直売所や共販品目における生産履歴管理システムを活用し、生産履歴記帳の徹底に取組みます。
- 6) 梨産地を維持するため「梨選果施設整備検討委員会」にて進めてきた統合計画、5 年度には平野・菖蒲を、7 年度には白岡・久喜を段階的に集約・整備・運営体制等について取り組んでまいります。

(3) 販売計画

(受託販売品)

(単位：千円、%)

種 類	本年度計画			前年度実績			前年対比 (A) / (B) × 100
	取扱高 (A)	手数料	販売高	取扱高 (B)	手数料	販売高	
米	471,600	27,200	444,400	481,215	31,418	449,797	98.0
麦 ・ 豆	28,762	2,362	26,400	24,104	1,820	22,283	119.3
野 菜	941,145	16,445	924,700	906,542	17,313	889,229	103.8
果 実	632,289	9,589	622,700	591,654	7,379	584,274	106.8
花卉・花木	13,130	130	13,000	10,621	119	10,502	123.6
畜 産 品	3,501	1	3,500	4,065	2	4,062	86.1
そ の 他	714,472	85,472	629,000	674,054	83,461	590,592	105.9
合 計	2,804,899	141,199	2,663,700	2,692,257	141,514	2,550,742	104.1

(注) その他の欄は、直売所農直品（販売品）とインショップ（量販店・地場産コーナー）の合計となります。

(買取販売品)

(単位：千円、%)

種 類	本年度計画			前年度実績			前年対比 (A) / (B) × 100
	販売高 (A)	粗収益	受入高	販売高 (B)	粗収益	受入高	
米	120,100	6,800	113,300	110,061	6,490	103,570	109.1
合 計	120,100	6,800	113,300	110,061	6,490	103,570	109.1

6. 宅地等供給事業

(1) 事業方針

率先した初期情報獲得運動や土地活用・家造り推進運動を実施し、組合員の資産有効活用に必要な情報提供や支援等を行ってまいります。

(2) 事業実施方策

- 1) 資産管理友の会会員等をはじめとする組合員への訪問活動を通じ、農地等資産に関する管理・有効活用、また税務・法務・金融対策等の相談業務について情報提供を行います。
- 2) 相続対策強化のため、業務に必要な資格の取得や税務研修等の職員教育、また催事担当者や金融担当者等との連携により組合員ニーズへの対応強化に取組みます。
- 3) 同業者との連携を強化し、土地の売買等における迅速な対応に取組みます。

(3) 事業計画

(収支計画)

(単位：千円、%)

項 目		本年度計画 (A)	前年度実績 (B)	前年対比 (A) / (B) × 100
収入	宅地等供給手数料	17,500	20,246	86.4
	宅地等供給雑収入	4,000	4,907	81.5
収 入 合 計		21,500	25,153	85.4
支出	宅地等供給雑費	1,500	1,386	108.2
支 出 合 計		1,500	1,386	108.2
差 引 金 額		20,000	23,767	84.1

(取扱計画)

(単位：千円、%)

項 目	本年度計画 (A)	前年度実績 (B)	前年対比 (A) / (B) × 100
土 地	70,000	95,000	73.6
建 物	380,000	425,169	89.3
賃 貸 借 等	150,000	139,428	107.5
合 計	600,000	659,597	90.9

7. 保 管 事 業

(1) 事業方針

米麦等の集約保管による効率的運営と集荷率向上につとめ、品質保持と事故防止に万全を期し安全・安心な農産物の保管管理等の徹底につとめます。

(2) 事業実施方策

- 1) 倉庫の有効活用をはかるため、一貫パレチゼーションを活用し米麦等の集約保管と適切な保管管理体制の徹底につとめます。
- 2) 民間営業倉庫を有効活用した効率的な取組みも継続してまいります。
- 3) 集荷率向上対策として、休日検査の実施や庭先集荷に取組み、さらに、フレコン集荷体制の拡充による利便性の向上につとめます。

(3) 事業計画

(単位：千円、%)

項 目	本年度計画	前年度実績	前年対比 (A) / (B) × 100
	保管料 (A)	保管料 (B)	
米 類	3,378	2,935	115.0
麦 類	910	761	119.5
合 計	4,288	3,697	115.9

【用語説明】

一貫パレチゼーションとは、作業効率の向上のためパレット積みのまま出発地から到着地の荷降ろしまで一貫して輸送する方式のこと。

8. 利 用 事 業

(1) 事業方針

それぞれの施設機能を最大限に活用し、農産物の有利販売につとめるとともに、円滑な施設運営に取り組めます。

(2) 事業実施方策

- 1) J Aの施設利用による米については、需要動向を考慮し品種の集約による施設有効利用と効率化をはかり、高品質米の確保につとめます。
- 2) 通年、広報誌を活用し広域利用への促進をはかり、共同乾燥調整施設の稼働率向上に取り組めます。
- 3) 共同乾燥調整施設の大口利用者への利用料金還元により、施設利用を促進し、稼働率向上と担い手のトータルコストの引下げに取り組めます。
- 4) 組合員の高齢化に伴う労働力軽減と耕作放棄地の解消のため、J A南彩農作業受託組織連絡協議会（地域の担い手・農業法人等）を活用し農作業受託に取り組めます。
- 5) 共販センターの真空冷却装置・予冷施設の機能を活かし、高鮮度で安全・安心な農産物の供給につとめ、集荷・販売の増加と、新規利用者拡大に取り組めます。
- 6) ドローンによる農薬散布等、防除に関する作業を請負い農作業の省力化や生産性の向上に取り組めます。
- 7) 梨選果施設利用は、組合員減少、施設の老朽化に伴い総合的機能を果たすとともに、効率的かつ円滑な運営をはかるため今後、計画的に段階的な統合に取り組めます。

(3) 事業計画

(単位：千円、%)

項 目	本年度計画 (A)	前年度実績 (B)	前年対比 (A) / (B) × 100
ライスセンター・カントリーエレベーター	67,105	60,177	111.5
梨 選 果 場	10,704	8,422	127.0
共販センター真空予冷設備	6,800	5,788	117.4
農 作 業 受 委 託	1,960	1,529	128.1
そば・味噌加工	50	48	104.1
農 機 等 利 用	10	14	71.4
合 計	86,629	75,981	114.0

9. 農産物直売所事業

(1) 事業方針

安全・安心な地場農産物の提供、品揃えの充実をはかり、組合員・地域利用者の満足度・リピート率の向上、また学校給食への取組強化、さらには新規利用者の獲得を目指し、生産者の所得向上と地域に根ざした店舗づくりにつとめます。

(2) 事業実施方策

- 1) 直売所間ネットワークによる南彩管内の特産品の相互間販売を強化いたします。
- 2) 農産物の地産地消を積極的に進め、特別栽培米など、キャンペーン等を通じて米の消費拡大をはかります。
- 3) お客様が何度でも来たいと思う直売所の具体的な建設に向けた取組みを行います。
- 4) 消費者への安全・安心な農産物の提供をはかるため、定期的な残留農薬検査の継続実施を行います。
- 5) 国際基準となっているHACCPの考え方を取り入れた衛生管理に基づき、直売所のマニュアルを遵守し、病原菌やウイルスによる食中毒等の未然防止につとめます。
- 6) 「見える化プログラム」の具体的取組み事項である「集客力強化」によるリピート率の向上を通じ、直売所の収益力拡大および生産者の所得向上を目指します。

(3) 事業計画

(単位：千円、%)

項 目		本年度計画 (A)	前年度実績 (B)	前年対比 (A) / (B) × 100
岩 槻 直 売 所	販売品	98,000	99,407	98.5
	購買品	42,000	41,612	100.9
	計	140,000	141,020	99.2
久 喜 直 売 所	販売品	80,000	74,984	106.6
	購買品	90,000	89,008	101.1
	計	170,000	163,992	103.6
菖蒲グリーンセンター	販売品	420,000	392,616	106.9
	購買品	450,000	398,585	112.8
	計	870,000	791,201	109.9
合 計	販売品	598,000	567,008	105.4
	購買品	582,000	529,206	109.9
	計	1,180,000	1,096,214	107.6

10. 福 祉 事 業

(1) 事業方針

高齢者生活支援として、組合員高齢者やその家族などを対象に介護予防・認知症対策に取り組めます。

(2) 事業実施方策

- 1) 女性部と連携して地域で認知症の人や家族に対して、できる範囲で手助けする「認知症サポーター」を養成し、地域高齢者支援として見守り活動に取り組めます。
- 2) 高齢者生活支援活動として、介護予防・認知症予防対策に向けて女性部と連携し、ミニデイサービスに取り組めます。
- 3) 組合員とそこご家族、女性部員等を対象に健康教室などの講習会を開催します。

(3) 事業計画

(単位：千円、%)

項 目	本年度計画 (A)	前年度実績 (B)	前年対比 (A) / (B) × 100
福祉事業収入	—	—	—
福祉事業雑費	200	—	—
差 引	△ 200	—	—

V. 経営管理方針

1. 経営管理計画

(1) 経営管理の重点事項

1) 不断の自己改革の実践を支える経営基盤の強化

- ① 将来にわたって持続可能な組織として不断の自己改革を実践し、役割を発揮し続けるため、将来見通しをふまえて効率化戦略・成長戦略を策定し、経営計画に反映・実践します。また、設定した目標利益の確保に向けて、経済事業の収益力向上や将来を見据えた店舗再編等による効率化戦略に取り組めます。
- ② 組合員・利用者へのこれまで以上の提供価値を生み出すため、出向く体制の強化と既存事業の強化に取り組むとともに、連合会・中央会のみならず、地域の市町村や企業等とも連携のうえ、新たなビジネス構築等の成長戦略を具体化し、着実に実践することで収益確保と持続可能な社会実現に取り組めます。
- ③ 経営の健全性を確保し、不祥事等を未然に防止するとともに早期に発見するガバナンス（業務執行体制）の構築や内部統制の強化、役職員のコンプライアンス意識の向上に取り組む、農業協同組合法、独占禁止法をはじめとする法令を遵守した事業運営を行います。
- ④ コロナ禍を契機として民間デジタル化のさらなる加速に対応し、業務・システムの統一化、デジタル化をすすめ、業務の効率化や組合員・利用者との接点構築を強化するとともに、利便性向上に取り組めます。

(2) 組合員および役職員の教育訓練の基本方針

不断の自己改革への実践等、当組合に対する組合員・地域住民の理解を深めるためホームページやYouTube等を利用した情報発信を行うとともに、TACや広報誌を通じた営農情報等の発信を行います。

また、JA南彩の経営理念・経営戦略に基づいて策定した「人材育成基本方針」に基づき専門的な能力はもとより、自律・創造型でコミュニケーション能力や行動力があり、環境変化に柔軟に対応できる人材を育成します。

(3) 固定資産取得・処分計画

(単位：千円)

項目 区分	施設名	規模・能力 構造等	取得処分 予定価額	設置時期	資金調達方法
取得	事務所・店舗・倉庫等	改修等	30,000	随時	自己資金
	情報システム機器等	空調、営業店システム、新紙幣対応、精米施設、防犯カメラ等	101,160	随時	自己資金
	梨選果所、営農経済センター、CE、RC、直売所等	改修、機器更新等	126,038	随時	目的積立金 自己資金
	器具・備品	器具・備品	30,000	随時	自己資金
	支店新築	建築・解体費、什器備品	438,500	随時	目的積立金 自己資金
処分	土地	売却	16,781		

(4) 自己資本造成計画

(単位：千円、%)

種 類	前年度 実績 (A)	前年度 計画 (B)	達成率 (A)/(B) ×100	本年度 計画 (C)	差引増減額 (C) - (A)
出 資 金	2,894,947	2,900,000	99.8	2,900,000	5,052
利益準備金	4,497,490	4,497,490	100.0	4,577,490	80,000
その他利益剰余金 (うち目的積立金)	8,545,208 (3,607,581)	8,503,816 (3,610,063)	100.5 99.9	8,766,025 (4,053,063)	220,817 (405,481)
(うち当期末処分剰余金)	(1,406,287)	(1,362,414)	103.2	(1,181,623)	(△ 224,663)
外部流出予定額 (△)	△ 44,954	△ 46,000	97.7	△ 45,000	△ 45
処分未済持分 (△)	△ 22,558	△ 15,000	150.4	△ 24,000	△ 1,442
合 計 (A)	15,870,134	15,840,307	100.2	16,174,516	304,382
有形固定資産 (減価償却累計額を 除く) 及び無形固定資産の合計額 (資産除去債務相当資産を除く)	3,641,926	3,784,118	96.2	4,229,178	587,231
(うち取得固定資産)	(677,585)	(713,270)	95.0	(725,698)	(48,112)
系統外出資 (除基金協会) (外部出資等損失引当金を除く)	91,831	91,831	100.0	91,831	—
合 計 (B)	3,733,757	3,875,950	96.3	4,321,010	587,252
自己資本の基準 (施行令第29条) (A) ÷ (B)	425.0	408.7	—	374.3	—

2. 総合財務計画

(単位：千円、％)

科 目	本年度 計画 (A)	前年度 実績 (B)	前年対比 (A/B)	科 目	本年度 計画 (A)	前年度 実績 (B)	前年対比 (A/B)
(資産の部)				(負債の部)			
1. 信用事業資産	282,727,000	281,706,662	100.4	1. 信用事業負債	282,720,000	282,128,911	100.2
(1) 現金	1,000,000	1,075,893	92.9	(1) 貯金	282,680,000	282,078,687	100.2
(2) 預金	187,730,000	193,881,386	96.8	当座性	182,817,000	178,227,121	102.6
系統預金	187,729,000	193,880,828	96.8	定期性	99,863,000	103,851,565	96.2
系統外預金	1,000	558	179.2	(2) 借入金	0	1,616	0.0
(3) 有価証券	24,764,000	19,772,220	125.2	(3) その他の信用事業負債	40,000	48,608	82.3
(4) 貸出金	69,278,000	66,978,598	103.4				
(5) その他の信用事業資産	165,000	184,566	89.4	2. 共済事業負債	712,000	739,446	96.3
(6) 貸倒引当金	△ 210,000	△ 186,004	112.9	(1) 共済資金	300,000	313,951	95.6
				(2) 未経過共済付加収入	405,000	420,012	96.4
2. 共済事業資産	30,000	18,528	161.9	(3) 共済未払費用	4,000	2,863	139.7
(1) その他の共済事業資産	30,000	18,528	161.9	(4) その他の共済事業負債	3,000	2,618	114.6
3. 経済事業資産	682,000	764,335	89.2	3. 経済事業負債	450,000	546,627	82.3
(1) 経済事業未収金	450,000	474,468	94.8	(1) 経済事業未払金	300,000	298,359	100.6
(2) 経済受託債権	100,000	131,019	76.3	(2) 経済受託債務	150,000	248,262	60.4
(3) 棚卸資産	130,000	155,651	83.5	(3) その他の経済事業負債	—	5	—
(4) その他の経済事業資産	4,000	4,725	84.7				
(5) 貸倒引当金	△ 2,000	△ 1,530	130.7	4. 雑負債	329,453	482,701	68.3
				(1) 未払法人税等	52,810	137,485	38.4
4. 雑資産	334,900	299,929	111.7	(2) 資産除去債務	27,257	31,837	85.6
(1) 雑資産	335,000	300,109	111.6	(3) その他の負債	249,386	313,379	79.6
(2) 貸倒引当金	△ 100	△ 179	55.9				
				5. 諸引当金	665,892	593,439	112.2
5. 固定資産	4,229,178	3,641,947	116.1	(1) 賞与引当金	103,600	95,768	108.2
(1) 有形固定資産	4,209,510	3,624,714	116.1	(2) 退職給付引当金	536,463	458,307	117.1
建物	4,911,991	4,467,097	110.0	(3) 役員退任慰勞引当金	25,829	39,364	65.6
機械装置	911,654	821,182	111.0				
土地	1,631,351	1,613,995	101.1	(純資産の部)			
建設仮勘定	—	24,057	—	1. 組合員資本	16,219,516	15,915,089	101.9
その他有形固定資産	1,681,959	1,539,297	109.3	(1) 出資金	2,900,000	2,894,947	100.2
減価償却累計額	△ 4,927,447	△ 4,840,914	101.8	(2) 利益剰余金	13,343,516	13,042,699	102.3
(2) 無形固定資産	19,668	17,232	114.1	利益準備金	4,577,490	4,497,490	101.8
				その他利益剰余金	8,766,025	8,545,208	102.6
6. 外部出資	12,793,783	12,793,783	100.0	(うち目的積立金)	(4,053,063)	(3,607,581)	(112.3)
(1) 外部出資	12,793,783	12,793,783	100.0	(うち当期末処分剰余金)	(1,181,623)	(1,406,287)	(84.0)
				(3) 処分未済持分	△ 24,000	△ 22,558	106.4
7. 繰延税金資産	300,000	177,290	169.2				
				2. 評価・換算差額等	—	△ 1,003,739	—
				(1) その他有価証券評価差額金	—	△ 1,003,739	—
資産の部合計	301,096,861	299,402,477	100.6	負債及び純資産の部合計	301,096,861	299,402,477	100.6

※ 貸出金には貸付留保金を含んでいません。

3. 総合損益計画

(単位：千円、％)

科 目	本年度 計画 (A)	前年度 実績 (B)	前年対比 (A / B)
1. 事業総利益	2,898,469	2,977,486	97.3
(1) 信用事業収益	1,901,110	1,897,332	100.2
(2) 信用事業費用	241,110	211,790	113.8
信用事業総利益	1,660,000	1,685,541	98.5
(3) 共済事業収益	982,600	1,014,647	96.8
(4) 共済事業費用	79,800	74,010	107.8
共済事業総利益	902,800	940,637	96.0
(5) 購買事業収益	2,255,638	2,207,118	102.2
(6) 購買事業費用	1,982,246	1,913,485	103.6
購買事業総利益	273,392	293,632	93.1
(7) 販売事業収益	267,099	255,315	104.6
(8) 販売事業費用	212,212	205,702	103.2
販売事業総利益	54,887	49,612	110.6
(9) 保管事業収益	12,510	11,336	110.4
(10) 保管事業費用	716	713	100.4
保管事業総利益	11,794	10,623	111.0
(11) 利用事業収益	86,629	75,981	114.0
(12) 利用事業費用	87,833	83,685	105.0
利用事業総利益	△ 1,204	△ 7,703	15.6
(13) 宅地等供給事業収益	21,500	25,153	85.5
(14) 宅地等供給事業費用	1,500	1,352	110.9
宅地等供給事業総利益	20,000	23,800	84.0
(15) 福祉事業収益	—	—	—
(16) 福祉事業費用	200	—	—
福祉事業総損失	200	—	—
(17) 指導事業収入	1,500	2,712	55.3
(18) 指導事業支出	24,500	21,369	114.7
指導事業収支差額	△ 23,000	△ 18,657	123.3
2. 事業管理費	2,781,867	2,719,437	102.3
事業利益	116,602	258,049	45.2
3. 事業外収益	190,000	199,926	95.0
4. 事業外費用	16,800	15,367	109.3
経常利益	289,802	442,608	65.5
5. 特別利益	4,799	176,050	2.7
6. 特別損失	—	72,194	—
税引前当期利益	294,601	546,465	53.9
法人税、住民税及び事業税	81,310	166,295	48.9
法人税等調整額	—	9,019	—
法人税等合計	81,310	175,314	46.4
当期剰余金	213,291	371,150	57.5
当期首繰越剰余金	541,332	390,655	138.6
目的積立金取崩額	427,000	644,481	66.3
当期末処分剰余金	1,181,623	1,406,287	84.0

4. 事業管理費計画

(単位：千円、％)

科 目		本年度 計画 (A)	前年度 実績 (B)	前年対比 (A / B)
人 件 費	役 員 報 酬	75,100	74,518	100.8
	給 与 手 当	1,541,136	1,531,657	100.6
	(賞与引当金繰入額)	(103,600)	(95,768)	108.2
	福 利 厚 生 費	348,347	335,912	103.7
	退 職 給 付 費 用	90,000	81,686	110.2
	役員退任慰労金	860	—	—
	役員退職慰労引当金繰入額	7,212	8,072	89.3
	計	2,062,655	2,031,847	101.5
業 務 費	会 議 費	13,500	8,085	167.0
	宣 伝 広 告 費	1,100	1,117	98.5
	通 信 費	31,200	34,333	90.9
	印刷・消耗備品費	29,400	30,205	97.3
	図 書・研 修 費	6,900	4,997	138.1
	業 務 委 託 費	203,600	207,944	97.9
	旅 費	900	753	119.5
	計	286,600	287,437	99.7
諸 税 負 担 金	租 税 公 課	72,400	73,124	99.0
	支 払 賦 課 金	14,392	14,606	98.5
	分 担 金	9,000	8,907	101.0
	計	95,792	96,638	99.1
施 設 費	減 価 償 却 費	131,500	93,895	140.1
	保 守 修 繕 費	24,800	31,668	78.3
	保 険 料	12,800	13,042	98.1
	水 道 光 熱 費	42,000	33,220	126.4
	賃 借 料	70,800	70,457	100.5
	消 耗 備 品 費	13,400	14,958	89.6
	車 両 費	10,500	9,800	107.1
	施 設 管 理 費	24,200	28,598	84.6
	そ の 他 施 設 費	20	23	87.0
	計	330,020	295,666	111.6
その他事業管理費		6,800	7,847	86.7
合 計		2,781,867	2,719,437	102.3

VI. 自己改革工程表

J A南彩は、平成 28 年度より、組合員との徹底した対話に基づいて、「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」「地域の活性化」を基本目標とする創造的自己改革の実践に全力で取り組んできました。

これまでに自己改革として、担い手経営体への個別対応や労働力確保対策（無料職業紹介事業）、マーケットインに基づく販売方式への転換、生産資材の総合的なコスト引下げへの強化に取り組んだほか、直売所・量販店による販売強化、特産品の販路拡大などの取組みをすすめてきました。

この結果、平成 30 年～令和元年度に実施した「J Aの自己改革に関する組合員調査」等において、多くの正組合員から、一定の評価と自己改革への一層の期待、多くの准組合員から、総合事業の必要性や地域農業を応援したいとの声をいただくことができました。今後とも、J A南彩は、地域になくてはならない J Aであり続けるため、自己改革の実践を支える持続可能な経営基盤の確立・強化とともに、組合員との徹底した対話を通じ、総合事業を基本として「不断の自己改革」に取り組んでまいります。

自己改革を実践するための具体的な方針

- 1 訪問活動や「担い手との対話」により組合員のニーズを的確に把握します。
- 2 「農業者の売上増加・コスト低減」につながる担い手目線で改革の目的である「所得増大」を実現するほか、「地域の活性化」にも取り組みます。
 - ・担い手経営体や中核的担い手などを対象として、次のことに取り組みます。
 - ア. 業務用米の取組み拡大、イ. 新規野菜の導入
 - ・中核的担い手や多様な担い手などを対象として、次のことに取り組みます。
 - ア. 農業用ドローンによる労働力支援
 - ・必要とする全ての者を対象として、次のことに取り組みます。
 - ア. 銘柄集約肥料（高度化成肥料や P B 肥料等）の取扱拡大によるコスト低減
 - ・「地域の活性化」に向けては、次のことに取り組みます。
 - ア. 准組合員直売所モニターの実施、イ. ふれあい活動の充実また、これらの取組みにあたり必要な農業資金の供給にも取り組みます。
- 3 改革の取組みと成果について対話等を通じて評価を把握し、次の改革につなげることで、P D C A サイクルを回し、不断の自己改革を着実に実践します。

自己改革の実践に向けた組合員の意思反映

自己改革の実践にあたっては、改革の評価の把握に向けた正組合員との対話や外務活動のみならず、地域に根ざした J A を目指して直売所准組合員モニターを通じて「正組合員とともに、地域農業や地域経済の発展を支える組合員」である准組合員の声も聴くことで、正組合員と准組合員が一体となった J A 運営を実現します。組合員の評価を踏まえながら必要な見直しを行います。

また、農業振興の応援団でもある准組合員の事業利用にあたっては、正・准組合員の利用状況を把握したうえで、改革の目的である「農業者の所得増大」につながるよう取り組みます。

自己改革を支える経営基盤の確立・強化の取組みについて

管内の人口は減少傾向にあり、少子高齢化が進展しております。農業経営体も減少していますが、法人経営は増加の傾向が見られます。また、農業生産額も減少傾向に推移しており、J A南彩の販売取扱実績は、28 億円前後で推移している状況です。J A南彩として現状のまま事業改革を進めなかった場合の成り行きは直近のシミュレーションで、令和 9 年度から事業利益が赤字に転じる見通しとなりました。既に事業改革に取り組んでおりますが、販売力の強化を通じた事業伸長や効率的な施設運営を通じた費用削減により、健全で持続性のある経営を確保することが緊急の課題となっております。

自己改革工程表(数値編)

重点目標

成果指標・目標値 令和4年度実績

農業者の所得増大・農業生産の拡大			
業務用米取組み拡大による農業者の所得増大		令和4年度	令和5年度
対象者：担い手経営体や中核的担い手など		実績	目標
令和6年度	92.6ha	71.7ha	81.0ha
想定 売上増加効果		目標	
1kgあたり45円		92.6ha	
農業用ドローンによる労働力支援		令和4年度	令和5年度
対象者：中核的担い手や多様な担い手など		実績	目標
令和6年度	120ha	73ha	90ha
想定 労働力軽減		目標	
10aあたり作業時間8割減		120ha	
銘柄集約肥料等の取扱拡大によるコスト低減		令和4年度	令和5年度
対象者：必要とする全ての者		実績	目標
令和6年度	48,600袋	45,251袋	48,000袋
想定 コスト低減効果		目標	
1袋あたり10~400円		48,600袋	

地域の活性化		令和4年度	令和5年度	令和6年度
農産物直売所准組合員モニター実施		実績	目標	目標
令和6年度	60人（延べ人数）	12人	40人	60人

経営基盤の確立・強化		令和4年度	令和5年度	令和6年度
営農経済センターの再編		実績	目標	目標
令和6年度	南部・中部・北部 3センター店舗化	4店舗	3店舗	3店舗
支店の店舗統合再編		実績	目標	目標
令和6年度	15支店を8支店に統合再編	9店舗	8店舗	8店舗

対話・意思反映			
項目	令和4年度実績	令和5年度計画	令和6年度計画
農産物直売所 准組合員モニター（人数）	12人	20人	20人
ふれあい活動の実施（回数、参加人数）	25回、111人	25回、140人	30回、170人

J A南彩中期3か年計画にかかるアクションプラン

長期ビジョン（経営戦略）	○地域農業戦略の見直し・実践により農業所得の向上につとめます。 ○組合員・地域住民のくらしを守るため、総合力を発揮して各種事業活動を通じて総合的な支援を行います。 ○総合事業性を発揮するため、J A経営健全性の確立につとめます。
--------------	--

●農業者の所得増大・農業生産の拡大への挑戦

重点施策（主な取組み）	具体的な行動・目標	
	令和4年度	令和4年度の取組み実績
①担い手資金支援 J A南彩独自の助成事業（J A南彩農業振興支援事業 農業振興目的積立金7,500万円）	●新規就農者支援事業 ●園芸栽培振興支援事業 ●労働力軽減支援事業	●新規就農者支援事業 185万円 ●園芸栽培振興支援事業 353万円 ●労働力軽減支援事業 10万円
・新規就農者支援事業 ・園芸栽培振興支援事業 ・労働力軽減支援事業 (助成金額600万円×3ヵ年=1,800万円)	・助成金総額600万円	・助成金総額548万円
②担い手経営体への労働力確保対策（無料職業紹介事業） ・無料職業紹介所・J A南彩あぐりサポート ・梨栽培サポーター・J Aグループさいたま求人広告サービス「農業ジョブ」・援農ボランティアの活用	●求人・求職者募集 ●求人掲載申込募集 ●援農ボランティアの紹介	●求人・求職者募集 ●求人掲載申込募集 ●援農ボランティアの紹介
・J A南彩あぐりサポート 求人登録36件・求職登録39人	・J A南彩あぐりサポート 求人登録32件 求職登録35人 採用27人 ・J Aグループさいたま求人広告サービス「農業ジョブ」	・求人登録 12件 ・求職登録 12人 ・採用件数 3人
③生産者の所得増大に向けた販売強化	●新規作物提案・作付拡大	●新規作物提案・作付拡大
業務用米 92ha 飼料用米等 350ha かぼちゃ栽培 100a 青パパイヤ栽培 1,700本 カラフル人参栽培 75a アスパラガス栽培 50a	業務用米 70ha 飼料用米等 330ha かぼちゃ栽培 90a 青パパイヤ栽培 1,600本 カラフル人参栽培 65a アスパラガス栽培 30a	業務用米 71.7ha 飼料用米等 405ha かぼちゃ栽培 85a 青パパイヤ栽培 1,448本 カラフル人参栽培 65a アスパラガス栽培 30a
④担い手確保対策（新規就農者支援）	●県農林振興センターや行政と連携して、就農支援パッケージの策定及び支援体制の整備	●埼玉県担い手サポートセンターと協議開始
・新規就農者支援	・新規就農者支援9件	・新規就農者支援9件
⑤農業経営支援による所得増大の支援	●令和6年度の導入に向けた視察等の実施	●県内先進J Aへの視察の実施
・農業経営管理支援事業（青色申告の記帳代行）に取組みます	・青色申告の記帳代行導入について研究・検討	・引き続き研究・検討

重点施策（主な取組み）	具体的な行動・目標	
	令和4年度	令和4年度の取組み実績
⑥農業用ドローンによる労働力支援及び生産拡大	●農業用ドローンによる麦防除・水稲除草・水稲防除の実施	●農業用ドローンによる麦防除・水稲除草・水稲防除の実施
・農業用ドローンによる組合員の農作業の省力化や生産性の向上を図る	・麦防除 20ha ・水稲除草 20ha ・水稲防除 20ha 合計 60ha	・麦防除 30ha ・水稲除草 18ha ・水稲防除 18ha ・その他 7ha 合計 73ha
⑦銘柄集約肥料等（高度化成肥料やP B肥料）の取扱拡大によるコスト低減	●出向く推進等による銘柄集約の取扱拡大	●出向く推進等による銘柄集約の取扱拡大
・P B 10銘柄 27,600袋の取扱い ・高度化成 4銘柄 21,000袋の取扱い	・P B 10銘柄 27,200袋の取扱い ・高度化成 4銘柄 20,300袋の取扱い	・P B 10銘柄 25,633袋の取扱い（前年比95%） ・高度化成 4銘柄 19,618袋の取扱い（前年比98%） ・肥料価格高騰の影響による買い控えの影響も見られました。
⑧Web受発注システムの導入	●J A・全農間の受発注機能導入（肥料・農業）	●J A・全農間の受発注機能導入（肥料・農業）
・インターネット注文方式の対応による組合員の利便性向上	・令和5年度の実現を視野に、事前にJ A・全農間のシステムを構築	・7/28～本店経済課、春日部営農経済センター ・8/4～他営農経済センター Web受注システム稼働 ・現在、システムの課題等を確認中
⑨直売所の集客（リピート）率向上への取組み	●特典付専用カゴの取扱いやタイムセール実施の取組み	●7月28日より特典付専用カゴの取扱い開始。（GC） ●6月13日より岩槻直売所をモデル店としてタイムセールを実施。
・来店客数目標 岩槻農産物直売所 年間122,000人 久喜農産物直売所 年間142,000人 菖蒲グリーンセンター 年間524,000人	・来店客数目標 岩槻農産物直売所 年間120,000人 久喜農産物直売所 年間140,000人 菖蒲グリーンセンター 年間508,000人	・特典付専用カゴの販売実績 70個 ・6/13～9/26までタイムセールを13回実施。10月以降は曜日セールにて対応中。 ・各直売所来店客数 岩槻農産物直売所：122,823人 久喜農産物直売所：122,494人 菖蒲グリーンセンター：467,441人

具体的な行動・目標		担当部署
令和 5 年度	令和 6 年度	
●新規就農者支援事業 ●園芸栽培振興支援事業 ●労働力軽減支援事業	●新規就農者支援事業 ●園芸栽培振興支援事業 ●労働力軽減支援事業	営農支援課
・助成金総額600万円 (2 か年計1,200万円)	・助成金総額600万円 (3 か年計1,800万円)	
●求人・求職者募集 ●求人掲載申込募集 ●援農ボランティアの紹介	●求人・求職者募集 ●求人掲載申込募集 ●援農ボランティアの紹介	営農支援課
・J A 南彩あぐりサポート 求人登録34件 求職登録37人 採用30人 (累計) ・J A グループさいたま求人広告サービス 「農業ジョブ」	・J A 南彩あぐりサポート 求人登録36件 求職登録39人 採用33人 (累計) ・J A グループさいたま求人広告サービス 「農業ジョブ」	
●新規作物提案・作付拡大	●新規作物提案・作付拡大	営農支援課 生産販売課
業務用米 81ha 飼料用米等 340ha かぼちゃ栽培 95 a 青パパイヤ栽培 1,650本 カラフル人参栽培 70 a アスパラガス栽培 40 a	業務用米 92.6ha 飼料用米等 350ha かぼちゃ栽培 100 a 青パパイヤ栽培 1,700本 カラフル人参栽培 75 a アスパラガス栽培 50 a	
●県農林振興センターや行政と連携して、就農支援パッケージの策定及び支援体制の整備	●県農林振興センターや行政と連携して、就農支援パッケージの策定及び支援体制の整備	営農支援課 生産販売課
・新規就農者支援 9 件 (2 か年計18件)	・新規就農者支援 9 件 (3 か年計27件)	
●令和 6 年度の導入に向けた視察等の実施	●青色申告支援、記帳代行の導入・支援の取組み	営農支援課
・青色申告の記帳代行導入について研究・検討	・青色申告の記帳代行導入	

具体的な行動・目標		担当部署
令和 5 年度	令和 6 年度	
●農業用ドローンによる麦防除・水稲除草・水稲防除の実施	●農業用ドローンによる麦防除・水稲除草・水稲防除の実施	営農支援課
・麦防除 30ha ・水稲除草 30ha ・水稲防除 30ha 合計 90ha	・麦防除 40ha ・水稲除草 40ha ・水稲防除 40ha 合計 120ha	
●出向く推進等による銘柄集約の取扱拡大	●出向く推進等による銘柄集約の取扱拡大	経 済 課
・P B 10銘柄 27,300袋の取扱い ・高度化成 4 銘柄 20,700袋の取扱い	・P B 10銘柄 27,600袋の取扱い ・高度化成 4 銘柄 21,000袋の取扱い	
●組合員からの受注およびT A C等のモバイル機能受注導入による効率化	●組合員からの受注およびT A C等のモバイル機能受注による効率化	経 済 課
・J A と全農間のWeb発注について課題も多く、課題をクリアした中で組合員からのインターネット注文は令和 6 年度稼働を目指します。	・インターネット注文開始と取扱い組合員の拡大	
●特典付き専用カゴの利用者拡大及びタイムセール等の充実	●特典付き専用カゴの利用者拡大及びタイムセール等の充実	直販事業課
・来店客数目標 岩槻農産物直売所 年間121,000人 久喜農産物直売所 年間141,000人 菖蒲グリーンセンター 年間516,000人	・来店客数目標 岩槻農産物直売所 年間122,000人 久喜農産物直売所 年間142,000人 菖蒲グリーンセンター 年間524,000人	

●「地域の活性化」への貢献

重点施策（主な取組み）	具体的な行動・目標	
	令和4年度	令和4年度の取組み実績
①准組合員直売所モニター制度の確立	●意見交換会の開催 ●アンケートの実施	●直売所、施設見学 ●オリエンテーション(意見交換会)の開催 ●アンケートの実施
・モニターを募集して意見交換会やアンケートの実施	・年に2回以上の意見交換会を行います。	・11/1開催 准組合員12名参加
②認知症施策に対するJAの支援体制の構築	●認知症サポーター養成講座の開催 ●ミニデイサービスの開催 ●健康教室の開催	●認知症サポーター養成講座の開催 ●ミニデイサービスの開催 ●健康教室の開催
・認知症サポーター養成講座、ミニデイサービス、健康教室の開催（女性部と連携し、3年間で全支部実施）	・各項目を7支部中3支部実施	・コロナ禍のため実施を見送り
③組合員のデジタル技術向上に向けた支援	●JAスマートフォン教室等の開催	●JAスマートフォン教室等の開催
・JAスマートフォン教室等の開催	・取組件数 1団体	・女性部役員対象（11名）

●地域密着型サービスの展開

重点施策（主な取組み）	具体的な行動・目標	
	令和4年度	令和4年度の取組み実績
①農業領域への取組み	●農業融資体制の構築・強化 ●貸出強化プランの実践 ●営農経済事業部門と連携し、相談機能の充実 ●農業者向け資産形成・運用セミナーの開催	●農業融資体制は次年度以降に向け整備 ●貸出強化プランを实践し計画以上の成果となった ●TACと連携し同行訪問を行った ●農業者向け資産形成・運用セミナーはコロナ禍のため開催を見送り
・農業融資新規実行額 ・農業融資残高 ・農業者向け資産形成・運用セミナーの開催	・農業融資担当者の配置を検討 ・農業融資新規実行額 190百万円 ・農業融資残高 596百万円 ・農業資金担当者育成プログラムへTACを参加 ・生産部会等でセミナー開催	・農業融資担当は次年度以降に配置 ・農業融資新規実行額 165百万円 (86.8%) ・農業融資残高 560百万円 (93.9%) ・育成プログラムへのTAC参加は次年度以降に見送り ・生産部会等のセミナーは未開催
②生活資金ニーズへの対応	●住宅ローン提携先との連携強化で住宅ローンの伸長 ●JAネットローンの取組強化 ●貸出業務本店集約化 ●Web広告の実施	●住宅ローン提携先との連携強化により計画以上の伸張 ●JAネットローンは貸出システム本格稼働後に取組強化 ●貸出業務の本店集約は次年度以降に持越し ●マイカーローンWeb広告を実施
・住宅ローン新規実行額 ・Web広告効果	・住宅ローン新規実行額 3,300百万円 ・Web広告はマイカーローン以外を実施	・住宅ローン新規実行額 4,275百万円 (129.5%) ・Web広告は検討の結果マイカーローンを実施
③資産形成・運用ニーズへの対応	●LPCを活用した提案活動の実施 ●推奨資格の積極的な取得を促し人材育成 ●セミナーの開催	●資産形成サポートプログラム終了後も継続して実施 ●資産運用形成セミナーを開催（10/8）し15名の参加
・投信契約残高等	・投信残高 1,500百万円 ・つみたてNISA獲得件数 500件 ・iDeCo獲得件数 10件	・投資信託残高 546百万円 (36.4%) ・つみたてNISA獲得件数 148件 (29.6%) ・iDeCo獲得件数 3件 (30%)
④資産相談機能の提供	●専門家を活用した相続相談会・相続セミナーの開催	●コロナ禍のため、相続セミナーは開催を見送り
・相談会実施	・相談会開催の検討に向けた協議	・コロナ禍のため、相談会の開催は見送り
⑤全契約者・組合員に寄り添う活動の実践	●全契約者、組合員への3Q活動の実践	●契約者の年齢やひと保障の保障充足状況を踏まえ、対面と非対面の強弱をつけた3Q活動を実施。
・ライフプランにあわせた細やかなニーズ喚起と安心・満足の提供	3Q訪問（オンライン面談含む）による近況確認・あんしんチェック、3Qコール（電話による近況確認）活動実施率100%	・3Q訪問による近況確認実施率 99.2% ・3Qコールによる活動実施率 1.5% ・あんしんチェック実施率 40.0%

具体的な行動・目標		担当部署
令和5年度	令和6年度	
●意見交換会の開催 ●アンケートの実施	●意見交換会の開催 ●アンケートの実施	総合企画課
・モニターを再選定し、年に2回以上の意見交換会を行います。	・モニターを再選定し、年に2回以上の意見交換会を行います。	
●認知症サポーター養成講座の開催 ●ミニデイサービスの開催 ●健康教室の開催	●認知症サポーター養成講座の開催 ●ミニデイサービスの開催 ●健康教室の開催	営農支援課
・各項目を7支部中2支部実施（2か年計5支部）	・各項目を7支部中2支部実施（3か年計7支部）	
●JAスマートフォン教室等の開催	●JAスマートフォン教室等の開催	営農支援課
・取組件数 1団体（2か年計2団体）	・取組件数 3団体（3か年計3団体）	

具体的な行動・目標		担当部署
令和5年度	令和6年度	
●農業融資体制の構築・強化 ●貸出強化プランの実践 ●営農経済事業部門と連携し、相談機能の充実 ●農業者向け資産形成・運用セミナーの開催	●農業融資体制の構築・強化 ●貸出強化プランの実践 ●営農経済事業部門と連携し、相談機能の充実 ●農業者向け資産形成・運用セミナーの開催	融資課
・農業融資担当者をローンセンターへ配置 ・農業融資新規実行額 225百万円 ・農業融資残高 619百万円 ・各管内でセミナーの開催	・農業融資担当者をローンセンターへ配置 ・農業融資新規実行額 230百万円 ・農業融資残高 643百万円 ・各管内でセミナーの開催	
●住宅ローン提携先との連携強化で住宅ローンの伸長 ●JAネットローンの取組強化 ●Web広告の実施 ●提携住宅業者との連携施策の実施	●住宅ローン提携先との連携強化で住宅ローンの伸長 ●JAネットローンの取組強化 ●Web広告の実施 ●提携住宅業者との連携施策の実施	融資課
・住宅ローン新規実行額 3,600百万円 ・提携住宅業者と連携しJA住宅ローンのPRの実施	・住宅ローン新規実行額 3,900百万円 ・提携住宅業者と連携しJA住宅ローンのPRの実施	
●LPCを活用した提案活動の実施 ●推奨資格の積極的な取得を促し人材育成 ●セミナーの開催	●LPCを活用した提案活動の実施 ●推奨資格の積極的な取得を促し人材育成 ●セミナーの開催	金融課
・投信残高 1,500百万円 ・つみたてNISA等の獲得件数 485件 ・iDeCo獲得件数 20件	・投信残高 2,500百万円 ・つみたてNISA等の獲得件数 485件 ・iDeCo獲得件数 30件	
●専門家を活用した相続相談会・相続セミナーの開催	●専門家を活用した相続相談会・相続セミナーの開催	資金運用課
・各管内で年1回開催	・各管内で年1回開催	
●全契約者、組合員への3Q活動の実践	●全契約者、組合員への3Q活動の実践	共済推進課
3Q訪問（オンライン面談含む）による近況確認・あんしんチェック、3Qコール（電話による近況確認）活動実施率100%	3Q訪問（オンライン面談含む）による近況確認・あんしんチェック、3Qコール（電話による近況確認）活動実施率100%	

第3号議案 定款の一部変更について

(変更理由)

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（法律第56号）により、正組合員たる地位継続の特例にかかる根拠規定が削除されたことに伴い、必要な規定整備を行うため、定款の一部変更をするものです。

定款変更新旧対照表

(下線部分が変更箇所です。)

新	旧
第1章 総 則 (農用地利用改善事業実施団体の構成員に係る組合員資格の特例) 第13条 <u>農地中間管理事業の推進に関する法律</u>第18条第7項の規定による公告があった<u>農用地利用集積等促進計画</u>の定めるところによって<u>賃借権</u>、<u>使用貸借による権利</u>又は<u>経営受託権</u>（以下「<u>賃借権等</u>」という。）を設定したことにより前条第2項第1号又は第2号に該当しなくなった者であって、同項第3号又は同条第3項第4号若しくは第5号に該当する組合員である農用地利用改善事業実施団体の構成員であるもののうち、当該<u>賃借権等</u>の設定前に又は設定後遅滞なくこの組合に申出をし、理事会において次の各号に掲げる要件に該当する者である旨の確認を受けたものは、引き続きこの組合の正組合員とする。 (1) 略 (2) <u>賃借権等</u>を設定した土地の全部又は一部がその者が構成員となっている農用地利用改善事業実施団体の農用地利用規程において定める農用地利用改善事業の実施区域（この組合の地区内に限る。）の地区内にあること。 (3) 略	第1章 総 則 (農用地利用改善事業実施団体の構成員に係る組合員資格の特例) 第13条 <u>農業経営基盤強化促進法</u>第19条の規定による公告があった<u>農用地利用集積計画</u>の定めるところによって<u>利用権</u>を設定したことにより前条第2項第1号又は第2号に該当しなくなった者であって、同項第3号又は同条第3項第4号若しくは第5号に該当する組合員である農用地利用改善事業実施団体の構成員であるもののうち、当該<u>利用権</u>の設定前に又は設定後遅滞なくこの組合に申出をし、理事会において次の各号に掲げる要件に該当する者である旨の確認を受けたものは、引き続きこの組合の正組合員とする。 (1) 略 (2) <u>利用権</u>を設定した土地の全部又は一部がその者が構成員となっている農用地利用改善事業実施団体の農用地利用規程において定める農用地利用改善事業の実施区域（この組合の地区内に限る。）の地区内にあること。 (3) 略
附 則 1 この定款の変更は、行政庁の認可を受けた日から効力を生ずる。 2 この定款変更の効力発生のときにおいて、現に存する変更前の第13条に規定する者についての正組合員たる地位については、なお従前の例による。 3 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項により、なお従前の例により定められる農用地利用集積計画の定めるところによって利用権を設定することにより変更前の第12条第2項第1号又は第2号に該当しなくなった者の正組合員たる地位については、なお従前の例による。	

第4号議案 定款の一部変更について

(変更理由)

理事会附議を要する不良債権の処理方針について、対象債権の範囲にかかる必要な規定整備を行うため、定款の一部変更をするものです。

定款変更新旧対照表

(下線部分が変更箇所です。)

新	旧
第8章 理事会 (理事会の決議事項) 第56条 次に掲げる事項は、理事会においてこれを決する。 (1) ～ (13) 略 (14) 不良債権（農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ（2）に定める破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権並びにこれらに類する貸出金以外の債権をいう。）の処理の方針に関する事項 (15) ～ (28) 略	第8章 理事会 (理事会の決議事項) 第56条 次に掲げる事項は、理事会においてこれを決する。 (1) ～ (13) 略 (14) 不良債権（農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ（2）に定める破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権 <u>（追加）</u> をいう。）の処理の方針に関する事項 (15) ～ (28) 略
附 則 この定款の変更は、行政庁の認可を受けた日から効力を生ずる。	

第5号議案 定款附属書総代選挙規程の一部変更について

(変更理由)

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（法律第56号）により、正組合員たる地位継続の特例にかかる根拠規定が削除されたことに伴い、必要な規定整備を行うため、定款附属書総代選挙規程の一部変更をするものです。

定款附属書総代選挙規程の新旧対照表

(下線部分が変更箇所です。)

新	旧
(選挙区分) 第3条 総代の選挙は、選挙区ごとに行う。 ② 総代の選挙区及び各選挙区の総代の定数は、別表のとおりとする。 ③ 各選挙区の総代の半数以上は、この組合の定款第12条第2項各号に該当する正組合員でなければならない。 ④ 正組合員は、その住所を有する選挙区において投票権を有する。ただし、この組合の地区外に住所を有する正組合員は、その者が最も多くの耕作地（<u>農用地利用集積等促進計画</u>の定めるところにより賃借権、使用貸借による権利又は経営受託権の設定を行った土地を含む。）を有する選挙区において投票権を有する。	(選挙区分) 第3条 総代の選挙は、選挙区ごとに行う。 ② 総代の選挙区及び各選挙区の総代の定数は、別表のとおりとする。 ③ 各選挙区の総代の半数以上は、この組合の定款第12条第2項第1号又は第2号に該当する正組合員でなければならない。 ④ 正組合員は、その住所を有する選挙区において投票権を有する。ただし、この組合の地区外に住所を有する正組合員は、その者が最も多くの耕作地（<u>農用地利用集積計画</u>の定めるところにより利用権の設定を行った土地を含む。）を有する選挙区において投票権を有する。
附 則 この規程の変更は、行政庁の認可を受けた日から効力を生ずる。	

第 11 号議案 定款の一部変更について（支店統合による事業機能強化に伴う変更）

（変更理由）

組合員等利用者ニーズの変化への対応を踏まえて、店舗機能の強化および組合員等利用者サービスの向上をはかるとともに、経営の合理化・効率化をすすめ、より健全な経営体制を構築し、新和支店を岩槻城南支店へ統合するため、必要となる当組合の定款の一部を変更するものです。

定款変更新旧対照表

（下線部分が変更箇所です。）

新	旧
第 1 章 総則 第 1 条～第 3 条 (略) (事務所) 第 4 条 この組合は主たる事務所を、春日部市に置き、従たる事務所を、次の各地に置く。 岩槻城南支店 さいたま市岩槻区 <u><削除></u> <u><削除></u> (略)	第 1 章 総則 第 1 条～第 3 条 (略) (事務所) 第 4 条 この組合は主たる事務所を、春日部市に置き、従たる事務所を、次の各地に置く。 岩槻城南支店 さいたま市岩槻区 <u>新和支店</u> <u>さいたま市岩槻区</u> (略)
附 則 この定款の変更は、行政庁の認可を受けた日から効力を生ずる。	

「JAバンク基本方針」の変更について

定款第41条第2号の定めにより、信用事業再編強化法第4条の規定に基づき農林中央金庫が定める「JAバンク基本方針」の内容（概要）を以下のとおり報告いたします。

1 「JAバンク基本方針」について

- (1) 組合員・利用者の皆様に便利・安心なJAバンクをご利用いただくため、「JAバンク基本方針」（以下「基本方針」という）では、高度な金融サービスを提供するための一体的事業運営の取組みとJAバンクの健全性を確保するための破綻未然防止の取組み（以下「JAバンクシステム」という）を定めています。
- (2) 一体的事業運営の取組みとして、JAバンクは、全国どこでも、良質で高度な金融サービスの提供を行うこととしています。
- (3) また、破綻未然防止の取組みとして、JA・信連（以下「JA等」という）が農林中央金庫（以下「農林中金」という）に経営管理資料を提出し、財務内容等が一定の基準に抵触した場合には、経営改善を行うこととしています。
- (4) なお、JA等による経営改善に向けた取組みを支援するため、JA等が資金拠出したJAバンク支援基金から、必要に応じ、資本注入等の支援を行うこととしています。
- (5) 基本方針は、金融情勢の変化、JA等の経営状況等を踏まえ、毎年検証を行い、必要に応じて変更を行うこととしています。

2 2023年3月16日変更の主な内容

2023年3月16日開催の農林中金臨時総代会において、基本方針の変更が承認され、同日より実施されました。

JAバンク会員が、厳しさを増す経営環境のなかで、経営の持続性を確保し、健全な金融機関として信頼性を維持していくため、主に以下のとおり変更されました。

(1) 健全性維持に向けた対応

JAバンク会員が、金融機関として必要な内部管理態勢を統一的な水準で確保し、JAバンクシステムの健全性を維持するため、以下a～cについてJAバンク基本方針に定める。

- a 「J Aバンク会員の役割等」に、農林中金は「内部管理態勢の構築にかかる指針」を樹立する旨を定める。
- b 「J Aバンク会員の責務」に、J A・信連は、「内部管理態勢の構築にかかる指針」に基づき、法令等を遵守のうえ、金融機関として必要な内部管理態勢を全国どこでも統一的な水準で確保する旨を定める。
- c レベル格付指定基準（業務執行体制）に、「J A・信連に関連する業務において役員が金融商品取引法に違反した場合」を追加する。

(添付資料)

J Aバンク基本方針（変更後）

以 上

平成 14 年 1 月 1 日	制定
平成 14 年 9 月 18 日	変更
平成 15 年 6 月 26 日	変更
平成 16 年 6 月 25 日	変更
平成 17 年 6 月 24 日	変更
平成 18 年 6 月 27 日	変更
平成 19 年 6 月 26 日	変更
平成 20 年 6 月 25 日	変更
平成 22 年 3 月 26 日	変更
平成 23 年 9 月 16 日	変更
平成 25 年 3 月 22 日	変更
平成 26 年 6 月 25 日	変更
平成 28 年 3 月 16 日	変更
平成 30 年 3 月 16 日	変更
平成 31 年 3 月 14 日	変更
令和 3 年 3 月 18 日	変更
令和 4 年 3 月 17 日	変更
令和 5 年 3 月 16 日	変更

J Aバンク基本方針

〔 系統信用事業の再編と強化にかかる
基 本 方 針 〕

J A ・ J A 埼玉県信連

農林中央金庫

ＪＡバンク基本方針：目　次

ＪＡバンク基本方針	117
基本方針別紙体系図	123
別紙１－１　ＪＡ・信連の経営状況に関する報告等	124
２　ＪＡ・信連の業務執行体制に関する報告等	125
別紙２－１　指定基準と経営改善取組内容（財務）	126
２　指定基準と経営改善取組内容（業務執行体制）	127
別紙３ 資金運用制限の内容	129
別紙４ 指定支援法人によるレベル格付ＪＡ・信連にかかる 支援策と支援の前提条件	130
別紙５－１　会計監査人監査に代わる調査	132
２　事業再編選択ＪＡにかかる本方針の適用ならびに指定支援法人 による支援策と支援の前提条件	133
別紙６ 指定支援法人による再編成希望ＪＡにかかる支援策と支援 の前提条件	134
別紙７ 基本方針を遵守しない会員に対する措置（ペナルティー）	135
別表 特定承継会社にかかる本方針の適用	136

ＪＡバンク基本方針

Ⅰ 「ＪＡバンクシステム」の基本的方向

「ＪＡバンク会員」（農林中金の会員のうち信用事業を行うＪＡと信連、および農林中金）は、本方針を遵守し、以下の事項について一体的に取り組むことにより、「ＪＡバンクシステム」を確立する。

（以下、本方針において、特に注記のない限り、「ＪＡ」には１県１ＪＡを含み、「信連」には農林中金へ一部事業譲渡を行った信連を含むものとする。農林中金が信用事業を譲り受ける際に設置する特定承継会社については、別表のとおり本方針を適用する。）

- １ ＪＡ・信連・農林中金の総合力を結集し、全体として実質的に一つの金融機関として機能するような運営システムを確立する。
- ２ 全国どこでも、良質で高度な金融サービスの提供を行う。
- ３ ＪＡバンク全体として、資金を安全かつ効率的に運用・活用し、経営体制・リスク管理能力・財務体力を超えた資金運用を防止する。
- ４ 将来にわたり健全な経営を持続するため、自ら経営管理を高度化し、問題の早期発見と経営改善に取り組む。
- ５ 経営改善が困難な場合には、経営破綻を未然に防止するため、速やかに組織統合を行う。
- ６ 指定支援法人に基金を設定し財源を予め確保するとともに、経営改善や組織統合に必要な支援を行う。

Ⅱ 「ＪＡバンク会員」の役割等

１ 農林中金の役割

- （１）農林中金は、ＪＡバンクの総合的戦略および内部管理態勢の構築にかかる指針（以下「総合的戦略等」という。）を樹立するとともに、本方針に基づき、信連・ＪＡに対して必要な指導を行う。
- （２）農林中金は、ＪＡバンクシステムの適切な運営を行うため、経営管理委員会の下に信連・ＪＡの代表者等からなる「ＪＡバンク中央本部」（以下「中央本部」という。）を設置する。本方針に基づく個別指導の発動、指定支援法人への支援要請、本方針を遵守しない会員に対するペナルティー措置の発動等に関しては、必ず中央本部に付議する。
- （３）農林中金は、特定承継会社を適切に運営する。
- （４）農林中金は、（１）の役割を的確かつ効率的に果たすため、Ⅲの３の報告等にかかわらず、なお必要がある場合、ＪＡ・信連が会計監査を受ける会計監査人との間で情報連携を図る。
- （５）農林中金は、ＪＡ・信連の経営管理の高度化に向けた取組みを支援する。

２ ＪＡ・信連の役割

- （１）ＪＡ・信連は、本方針および本方針に基づく農林中金の指導を遵守する。
- （２）信連（一部事業譲渡を行った信連を除く）は「ＪＡバンク県本部」を設置し、管内ＪＡが本方針を遵守するように指導し、ＪＡは信連の指導を遵守する。なお、管内ＪＡの合意が得られる場合は、本方針より厳しい基準に基づいて指導することができる。
ただし、信連によるＪＡの指導に著しい困難が生じた場合には、信連が常態に復するまでの間、農林中金がＪＡに対し必要な指導を行う。
（注） 信連によるＪＡの指導に著しい困難が生じた場合等については、中央本部で審議のうえ、経営管理委員会で決定し、別に定める。
- （３）信連（統合県域（信連が事業譲渡を行った県域）においては農林中金、１県１ＪＡ県域においてはＪＡ。）は、ＪＡバンクの総合的戦略に基づく県域戦略を策定し、一体的な事業運営に取り組む。
- （４）信連は、ＪＡの経営管理の高度化に向けた取組みを支援する。

3 中央会との連携

- (1) 農林中金は、Ⅱの1の役割を的確かつ効率的に果たすため、必要があるときは、全国農協中央会および都道府県農協中央会と連携を図る。
- (2) 信連は、Ⅱの2の役割を的確かつ効率的に果たすため、必要があるときは、都道府県農協中央会と連携を図る。
- (3) 農林中金は、(1)の一環として、Ⅲの3(1)に基づきJAから報告される情報およびその他関連情報等について、必要があるときは、全国農協中央会および都道府県農協中央会との間で情報連携を図る。
- (4) 信連は(2)の一環として、Ⅲの3(1)に基づきJAから報告される情報およびその他関連情報等について、必要があるときは、都道府県農協中央会との間で情報連携を図る。

Ⅲ 「JAバンク会員」の責務

1 JAバンクの一体的な事業運営

JA・信連（統合県域（信連が事業譲渡を行った県域）においては農林中金）は、次のとおり、JAバンクの総合的戦略等に基づいて、一体的な事業運営を行う。

- (1) JA・信連は、JAバンクにおいて基本とするシステム（JASTEM、系統決済データ通信システム）・事務により、全国どこでも統一された金融商品・サービスの提供を行う。
- (2) JA・信連は、災害等の発生により業務継続に支障が生じた場合であっても、利用者に必要な金融サービスが全国どこでも提供できるよう、別途定めるJAバンク業務継続基本要綱を遵守する。
- (3) (1)および(2)の前提として、JA・信連は法令等を遵守のうえ、金融機関として必要な内部管理態勢を全国どこでも統一的な水準で確保する。

2 JAバンク全体の安全・効率運用の確保

JA・信連は、JAバンク全体での安全・効率運用の確保を図るため、次のとおり、信連・農林中金に対する資金の預入等を行う。

- (1) JAは信連・農林中金に、信連は農林中金に貯金の相当割合を預け入れすることとし、この割合は、原則として、2分の1を下限とする。
ただし、JAは信連に、余裕金の相当割合を預け入れすることも可能とし、この割合は、原則として、3分の2を下限とする。
- (2) JA・信連は、別途定める相互援助預金預託基準を遵守する。
- (3) JA・信連は、別途定める余裕金運用にかかる自主ルールを遵守する。

3 経営状況の報告等

- (1) JA・信連は、JAバンクシステム運営の基礎として、経営管理資料、体制整備状況、検査・監査の指摘事項等、その他経営状況に関する事項等について、JAは信連（一部事業譲渡を行った信連を除く）経由で、信連は直接農林中金に報告を行うほか、農林中金が求める調査に応じる。
- (2) 本方針に定める基準に該当するJAは、農林中金が信連と連携して行う資産の精査、業務執行体制にかかる実査（オンサイトモニタリング）に応じる。
- (3) 本方針に定める基準に該当する信連は、農林中金が行う資産の精査、業務執行体制にかかる実査（オンサイトモニタリング）に応じる。

（注）(1)の経営状況に関する報告および(2)(3)の資産精査・実査の基準については、別紙1-1および1-2に定める。

4 資金運用制限ルールの遵守

資金運用（貸出・有価証券等）が体制と能力を超えて行われることを防止するため、実質自己資本比率等にかかる基準、業務執行体制にかかる基準に該当するJA・信連は、資金運用範囲の制限を行い、体制、体力に応じた資金運用とし、リスク抑制による損失拡大を防止する。

（注）資金運用制限ルールの発動基準は、別紙2-1および2-2に、資金運用制限の内容は、別紙3に定める。

5 経営改善ルールへの遵守

- (1) 経営悪化や破綻を未然に防止するため、実質自己資本比率等にかかる基準に該当する J A・信連は、経営管理体制の整備、経費削減・合理化、資本増強、信用事業の再編（以下「事業再編」という。）等の経営改善策を実行する。また、業務執行体制にかかる基準に該当する J A・信連は、体制の見直し等の業務執行体制の改善を実行する。
- (2) この場合、J A・信連が指定支援法人から支援を受けるためには、本方針に定める支援の前提条件を充足しなければならない。
（注）（1）の経営改善ルールの発動基準は、別紙 2－1 および 2－2 に、（2）の支援策および支援の前提条件は、別紙 4 に定める。

6 組織統合ルールへの遵守

- (1) J Aバンクシステムの信頼性と金融機能の維持を図るため、J A・信連は、経営継続上の重大な問題が生じた場合に、6 か月以内（経営破綻の場合直ちに）に、J Aは信連・農林中金に、信連は農林中金に信用事業譲渡等を行う。
- (2) この場合、J A・信連が指定支援法人から支援を受けるためには、本方針に定める支援の前提条件を充足しなければならない。
- (3) この場合、法令に基づいて、信用事業譲渡を行った J Aは信連・農林中金の業務代理を行うことができる。
（注）（1）の組織統合ルールの発動基準は、別紙 2－1 および 2－2 に、（2）の支援策および支援の前提条件は、別紙 4 に定める。

7 会計監査人監査等への適切な対応

- (1) 法令または定款により会計監査人を置くべき J A・信連は、内部統制を適切に確立したうえで、会計監査人による会計監査（以下「会計監査人監査」という。）に基づいて経営の透明性および信頼性を確保する。
- (2) （1）に該当しない J Aは、会計監査人を置く旨の定款の定めを設けるよう努める。また、当該 J Aは、内部統制を適切に確立したうえで、当該定款の定めを設けるまでの間農林中金が求める会計監査人監査に代わる調査に応じる。
（注）（2）の調査の実施基準および内容は、別紙 5－1 に定める。

8 信用事業運営体制の再編成を行う場合の指導の遵守

- (1) 営農・経済事業に注力することを目的として信連・農林中金への信用事業譲渡による信用事業運営体制の再編成を希望する J A（以下「再編成希望 J A」という。）は、信用事業譲渡を含めた信用事業再編成計画を策定し、実践する。
- (2) この場合、J Aが指定支援法人から支援を受けるためには、本方針に定める支援の前提条件を充足しなければならない。
- (3) この場合、法令に基づいて、信用事業譲渡を行った J Aは信連・農林中金の業務代理を行うことができる。
（注）（2）の支援策および支援の前提条件は、別紙 6 に定める。

9 指定支援法人への財源拠出

- (1) J A・信連・農林中金は、指定支援法人に対して、別途定める基準（負担割合等）に基づき、毎年度必要な財源拠出等を行う。
- (2) この拠出負担金割合は、各県における問題発生の有無等に応じて、格差をつけるものとする。

IV 「J Aバンク会員」が享受するメリット

本方針を遵守する「J Aバンク会員」は次のメリットを享受することができる。

- 1 「J Aバンク会員名簿」に登録のうえ、組合員・利用者等に周知。
- 2 全国統一されたシステムの利用と、これを活用した機能・商品の取扱い。

- 3 農林中金がサービスマーク登録を行っている「J Aバンク」商標、およびこれを使用した通帳・カード等共通資材の活用。
- 4 指定支援法人の支援。

V 基本方針を遵守しない会員に対する措置（ペナルティー）

J Aバンク全体の信頼性を確保するため、本方針を遵守しない会員に対し、農林中金は遵守の勧告・ペナルティー措置の発動に関する警告を行い、これを経てなお改善が認められない場合には、J Aバンク会員からの強制脱退措置を講じるものとする。

（注）基本方針を遵守しない会員に対する措置（ペナルティー）は、**別紙 7**に定める。

VI 基準等の変更

本方針の内容・基準については、金融情勢の変化、J Aバンク会員の経営状況等を踏まえ、J Aバンクシステムの十分な信頼性を確保する観点から、毎年検証を行い、必要に応じて変更を行う。

（附 則）

- 1 平成 16 年 6 月 25 日付一部変更に伴う**別紙 2**の基準の適用については、平成 15 事業年度にかかる J A・信連の経営状況の報告に基づき行われる資産精査より適用する。
- 2 平成 17 年 6 月 24 日付一部変更に伴う**別紙 2**の基準の適用については、平成 16 事業年度にかかる J A・信連の経営状況の報告に基づき行われる資産精査より適用する。
- 3 平成 17 年 6 月 24 日付一部変更に伴う、**別紙 3－1**、**3－3**の自力再建型資本注入を受けた J Aにかかる基準、**別紙 4**の組織統合型・自力再建型資本注入の支援実施の前提条件については、平成 17 年 6 月 24 日以降の J Aバンク中央本部委員会において新たに審議を開始する資本注入案件より適用する。
- 4 平成 18 年 6 月 27 日付一部変更に伴う、**別紙 2**の資産精査の実施基準の適用については、平成 17 事業年度にかかる J A・信連の経営状況の報告に基づき行われる資産精査より適用する。
- 5 平成 19 年 6 月 26 日付一部変更に伴う、**別紙 4**の組織統合型・自力再建型資本注入および資金贈与の支援実施の前提条件については、平成 19 年 6 月 26 日以降の J Aバンク中央本部委員会において新たに審議を開始する資本注入および資金贈与の案件より適用する。
- 6 平成 20 年 6 月 25 日付一部変更に伴う、**別紙 2**の資産精査・業務執行体制にかかる実査の実施基準の適用については、平成 19 事業年度にかかる J A・信連の経営状況の報告に基づき行われる資産精査・実査より適用する。
- 7 平成 22 年 3 月 26 日付一部変更に伴う基準等の適用については、平成 21 年 12 月期決算にかかる J A・信連の経営状況の報告より適用する。
- 8 平成 25 年 3 月 22 日付一部変更に伴う、**別紙 1－2**の新たな業務執行体制に関する報告（体制整備モニタリング）については、平成 25 事業年度の「業務執行体制に関する報告」より適用する。

- 9 平成 25 年 3 月 22 日付一部変更に伴う、**別紙 2－2**の要改善 J A（体制整備基準）および体制整備の指定基準によるレベル格付については、平成 24・25・26 事業年度の「業務執行体制に関する報告」において、改善に向けた取組みが行われている場合には指定を行わない。
- 10 平成 25 年 3 月 22 日付一部変更に伴う、**別紙 2－2**の要改善 J A（体制整備基準）の指定にあたっては、平成 27 事業年度の「業務執行体制に関する報告」において、猶予期間を設けない。
- 11 平成 26 年 6 月 25 日付一部変更に伴う、**別紙 2－1**の要改善 J A（経営点検基準）にかかるレベル格付基準については、平成 27 年 1 月 1 日より適用する。なお、指定後経過期間については、平成 26 年 1 月 1 日時点で既に要改善 J A（経営点検基準）に指定を受けている J Aには「指定後 2 年経過」を「1 年経過」に短縮のうえ適用する。
- 12 平成 26 年 6 月 25 日付一部変更に伴う、**別紙 2－2**の「役員が関与する等ガバナンスに問題ある不祥事が発生した場合」の基準については、平成 27 年 1 月 1 日より適用する。
- 13 平成 28 年 3 月 16 日付一部変更については、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成 27 年法律第 63 号）の施行日（平成 28 年 4 月 1 日）より適用する。
- 14 平成 30 年 3 月 16 日付一部変更に伴う、Ⅲの 7、**別紙 1－1**の会計監査報告の写しの提出、**別紙 1－2**の会計監査人の退任にかかる報告および業務執行体制にかかる実査（オンサイトモニタリング）の実施基準、**別紙 2－2**の指定基準ならびに**別紙 5－1**については、平成 31 事業年度より適用する。
- 15 平成 30 年 3 月 16 日付一部変更に伴う、**別紙 4**の資本注入（事業再編型）および資金贈与（財務支援・事業再編型）にかかる支援の前提条件は、平成 30 年 3 月 16 日時点で既にレベル 1、2 の指定を受けている J Aには「指定後 1 年以内」を「平成 31 年 3 月 16 日まで」と読み替えて適用する。
- 16 平成 30 事業年度または平成 31 事業年度の開始の時ににおいて農業協同組合法施行令第 22 条第 1 項に定める規模に達しておらず、かつ、事業再編による経営基盤の強化を選択することを理事会、経営管理委員会または総会等で決定したうえで、その旨を平成 31 年 5 月 31 日までに農林中金に報告した J A（レベル格付の指定を受けている J Aを除く。以下「事業再編選択 J A」という。）にかかる本方針の適用ならびに支援策と支援の前提条件は、**別紙 5－2**による。
- 17 **別紙 2－2**にかかわらず、平成 31 事業年度の「業務執行体制に関する報告」において資金運用体制（貸出・審査体制）の未整備が確認された J Aのレベル格付指定までの猶予期間は、J Aバンク健全化要綱において定める。
- 18 平成 31 年 3 月 14 日付一部変更に伴う、Ⅱの 3、Ⅲの 3、**別紙 1－1**、**別紙 1－2**の中央会等との連携および J A全国監査機構監査にかかる報告等については平成 31 年 9 月 30 日より適用する。ただし、当該日より前に組織変更を行った都道府県農協中央会については、当該組織変更を行った時より適用する。
- 19 平成 31 年 3 月 14 日付一部変更に伴う、**別紙 1－2**の会計監査人にかかる業務執行体制に関する報告、業務執行体制にかかる実査（オンサイトモニタリング）の実施基準、**別紙 2－2**のレベル格付（会計監査）の指定基準については、平成 31 事業年度より適用する。

- 20 平成 31 年 3 月 14 日付一部変更に伴う、**別紙 1－1** の資産精査の実施基準、**別紙 2－1** の要改善 J A（経営点検基準）の指定基準については、平成 31 事業年度にかかる J A・信連の経営状況の報告より適用する。
- 21 平成 31 年 3 月 14 日付一部変更に伴う、**別紙 1－2** の不祥事等が発生・発覚した場合の対応、**別紙 2－2** のレベル格付（不祥事点検）および要改善 J A（不祥事点検基準）の指定基準等については、平成 31 年 9 月 30 日より適用する。

以上

基本方針別紙体系図



別紙 1 - 1

J A・信連の経営状況に関する報告等

1 財務に関する報告（財務モニタリング）

J A・信連は、経営状況に関する事項として、以下の資料等について、J Aは信連（一部事業譲渡を行った信連を除く）経由で、信連は直接農林中金あて提出・報告する。

経営管理資料		
通期実績		☐ 通期決算実績および事業計画にかかる基礎情報 ☐ 事業量・B / S・P / L・自己資本比率・余裕金運用の状況等の基礎情報 ☐ 会計関連資料：減損損失、繰延税金資産等（J A） ☐ 決算速報（信連）
上半期実績（仮決算）		☐ 事業量・損益にかかる基礎情報
期末の決算見込		☐ 損益・自己資本比率による基礎情報（J A）
その他経営状況に関する事項		
早期警戒制度に基づく行政庁命令を受けた場合、その旨を速やかに報告する。 その他、指導業務の遂行上必要な場合、求められた報告を行う。		
系統B I Sシステムを使用した経営状況に関する報告		
J A・信連は系統B I Sシステムを使用して報告を行い、農林中金・信連は、指導業務の遂行上必要な場合、系統B I Sシステムによるモニタリングを行う。		

- ・報告を求める事項・提出期限等の具体的な内容については、中央本部で審議のうえ、経営管理委員会で決定し、別に定める。（J Aについては、J Aバンク健全化要綱において定める。）
- ・上記にかかわらず個別に報告・調査を求める場合、農林中金は中央本部に付議する。

2 資産精査の実施基準

「財務に関する報告」に基づき、以下の実施基準に該当し、かつ、農林中金が精査対象として決定したJ A・信連は、農林中金が信連と連携して行う（精査対象が信連の場合、農林中金が行う）資産の精査に応じる。

➤ 「財務に関する報告」をもとに算定した数値が以下に該当する場合

- 別紙 2 - 1 に定めるレベル格付の指定基準に該当する場合
- 別紙 2 - 1 に定める要改善 J A の指定基準のうち、「ストレステスト後自己資本比率 8 % 未満」に該当する場合
- 以下の項目が指定基準に該当する場合

貸出等 信用供与	(1) 分類債権比率	対信用供与額 20 % 以上
	(2) 貯貸率	70 % 以上
	(3) 特定業種への与信	中央本部で審議のうえ経営管理委員会で決定した基準 (J A についての具体的な基準は、 J A バンク健全化要綱で定める)
	(4) 大口与信先への与信 (J A に限り適用)	
	(5) 非保全債権 (大口与信先のうち要管理先以下) 考慮後自己資本比率	
有価証券	(1) 貯証率 (J A に限り適用)	15 % 以上 (J A バンク健全化要綱で定める場合には資産精査を省略できる)
固定資産等	(1) 事業利益赤字	中央本部で審議のうえ経営管理委員会で決定した基準 (J A についての具体的な基準は、 J A バンク健全化要綱で定める)
	(2) 他部門運用 (J A に限り適用)	

○信用事業にかかる残高・損益・経営指標・資産の健全性に大きな変化が明らかである場合

➤ 行政検査・会計監査人監査における指摘や、事故・不祥事等があり、「財務に関する報告」の信頼を失うような事態が生じた場合

➤ 行政検査を拒否した場合

ＪＡ・信連の業務執行体制に関する報告等

1 業務執行体制に関する報告（体制整備モニタリング等）

ＪＡ・信連は、業務執行体制の整備状況に関する事項として、以下の資料等について、ＪＡは信連（一部事業譲渡を行った信連を除く）経由で、信連は直接農林中金あて提出・報告する。

体制整備状況	
○	内部監査体制、事務リスク管理体制、貸出・審査体制、余裕金運用体制、リスク管理体制、法令等遵守状況 等に関するもの。 ※ ＪＡにおいては、ＪＡバンク健全化要綱に定める体制整備基準にかかる体制整備計画・整備状況について、信連等の実査結果を踏まえ報告する。
行政検査・会計監査人の指摘事項等	
	行政庁命令または以下の指摘事項等があった場合、その旨を速やかに報告する。 ・ 資金運用体制やリスク管理体制等の体制上の問題に関するもの ・ 法令等遵守状況に関するもの ・ 自己査定の適正性に関するもの
不祥事等	
	不祥事等（重大な係争案件を含む）が発生・発覚した場合は、レベル格付・要改善ＪＡ制度（不祥事点検基準）への該当有無を含め、その旨を速やかに報告する。 ※ ＪＡにおいては、ＪＡバンク健全化要綱に定める不祥事点検基準にかかる再発防止策・取組状況について報告する。
会計監査人	
○	会計監査人が退任する場合、退任時期、退任理由および後任の会計監査人等※の選任の状況を速やかに報告する。
○	会計監査人からの会計監査報告を速やかに報告する。限定付適正意見・不適正意見・意見不表明の会計監査報告を受けた場合は、その要因等についても報告する。

※ 農業協同組合法に定める一時会計監査人の職務を行うべき者を含む。

- ・ 報告を求める事項・提出期限等の具体的な内容については、中央本部で審議のうえ、経営管理委員会で決定し、別に定める。（ＪＡについては、ＪＡバンク健全化要綱において定める。）
- ・ 上記にかかわらず個別に報告・調査を求める場合、農林中金は中央本部に付議する。

2 業務執行体制にかかる実査（オンサイトモニタリング等）

- (1) 「業務執行体制に関する報告」に基づき、以下の実施基準に該当し、かつ、農林中金が実査対象として決定したＪＡ・信連は、農林中金が信連と連携して行う（実査対象が信連の場合、農林中金が行う）実査に応じる。

➤	不祥事等が発生・発覚した場合
➤	行政検査・会計監査人監査で重大な指摘を受ける等、「業務執行体制に関する報告」の内容に後日疑義が生じた場合
➤	法令または定款により会計監査人を置くべきＪＡ・信連が会計監査人を欠いた後速やかに会計監査人等を選任しない場合
➤	会計監査人から限定付適正意見・不適正意見・意見不表明の会計監査報告を受けた場合

- ・ 業務執行体制にかかる実査の実施基準等の具体的な内容については、中央本部で審議のうえ、経営管理委員会で決定し、別に定める。（ＪＡについては、ＪＡバンク健全化要綱において定める。）

- (2) ＪＡは、信連等が「業務執行体制に関する報告」の点検・判定のため行う毎年度の常例の実査に応じる。

別紙 2 - 1

指定基準と経営改善取組内容（財務）

1 レベル格付

別紙 1 - 1 の報告をもとに、以下の基準に該当する J A ・信連は、対応するレベル格付に応じた経営改善策を実行する。

指定格付	指定基準	改善目標期間
レベル 1	要改善 J A（経営点検基準）指定後 2 年経過しても改善の目処が立たない場合	2 年以内に、要改善 J A 指定を受けるに至った指定基準に該当しない状態に改善
	行政庁から早期警戒制度（持続可能な収益性と将来にわたる健全性）に基づく業務改善命令を受けた場合	業務改善計画において定める期間
	実質自己資本比率※ 6 % 以上～ 8 % 未満	2 年以内に、格付を解消する水準に改善
レベル 2	当該事業年度の末日の自己資本比率が 8 % 未満となる蓋然性が高く、かつ経営悪化や破綻に至る蓋然性が高い J A	1 年以内に、事業再編にかかる契約について J A 総会決議により承認を受ける
	実質自己資本比率 4 % 以上～ 6 % 未満	1 年以内に、レベル 1 の水準に改善
レベル 3	レベル 1 ・ 2 指定 J A が改善目標期間内に経営改善せず、今後も経営改善が困難と見込まれる場合	組織統合（信連・農林中金への事業譲渡等）を 6 か月以内に（経営破綻の場合は直ちに）実行
	実質自己資本比率 4 % 未満	

※実質自己資本比率は、農業協同組合法に基づく最終事業年度の末日の自己資本の額から中央本部で審議のうえ経営管理委員会で決定した項目を控除して算定する。資産精査実施先については資産精査の結果を踏まえた実質自己資本比率を採用する。

- ・ レベル格付の指定を受けた J A ・信連は、別紙 3 により資金運用範囲の制限を行う。
- ・ 指定を受けた J A ・信連は、経営悪化や破綻を未然に防止するため、以下の経営改善策に取り組む。

<経営改善取組内容>

- 経営管理の強化
- 増資・内部留保積上げ等の自己資本増強
- 不良資産の処理等の財務健全化
- 経費削減等による収支改善 等
- ・ 指定を受けた J A ・信連は、農林中金が外部専門家と連携して行うガバナンスの有効性にかかる調査に応じるものとし、調査結果を踏まえて農林中金が必要と判断する場合は、ガバナンスの再構築に取り組む。この際、J A ・信連は、自ら必要とする場合に、外部からの役員等派遣を中央本部に対し要請することができる。

2 要改善 J A（経営点検基準）

別紙 1 - 1 の報告をもとに、以下の基準に該当する J A は経営改善に取り組む。

指定基準	改善目標期間
○ ストレストテスト後自己資本比率 8 % 未満 （J A にかかるストレストテストの具体的な基準については、J A バンク健全化要綱で定める）	経営改善計画において定める期間

- ・ 要改善 J A の指定にあたっては、農林中金は信連等と事前協議を行う。
 - ・ 指定を受けた J A は、経営改善計画を、農林中金との協議により策定し経営改善に取り組む。
- （共通）

- ・ 当該事業年度の末日に上記の実質自己資本比率にかかるレベル 1 ・ 2 指定基準または要改善 J A の指定基準に該当する蓋然性が高い J A について、農林中金は指定を行い、早期に指導を行うことができる。
- ・ 上記の指定基準、経営改善取組内容等の具体的な内容については、中央本部で審議のうえ、経営管理委員会で決定し、別に定める。（J A については、J A バンク健全化要綱において定める。）
- ・ 農林中金は、J A バンク会員にかかる経営状況、経営の点検結果その他指導を行う上で必要とする事項について、信連その他必要と認めるものに開示することができる。

指定基準と経営改善取組内容（業務執行体制）

1 レベル格付

別紙 1 - 2 の報告により以下の指定基準に該当する J A ・信連は、対応するレベル格付に応じた経営改善策を実行する。

指定格付	指定基準	
レベル 1	資金運用体制	☐ 体制整備基準のうち資金運用体制の項目が未整備 ☐ 行政庁から信用事業にかかる業務改善命令等（資金運用体制）を受けた場合
	不祥事点検	☐ 「要改善 J A（不祥事点検基準）」指定後に策定される再発防止策で定める期間において改善の目処が立たない場合 ☐ 「要改善 J A（不祥事点検基準）」指定要件に該当する不祥事が多発した場合 ☐ 役員が関与する等ガバナンスに問題ある不祥事件（子会社含む）が発生した場合 ☐ J A ・信連に関連する業務において役員が金融商品取引法に違反した場合※
	体制整備	☐ 「要改善 J A（体制整備基準）」指定後に策定される体制整備計画で定める期間において改善の目処が立たない場合
	会計監査	☐ 法令または定款により会計監査人を置くべき J A ・信連が会計監査人を欠いた後速やかに会計監査人等を選任しない場合 ☐ 会計監査人から、不適正意見・意見不表明の会計監査報告を受けた場合
レベル 2	☐ レベル 1 指定後 2 年経過しても、格付解除の目処が立たない場合	
レベル 3	☐ 経営継続に支障を来す重大な問題あり	

※ J A ・信連に関連する業務は、J A ・信連の業務またはその役職員であることを前提に就任する関連団体の業務をいう。関連団体は、J A ・信連が出資を行うまたは会費を支出する法人とし、その子会社も含める。金融商品取引法に違反した場合とは、刑事罰・過料・課徴金が科された場合をいう。

- ・ レベル格付の指定を受けた J A ・信連は、別紙 3 により資金運用範囲の制限を行う。
- ・ レベル 3 の指定を受けた J A ・信連は、組織統合（信連・農林中金への事業譲渡等）を 6 か月以内に（経営破綻の場合は直ちに）実行する。
- ・ 指定を受けた J A ・信連は、経営悪化や破綻を未然に防止するため、農林中金との協議により、以下の経営改善策を策定し取り組む。

<経営改善取組内容>

- 相互けん制機能強化等、資金運用体制の整備・見直し、会計監査人から無限定適正意見の会計監査報告を受ける 等
- ・ 指定を受けた J A ・信連は、農林中金が外部専門家と連携して行うガバナンスの有効性にかかる調査に応じるものとし、調査結果を踏まえて農林中金が必要と判断する場合は、ガバナンスの再構築に取り組む。この際、J A ・信連は、自ら必要とする場合に、外部からの役員等派遣を中央本部に対し要請することができる。

2 要改善 J A（不祥事点検基準・体制整備基準）

別紙 1 - 2 の報告により、以下の基準に該当した J A は、経営改善に取り組む。

	指定基準
要改善 J A（不祥事点検基準）	☐ 不祥事が発生し以下の不祥事点検基準に該当 ・組織性、隠蔽、長期間、反復、多額等 ☐ 行政庁から信用事業にかかる業務改善命令等（資金運用体制以外）を受けた場合
要改善 J A（体制整備基準）	☐ 体制整備基準（資金運用体制以外）の項目が未整備

- ・ 要改善 J A の指定にあたっては、農林中金は信連等と事前協議を行う。
- ・ 指定を受けた J A は、要改善 J A（不祥事点検基準）にあつては再発防止策、要改善 J A（体制整備基準）にあつては体制整備計画を、農林中金との協議により策定し経営改善に取り組む。

※ レベル格付および要改善 J A の指定にあたり、別紙 1 - 2 の報告（体制整備モニタリング）において体制整備基準項目の未整備が確認された場合、指定まで 6 か月間の猶予期間を設ける。この間、該当 J A は速やかに体制整備に取り組む。

(共通)

- ・ 上記の指定基準、経営改善取組内容、経過措置等の具体的な内容については、中央本部で審議のうえ、経営管理委員会で決定し、別に定める。(J Aについては、J Aバンク健全化要綱において定める。)
- ・ 農林中金は、J Aバンク会員にかかる経営状況、経営の点検結果その他指導を行う上で必要とする事項について、信連その他必要と認めるものに開示することができる。

資金運用制限の内容

別紙2-1・2-2により、レベル格付に指定されたJA・信連は、原則以下の資金運用制限を行い、信連・農林中金と月次資金協議を行って運用する。

1 JA

	運用対象	
レベル 1	貸出	・地公体向け貸出 ・地公体外郭団体（地公体が保証あるいは損失補償を行う先）に対する貸出 ・国・地公体の保証・損失補償付き組合員向け貸出（短期つなぎ資金を含む） ・自組合貯金担保、共済担保、有価証券担保貸出 ・その他JAバンク健全化要綱で定める保証・担保付き貸出
	有価証券	・国債 地方債 政府保証債 ・農林債券 ・既存の有価証券は、ロスカット水準を設定し、損失を拡大させずに処分する。
レベル 2 3	貸出	・新規資金運用は信連・農林中金への預け金に限定する。 ※ただし、以下を除く ・自組合貯金担保貸出 ・国・地公体の保証・損失補償付き組合員向け貸出（短期つなぎ資金を含む） ・その他JAバンク健全化要綱で定める保証・担保付き貸出
	有価証券	・既存の有価証券は、ロスカット水準を設定し、損失を拡大させずに処分する。

2 信連

	運用対象
レベル 1	○ 新規運用は、正常先または優良担保保証付案件への貸出や、公共債等の低リスク銘柄への投資に限定。 ○ 運用総枠、業種別・格付別シーリング、与信期間等の設定。 ○ ロスカットルール of 厳格化。
レベル 2 3	○ 新規与信行為の停止。

（共通）

- ・ 次期決算期までに、事業再編または組織統合を行うこと、経営改善・資本注入により当該レベル区分以上に自己資本比率が改善すること、資金運用体制にかかる体制整備基準に基づく問題解消が確実な場合、または再発防止策（体制整備計画）の着実な実践により問題解消が確実な場合、特定の地域・事業に限定されたガバナンスに問題ある不祥事件の場合には、運用内容を厳格に月次精査することを条件に、資金運用制限の一部または全部の適用を、一時留保・修正することができる。
- ・ 係争案件等を抱えるケースで、十分な対策が事前に用意できている場合には、運用内容を厳格に月次精査することを条件に、資金運用制限の適用を一時留保することができる。
- ・ その他、JAにおいて、資金運用制限の適用を留保することができる場合の取扱い等については、JAバンク健全化要綱で定める。
- ・ 資金運用制限適用の一時留保・修正については、中央本部で審議のうえ、経営管理委員会で決定する。

別紙 4

指定支援法人によるレベル格付 J A・信連にかかる 支援策と支援の前提条件

レベル格付の指定を受けた J A・信連が、経営改善を実施するうえで、指定支援法人による支援を受ける場合、以下の前提条件を充足しなければならない。

レベル格付と活用可能な支援策		支援供与水準 (以下の範囲内で事案毎に中央本部で審議)	支援の前提条件
利子補給 (レベル 1～3)		○対象となる借入れ：貯払い資金または事業再編もしくは組織統合に必要な資金の農林中金または信連からの借入れ ○期間：10 年以内 ○利子補給率：1 % 以内	○経営責任の明確化を行うこと ○中央本部の審議を経た計画に基づき自助努力を徹底すること
債務保証 (レベル 1～3)		○対象となる借入れ：利子補給と同じ ○期間：10 年以内 ○保証割合：100 % 以内 ○保証料率：0.1 % 以内	○利子補給と同じ
資本注入	事業再編型 (レベル1～3)	○事業再編または組織統合を行うために必要かつ相当な金額	○レベル 1、2 J A については、J A の理事会または経営管理委員会において事業再編を行う方針を指定後 1 年以内に決定すること ○10 年以内に確実に消却原資を確保するための実効的な計画を策定すること ○中央本部の審議を経た計画に基づき自助努力を徹底すること
	緊急支援型 (レベル2)	○一次支援：経営悪化や破綻の蓋然性が消失する水準 ○二次支援：事業再編を行うために必要かつ相当な金額	○「当該事業年度の末日の自己資本比率が 8 % 未満となる蓋然性が高く、かつ経営悪化や破綻に至る蓋然性が高い J A」としてレベル 2 の指定を受けること ○一次支援を行う場合：J A の理事会または経営管理委員会において、事業再編にかかる契約について J A 総会決議による承認を指定後 1 年以内に受ける方針および自己責任を果たす方針を決定すること ○二次支援を行う場合： ・事業再編にかかる契約について J A 総会決議による承認を指定後 1 年以内に受けること ・自己責任を果たすこと ・10 年以内に確実に消却原資を確保するための実効的な計画を策定すること ・中央本部の審議を経た計画に基づき自助努力を徹底すること
	自力再建型 (レベル1～2)	○自己資本比率 4 % 超 10 % までの範囲内	○責任ある経営体制を確立すること ○以下について実効的な経営改善策を策定すること ・10 年以内に確実に消却原資を確保すること ・注入する資本控除後の実質自己資本比率を経営改善の開始後 5 年以内に 8 % 以上に改善すること ○中央本部の審議を経た計画に基づき自助努力を徹底すること

資金贈与	費用助成 (レベル1～3)	○助成対象：J A信用事業譲渡を円滑に進めるために必要かつ相当な費用（継続的に発生する費用に対する助成は5年間を上限）	○利子補給と同じ
	財務支援・事業再編型 (レベル1～3)	○事業再編または組織統合を行うために必要かつ相当な金額	○レベル1、2 J Aについては、J Aの理事会または経営管理委員会において事業再編を行う方針を指定後1年以内に決定すること ○破綻処理3原則（減資、経営責任の追及、組織の消滅）に準じた対応を行うこと（貯保法を適用する破綻処理の場合には破綻処理3原則を遵守） ○中央本部の審議を経た計画に基づき自助努力を徹底すること
	財務支援・緊急支援型 (レベル2)	○一次支援：経営悪化や破綻の蓋然性が消失する水準 ○二次支援：事業再編を行うために必要かつ相当な金額	○「当該事業年度の末日の自己資本比率が8%未満となる蓋然性が高く、かつ経営悪化や破綻に至る蓋然性が高いJ A」としてレベル2の指定を受けること ○一次支援を行う場合：J Aの理事会または経営管理委員会において、事業再編にかかる契約についてJ A総会決議による承認を指定後1年以内に受ける方針および破綻処理3原則に準じた対応を行う方針を決定すること ○二次支援を行う場合： ・事業再編にかかる契約についてJ A総会決議による承認を指定後1年以内に受けること ・破綻処理3原則に準じた対応を行うこと ・中央本部の審議を経た計画に基づき自助努力を徹底すること
損害担保	事業譲渡型 (レベル1～3)	○対象債権：J A信用事業譲渡を円滑に進めるために損害担保を付すことが必要と認められる農業または関連産業向け貸付け ○補償額：譲受時の残元本の毀損額の50%以内 ○対象債権から回収益が発生した場合、その50%以上を指定支援法人に納付 ○期間：10年以内	○利子補給と同じ ○責任ある事業運営体制を確立すること ○事業譲渡による抜本処理が最適であると判断されること
	一部事業譲渡型※ (レベル1～2)		

※ 一部事業譲渡型：J Aにおける農業者向け取引の一部を信連・農林中金に譲渡し、地域農業基盤の維持・強化の観点から、一定の時間をかけながら債務者管理・経営改善支援をより適切に行う場合

- ・ 支援の具体的な内容については、中央本部で審議のうえ、経営管理委員会で決定し、別に定める。（J AについてはJ Aバンク健全化要綱において定める。）
- ・ 中央本部の審議を経る計画には、具体的な経営改善策または組織統合の内容を盛り込む。
- ・ 農水産業協同組合貯金保険法に基づく資金援助を補完するため、債務保証、資本注入（事業再編型）、資金贈与（財務支援・事業再編型）を活用することができる。
- ・ J Aバンク全体の信用秩序を維持する上で緊急かつ必要やむを得ないと認めた場合には、例外的な取扱いができるものとし、その実施については、中央本部で審議のうえ、経営管理委員会で決定する。

別紙 5－1

会計監査人監査に代わる調査

以下の実施基準に該当し、かつ農林中金が調査対象として決定した J A は、会計監査人を置く旨の定款の定めを設けるまでの間、以下の調査に応じる。

○各事業年度の開始の時ににおいて農業協同組合法施行令第 22 条第 1 項に定める規模に達しておらず、かつ当該事業年度に開催される通常総会の時点で会計監査人を置く旨の定款の定めを設けていない J A

<調査の内容>

- 計算書類等の正確性の検証
- 内部管理態勢の有効性の検証
- 会計監査人の設置その他の経営基盤の強化（事業再編を含む。）についての J A 代表理事との協議
- ・ 調査の具体的な内容等については、J A バンク健全化要綱において定める。

事業再編選択ＪＡにかかる本方針の適用ならびに 指定支援法人による支援策と支援の前提条件

1 本方針の適用

(1) 事業再編選択ＪＡについては、Ⅲの 7 (2) および別紙 5 - 1 を下表のとおり読み替えて適用する。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
Ⅲの 7 (2)	(1) に該当しないＪＡは、会計監査人を置く旨の定款の定めを設けるよう努める。また、当該ＪＡは、	(1) に該当しない事業再編選択ＪＡは、
	当該定款の定めを設けるまでの間	事業再編が完了するまでの間
別紙 5 - 1	<調査の内容> ➤ 計算書類等の正確性の検証 ➤ 内部管理態勢の有効性の検証 ➤ 会計監査人の設置その他の経営基盤の強化（事業再編を含む。）についてのＪＡ代表理事との協議	<調査の内容> ➤ 計算書類等の正確性の検証 ➤ 事業再編の進捗状況の確認

(2) 別紙 2 - 2 にかかわらず、事業再編選択ＪＡについては、別紙 1 - 2 の報告において内部監査体制または資金運用体制（貸出・審査体制）のうちＪＡバンク健全化要綱において定める項目が未整備であっても、事業再編が完了するまでの間指定を行わない。

2 活用可能な支援策と支援の前提条件等

事業再編選択ＪＡが、指定支援法人による支援を受ける場合、以下の前提条件を充足しなければならない。

活用可能な支援策	支援供与水準 (以下の範囲内で事案毎に中央本部で審議)	支援の前提条件
資金贈与 (費用助成)	○助成対象：事業再編による経営基盤強化を円滑に進めるために必要かつ相当な費用（継続的に発生する費用に対する助成は 3 年間を上限）	○事業再編にかかる契約についてＪＡ総会決議による承認を受けること ○事業再編による経営基盤強化の計画を策定し実践すること

- ・ 支援の具体的な内容については、ＪＡバンク健全化要綱において定める。
- ・ 事業再編選択ＪＡが再編成希望ＪＡに該当しかつ再編成希望ＪＡにかかる支援の前提条件等を充足する場合、この支援策と重複して再編成希望ＪＡにかかる支援を受けることができる。

別紙 6

指定支援法人による再編成希望 J A にかかる 支援策と支援の前提条件

再編成希望 J A が、指定支援法人による支援を受ける場合、以下の前提条件を充足しなければならない。

1 支援対象と活用可能な支援策

支援対象	活用可能な支援策
レベル格付の指定を受けていない再編成希望 J A	利子補給、債務保証、資金贈与（費用助成）、損害担保

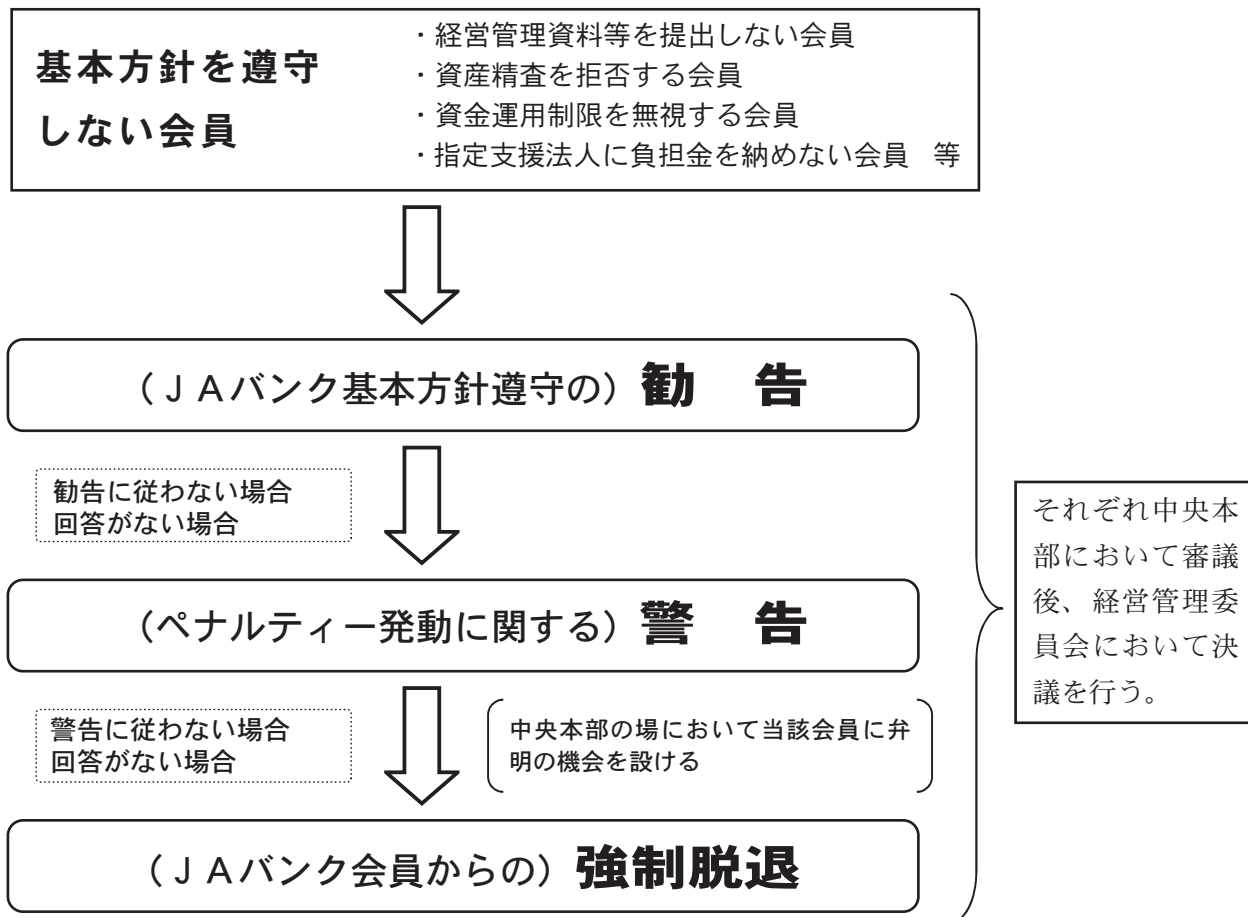
2 支援の前提条件等

支援策	支援供与水準 (以下の範囲内で事案毎に 中央本部で審議)	支援の前提条件
利子補給	○対象となる借入れ：J A 信用事業譲渡に必要な資金の農林中金または信連からの借入れ ○期間：10 年以内 ○利子補給率：1 % 以内	○営農・経済事業に注力することを目的とした J A 信用事業譲渡の計画を策定し実践すること
債務保証	○対象となる借入れ：利子補給と同じ ○期間：10 年以内 ○保証割合：100 % 以内 ○保証料率：0.1 % 以内	
資金贈与 (費用助成)	○助成対象：J A 信用事業譲渡を円滑に進めるために必要かつ相当な費用（継続的に発生する費用に対する助成は 5 年間を上限）	
損害担保	○対象債権：J A 信用事業譲渡を円滑に進めるために損害担保を付すことが必要と認められる農業または関連産業向け貸付け ○補償額：譲受時の残元本の毀損額の 80 % 以内 ○対象債権から回収益が発生した場合、その 80 % 以上を指定支援法人に納付 ○期間：10 年以内	

- ・ 支援の具体的な内容については、J A バンク健全化要綱において定める。

基本方針を遵守しない会員に対する措置（ペナルティー）

J Aバンク全体の信頼性を確保するため、本方針を遵守しない会員に対し、以下のとおり、農林中金は遵守の勧告・ペナルティー措置の発動に関する警告を行い、これを経てなお改善が認められない場合には、J Aバンク会員からの強制脱退措置を講じるものとする。



【強制脱退の効果】

- 1 「J Aバンク会員名簿」からの削除
- 2 「J Aバンク」商標の使用禁止
- 3 指定支援法人の支援対象からの除外 等

別表

特定承継会社にかかる本方針の適用

特定承継会社については、以下のとおり本方針を適用する。

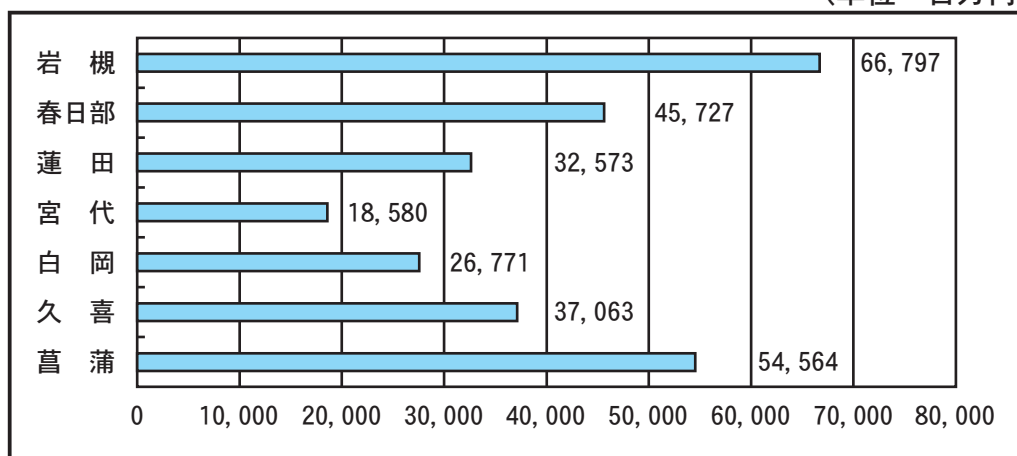
本方針の規定	特定承継会社への適用
○ I の 1、2、4、5 および 6 ○ III の 1 ○ III の 5 および 6、別紙 2－1、別紙 2－2 ならびに別紙 4 ○ III の 8 および別紙 6 ○ III の 9 ○ 附則 16 および別紙 5－2	農林中金とみなして適用する。
○ I の 3 ○ III の 2 ((3) を除く)	信連とみなして適用する。
○ IV	J Aバンク会員とみなして適用する。

令和4年度主要事業管内別実績

1. 信用事業

貯金残高合計 282,078 百万円

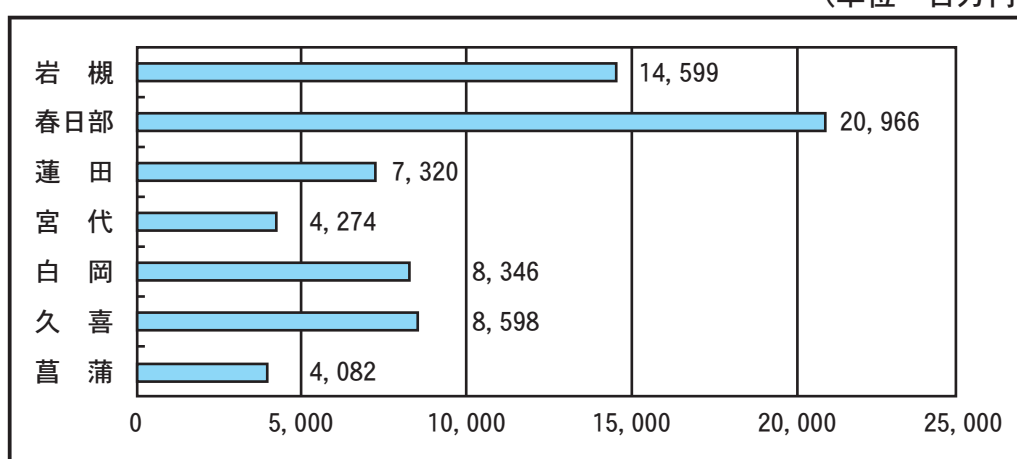
(単位：百万円)



貸出金残高合計 68,189 百万円

(貸付留保金 1,210 百万円を含んだ合計金額となっております。)

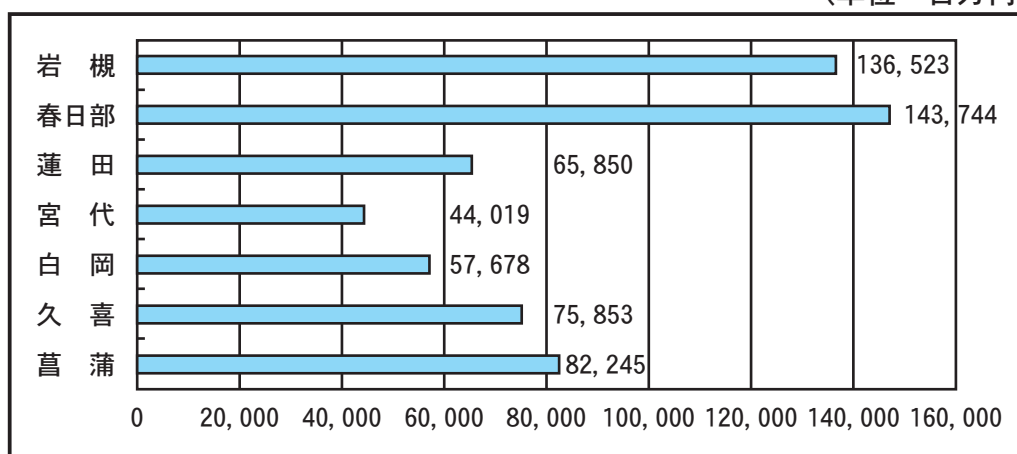
(単位：百万円)



2. 共済事業

長期共済保有高合計 605,912 百万円

(単位：百万円)

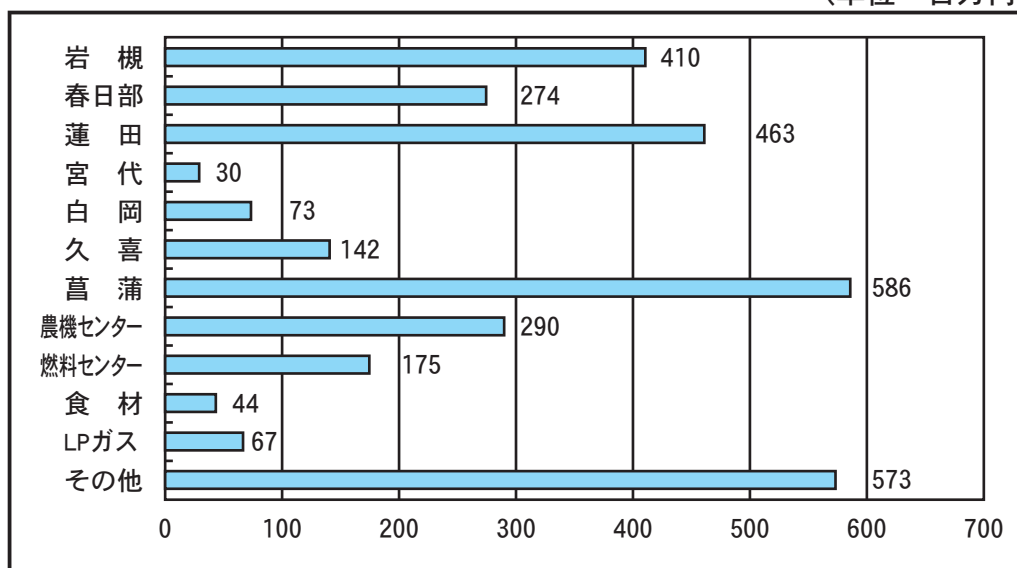


3. 購買事業

購買品取扱実績合計 3,128 百万円

(その他は農産物直売所の購買品取扱実績です。)

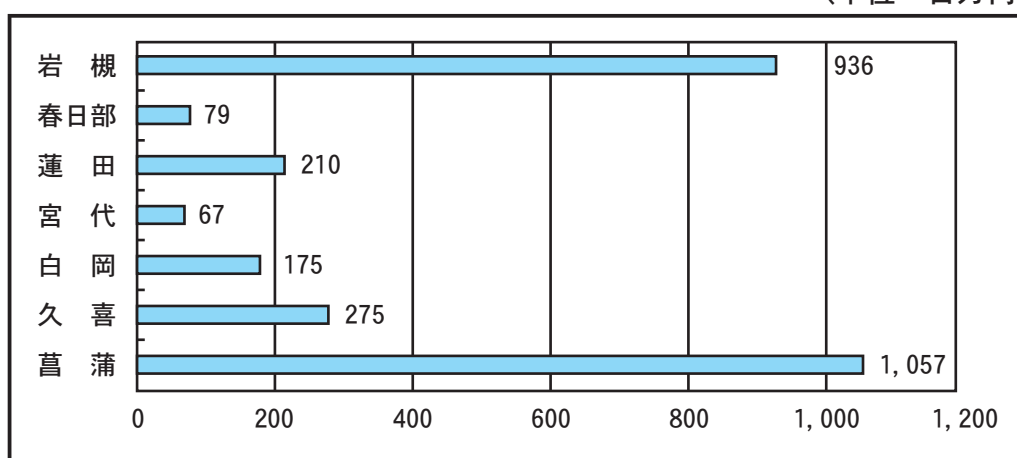
(単位：百万円)



4. 販売事業

販売品取扱実績合計 2,802 百万円

(単位：百万円)



MEMO

ロゴマーク



(ロゴマークのコンセプト)

J A 南彩の「N A N S A I」から「N」「S」の文字を組み合わせたロゴマークには、next stageへという意味が込められています。「N」「S」をばらして組み合わせると合併25周年に作成されたということで「25」にも見えるようになっています。矢印には「ふれあいネットワーク」でお互い意見が交わるような意味があります。

キャッチコピー

“地域”に寄り添い “未来”に繋ごう

(キャッチコピーのコンセプト)

キャッチコピーには多くの地域の方の身近な存在になりたい、農業を続ける方が少なくなっている中、若い人たちと農業を繋いでいきたいという想いが込められています。

第27回 通常総代会資料

南彩農業協同組合

〒344-0064 埼玉県春日部市南二丁目4番30号

TEL 048(720)8051 [代表]

FAX 048(720)8052

URL <https://www.ja-nansai.or.jp>

